

# 『吾妻鏡』にみる回祿記事

野口 武司

一

『吾妻鏡』所載の回祿記事は、後掲表一・表二に示す如く、都合二〇二条を数え、之に就いて、○各歴代六將軍記の所載条数と、◎各歴代六將軍記の各一年当りの平均所載条数とが各々如何程になるかを検覈してみるに、先ず、○に就いては、頼朝將軍記に三八条、頼家將軍記に五条、実朝將軍記に三一条、頼経將軍記に八二条、頼嗣將軍記に二二条、そして宗尊親王將軍記に二四条存することが分かる。次に、◎に就いては、頼朝將軍記に二、四〇条、頼家將軍記に〇、八八条、実朝將軍記に一、八四条、頼経將軍記に三、二二条、頼嗣將軍記に二、八一条、そして宗尊親王將軍記に二、〇七条存することが知られる。此等○◎の中、特に◎に拠つて、当該記事の各將軍記に於ける各一年当りの所載条数の点で最も卓越するのは、頼経將軍記の三、二二条であり、二、八一条を有する頼嗣將軍記が其れに次ぎ、以下、頼朝將軍記(二、四〇条)→宗尊親王將軍記(二、〇七条)→実朝將軍記(一、八四条)→頼家將軍記(〇、八八条)の順に続いてい

表一

将軍記	所載条数	叙述対象期間	1年当りの平均 所載条数
頼朝	38条	15、83年	2、40条
頼家	5条	5、67年	0、88条
実朝	31条	16、83年	1、84条
頼経	82条	25、50年	3、22条
頼嗣	22条	7、83年	2、81条
宗尊親王	24条	11、58年	2、07条
合計	202条	83、25年	2、43条

ること。而して、其等六將軍記全体を通して観た各一年当りの平均所載条数は、二、四三条であり、之を上廻るのは、六將軍記中、頼経・頼嗣両將軍記のみであり、他余の四將軍記にあつては、全て其れを下廻っていること、等を指摘し得るのである。

扱、『吾妻鏡』所載の回祿記事を通観するに、其の繁簡精粗にして諸種多様に互る記載内容から種々様な事柄をばみ分け得るが、此等に就いては、大凡、左記に示す如き分類項目(事項)毎に弁析整理し得るように思う。即ち、

A、回祿場処・個処に就いては、其れが京洛方(a) (此の領域・範圍に就いては、拙稿「吾妻鏡」にみる京洛方記事(本誌第二十五号)に於けると同じ。)であるか、其れとも非京洛

方(a) (此の場合は、後掲表二中の各該當欄に括弧付けを以て其の所属国名を記してある。)であるか。又、此等a'a'双方 (但し、茲に謂うa'には、後掲表二中に●印を以て示してある「鎌倉」は、含まれていない。)にあつ

て、其の回祿に就いての諸情報「鎌倉」に齎される事に関して、其れが使者・使節・飛脚等の「注進」「告知」に基拠すると謂う形式の下に記載されているもの(a)か、其れとも、然うした諸情報が、之を「注進」「告知」する伝達者の介在無しの形を採つて記載されているもの(a)か、の孰れであるか。

B、前記Aに就き、其の回祿の規模、或いは件の回祿の及ぶ境域・範圍・区画等に関わる具象的記載を有するもの(b) (例えば、「某」前「某」邊「某」近隣「某」類「某」以(東・西・南・北等)「某」并(某)「某」以(已)下「以下」某「至」某「及」某「不」及「他所」等と謂つた語辭・文言を以て記載されている事例は、件の(b)の範疇として茲に所属せしめてある。)か、其れとも、然うした記載を有しないもの(b)か、の孰れであるか。

C、回祿発生の事由乃至状況に就いて、其れが鬭諍・争覇に因由するもの(c)か、其れとも、然うした事に因由しないもの(c)か、の孰れであるか。将又、其の回祿発生が「失火」に因るもの(c)か、其れとも「放火(縱火)」「焼拂」も「放火」に因るもの(c)か、の孰れであるか。

D、焼失・焼亡した第宅・宅地・建造物等の所有者 (幕府及び其の附属(隨)機関・機構等の其れは、將軍家とし、御所(禁裡)及び其の附属(隨)機関・機構等の其れは、天・上・法皇)として乃至は然

様な第宅・建造物等への宿慮者に関わる具象的記載(附帯官職名のみの場合も、他の史徴に依り、該人物名を特定し得るものは、之を含めてある。)を有するもの(d)か、

其れとも、然うした記載を有しないもの(e)か、の孰れであるか。

E、出火元・場処・個処に関わる具象的記載(特定固有の宅地名をも此処に含めてある。)を有するもの(e)か、其れとも、然うした記載を有しない

もの(e)か、の孰れであるか。

F、出火の日時・刻限に関わる具象的記載を有するもの(f)か、其れとも、然うした記載を有しないもの(f)か、更に

此等兩種類中、特に(f)にあって、出火より鎮火に至る迄の日時か刻限、若しくは其等双方に就いての具象的記載を有するもの(f)か、の孰れであるか。

G、回祿時に於ける気象・天候に就いての具象的記載を有するもの(g)か、其れとも、然うした記載を有しないもの

(g)か、の孰れであるか。

H、回祿に依る後刻乃至は後日への影響と観られる事述・事象を語り示す記載を有するもの(h)か、其れとも、然うした記載を有しないもの(h)か、の孰れであるか。

I、上記Cの中、特にC種類記事に就いての概要摘記。

而して斯うしたA〜I、中に就き、A〜Hなる各分類項目(事項)に関わる諸記載の各々が、同書所載の回祿記事

(但し、件の記事は、同書の叙述対象期間たる治承四年四月九日より文永三年七月廿日迄に発生した回祿、乃至は之に関わるものである。)

中に如何ように所見されるか、先ず以て、後論の資とすべく其の全事例をば、歴代六將軍記毎に其の叙述順序に随つて列記すると共に、之を分かり易く纏めて一括して

示す表二を掲記することから始めよう。

各記載事例下の諸記号は、先記A〜Iの中、Iを除く各分類項目(事項)中の各種類を示し、其のIなる分類項目(事項)に就いては、改めて後掲表二中に示すこととする。

賴朝將軍記

- 1、雨降。高倉宮去十五日密々入御三井寺。象徒於法輪院構御所之由。風聞京都。仍源三位入道。近衛河原亭自放火。相率子姪家人等。參向宮御方云々。……<sup>a<sub>1</sub>a<sub>2</sub>b<sub>1</sub>c<sub>1</sub>d<sub>1</sub>e<sub>1</sub>f<sub>1</sub>g<sub>1</sub>h<sub>1</sub></sup> 治承4・5・19条
- 2、入道三品中山堂并山庄等燒亡。……<sup>a<sub>1</sub>a<sub>2</sub>b<sub>1</sub>c<sub>1</sub>d<sub>1</sub>e<sub>1</sub>f<sub>1</sub>g<sub>1</sub>h<sub>1</sub></sup> " 4・5・24条
- 3、官兵等燒拂宇治御室戶。是三井寺象徒依構城郭也。……<sup>a<sub>1</sub>a<sub>2</sub>b<sub>1</sub>c<sub>1</sub>d<sub>1</sub>e<sub>1</sub>f<sub>1</sub>g<sub>1</sub>h<sub>1</sub></sup> " 4・5・27条
- 4、快晴。三嶋社神事也。(中略)子尅。牛鋏東行。定綱兄弟留于信遠宅前田頭訖。定綱。高綱者。相具案内者。  
北條殿雜色字源藤太。廻信遠宅後。經高者進於前庭。先發矢。是源家征平氏最前一箭也。于時明月及午。殆不異白晝。信遠郎從等見經高之競到射之。信遠亦取太刀。向坤方立逢之。經高棄弓取太刀。向良相戰之間。兩方武勇揭焉也。經高中矢。其刻定綱自後面來加。討取信遠畢。北條殿以下進於兼隆館前天滿坂之邊。發矢石。而兼隆郎從多以爲拜三嶋社神事參詣。其後到留黃瀨川宿逍遙。然而所殘留之壯士等爭死挑戰。此間。定綱兄弟討信遠之後馳加之。爰武衛發軍兵之後。出御緣。令想合戰事給。又爲令見放火之煙。以御廐舍人江太新平次。雖令昇于樹之上。良久不能見煙之間。召爲宿直所被留置之加藤次景廉。佐々木三郎盛綱。堀藤次親家等。被仰云。速赴山木。可遂合戰云々。手自取長刀。賜景

廉。討兼隆之首。可持參之旨。被仰含云々。仍各奔向於蛭鳴通之堤。三輩皆不及騎馬。盛綱。景廉任嚴命。入彼館。獲兼隆首。郎從等同不免誅戮。放火於室屋。悉以燒失。既曉天。歸參士卒等群居庭上。武衛於緣覽兼隆主從之頸云々。…… $a^2 a^4 b^2 c^4 d^1 e^1 f^1 g^2 h$

4・8・17条

5、陰。入夜甚雨如沃。今日寅尅。武衛相率北條殿父子。盛長。茂光。實平以下三百騎。陣于相摸國石橋山給。(中略)亦伊東二郎祐親法師率三百餘騎。宿于武衛陣之後山兮。欲奉襲之。三浦輩者。依及晚天。宿于丸子河邊。遣郎從等。燒失景親之黨類家屋。其煙燻半天。景親等遙見之。知三浦輩所爲之由。訖。相議云。今日已雖臨黃昏。可遂合戰。期明日者。三浦衆馳加。定難喪敗。歟之由。群議事訖。數千強兵襲武衛之陣。…… $a^2 a^4 b^2 c^1 d^2 e^1 f^1 g^1 h$

4・8・23条

6、甲斐國源氏武田太郎信義。一條次郎忠賴已下。聞石橋合戰事。奉尋武衛。欲參向于駿河國。而平氏方人等在信濃國云々。仍先發向彼國。去夜止宿于諫方上宮庵澤之邊。及深更。青女一人來于一條次郎忠賴之陣。稱有可申事。忠賴乍怪。招于火爐頭。謁之。女云。吾者當宮大祝篤光妻也。爲夫之使。參來。篤光申源家御祈禱。爲抽丹誠。參籠社頭。既三ケ日。不出里亭。爰只今夢想。着梶葉文直垂。駕葦毛馬之勇士一騎。稱源氏方人。指西揚鞭畢。是偏大明神之所示給也。何無其恃哉。覺之後。雖可令參啓。侍社頭之間。令差進云々。忠賴殊信仰。自求出野劍一腰。腹卷一領。與彼妻。依此告。則出陣。襲到于平氏方人菅冠者伊那郡大田切郷之城。冠者聞之。未戰放火於館。自殺之間。各陣于根上河原。相議云。去夜有祝夢想。今思菅冠者滅亡。預明神之罰歟。然者。奉寄附田園於兩社。追可申事由於前武衛

歟者。皆不及異儀。…… a<sup>2</sup>a<sup>4</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h

7、出安房國。令赴上總國給。所從之精兵及三百餘騎。而廣常聚軍士等之間。猶遲參云々。今日。千葉介

常胤相具子息親類。欲參于源家。爰東六郎大夫胤賴談父云。當國目代者。平家方人也。吾等一族悉出境參

源家。定可誅兇害。先可誅之歟云々。常胤早行向可追討之旨加下知。仍胤賴。并甥小太郎成胤。相

具郎從等。競襲彼所。目代元自有勢者也。令數十許輩防戰。于時北風頻扇之間。成胤廻僕從等於館後

令放火。家屋燒亡。目代爲遁火難。已忘防戰。此間胤賴獲其首。…… a<sup>2</sup>a<sup>4</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h

4・9・13 条

8、又足利太郎俊綱爲平家方人。燒拂同國府中民居。是屬源家輩令居住之故也。…… a<sup>2</sup>a<sup>4</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h

4・9・30 条

9、丑尅。廣常入秀義逃亡之跡。燒拂城壁。其後分遣軍兵等於方々道路。搜求秀義主之處。入深山。赴奧

州花園城之由。風聞云々。…… a<sup>2</sup>a<sup>4</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h

4・11・6 条

10、廣常以下士卒。歸參御旅館。申合戰次第。及秀義逐電。城郭放火等事。軍兵之中。熊谷次郎直實。平山武者

所季重。殊有勳功。於所々進先登。更不顧身命。多獲凶徒首。仍其賞可抽傍輩之旨。直被仰下

云々。…… a<sup>2</sup>a<sup>3</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h

4・11・7 条

11、左兵衛督平知盛卿率數千官兵。下向近江國。與源氏山本前兵衛尉義經。同弟柏木冠者義兼等合戰。義經已下

棄身忘命。雖挑戰。知盛卿以多勢之計。放火烧廻彼等館并郎從宅之間。義經義兼失度逃亡。是去八月。於

東國。源家舉義兵之由傳聞之。以降。雖卜居於近國。偏存關東一味之儀。頗忽緒平相國禪閣威之故。今及此攻云々。…… $a^1 a^4 b^1 c^4 d^1 e^2 f^2 g^2 h$

4 · 12 · 1 条

12、今日。園城寺爲平家燒失。金堂以下堂舍塔廟。并大小乘經卷。顯密聖教。大畧以化灰燼云々。…… $a^1 a^4 b^1 c^1 d^1 e^1 f^1 g^1 h$

4 · 12 · 12 条

13、今日。重衡朝臣燒拂南都云々。東大興福兩寺郭內。堂塔一字而不免其災。佛像經論同以回祿云々。…… $a^1 a^4 b^1 c^4 d^1 e^1 f^2 g^2 h$

4 · 12 · 12 条

14、去年十二月廿八日。南都東大寺。興福寺已下堂塔坊舍。悉以爲平家燒失。僅勅封倉寺封倉等免此災。火焰及大佛殿之間。不堪其口。周章投身。燒死者三人。兩寺之間。不意燒死者百餘人之由。今日風聞于關東。是相摸國毛利庄住人僧印景之說也。印景爲學道。此兩三年在南都。依彼滅亡歸國云々。…… $a^1 a^3 b^1 c^1 d^1 e^1 f^1 g^2 h$

4 · 12 · 28 条

15、熊野山惡僧等。去五日以後亂入伊勢志摩兩國。合戰及度々。至于十九日。浦七箇所皆悉追捕民屋。平家々々人爲彼。或捨要害之地逃亡。或伏誅又被疵之間。彌乘勝。今日燒拂二見浦人家。攻到于四瀨河邊之處。平氏一族關出羽守信兼相具姪伊藤次已下軍兵。相逢于船江邊防戰。惡僧張本戒光字大頭八郎房中信兼之箭。仍象徒引退于二見浦。擲取下女齡三四十考并少童五考等。以上三十余人令同船。指熊野浦解纜云々。尋此濫觴。南海道者。當時平相國禪門虜掠之地也。而彼山依奉祈關東繁榮。爲亡平氏方人。有此企云々。平相國禪門驕奢之餘。蔑如朝政。忽緒神威。破滅佛法。惱亂人庶。近則放入使者於伊勢國神三

養和 1 · 1 · 18 条



郡。大神宮。充課兵糧米。追捕民烟。天照太神鎮坐以降千百餘歲。未有如此例云々。凡此兩三年。彼禪門及子葉孫枝可敗北之由。都鄙貴賤之間。皆蒙夢想。其旨趣雖區分。其料簡之所罩。只件氏族事也。…… a<sup>1</sup> a<sup>2</sup> b<sup>2</sup> c<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>2</sup> f<sup>2</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>

” 1 · 1 · 21 条

16、大中能親自伊勢國。通書狀於中八維平之許。是去正月十九日。號熊野山湛增之從類。濫入伊雜宮。鑽

破御殿。犯用神寶之間。爲一禰亘成長神主沙汰。奉遷御躰於內宮之處。同廿六日。件輩亦襲來山田宇

治兩鄉。燒失人屋。奪取資財訖。天照大神鎮坐以來千百餘歲。皇御孫尊垂跡之後六百餘年。未有如此

例。當時源家再興之世也。尤可有謹慎之儀者。維平覽此狀。湛增候御方。有此企。殊驚聞食。爲敬神

可有御立願之旨。被報仰云々。…… a<sup>1</sup> a<sup>2</sup> b<sup>2</sup> c<sup>1</sup> d<sup>2</sup> e<sup>2</sup> f<sup>2</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>

” 1 · 3 · 6 条

17、源廷尉義經飛脚自西國參着。申云。去月十七日。僅率百五十騎。凌暴風。自渡部解纜。翌日卯尅。着于

阿波國。則遂合戰。平家從兵或被誅。或逃亡。仍十九日。廷尉被向屋嶋訖。此使不待其左右馳參。而於

播磨國顧後之處。屋嶋方黑煙聳天。合戰已畢。內裏以下燒亡無其疑云々。…… a<sup>2</sup> a<sup>3</sup> b<sup>1</sup> c<sup>1</sup> d<sup>1</sup> e<sup>2</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup>

文治 1 · 3 · 8 条

18、今日。前三位中將重衡於南都殞頸云々。是爲伽藍火災張本之間。衆徒強申請之云々。…… a<sup>1</sup> a<sup>2</sup> b<sup>2</sup> c<sup>1</sup> d<sup>2</sup> e<sup>2</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>1</sup>

” 1 · 6 · 23 条

19、雨降雷鳴。政所霹靂。雷落于因幡前司廣元廐之上。馬三疋斃。屋上并柱多以燒訖。而以一卷心經安棟上之

處。聊雖焦。字形鮮也。因州隨喜之餘。持參彼經於營中。申佛法之未落地事。拭感淚云々。…… a<sup>2</sup> b<sup>2</sup> c<sup>2</sup> c<sup>3</sup> d<sup>1</sup>

e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>

3 · 4 · 14 条

20、自<sub>レ</sub>去<sub>レ</sub>夜<sub>一</sub>雨<sub>一</sub>零。御<sub>一</sub>參<sub>一</sub>鶴<sub>一</sub>岳<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>例。日<sub>一</sub>中<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>後<sub>一</sub>屬<sub>レ</sub>霽。大<sub>一</sub>風。佐<sub>一</sub>野<sub>一</sub>太<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>基<sub>一</sub>綱<sub>一</sub>窟<sub>一</sub>堂<sub>一</sub>下<sub>レ</sub>宅<sub>一</sub>燒<sub>レ</sub>亡<sub>一</sub>。焰<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>飛。人<sub>一</sub>屋<sub>一</sub>數<sub>一</sub>十<sub>一</sub>字<sub>一</sub>災。依

爲<sub>レ</sub>鶴<sub>一</sub>岳<sub>一</sub>近<sub>一</sub>所。二<sub>一</sub>品<sub>一</sub>參<sub>一</sub>宮<sub>一</sub>中<sub>一</sub>給。諸<sub>一</sub>人<sub>一</sub>競<sub>一</sub>集<sub>一</sub>云<sub>一</sub>々。……a<sup>2</sup> b<sup>1</sup> c<sup>1</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>

4 · 1 · 1 条

21、酉<sub>一</sub>尅。親<sub>一</sub>能<sub>一</sub>飛<sub>一</sub>脚<sub>一</sub>自<sub>一</sub>京<sub>一</sub>都<sub>一</sub>參<sub>一</sub>着。去<sub>一</sub>十<sub>一</sub>三<sub>一</sub>日<sub>一</sub>六<sub>一</sub>條<sub>一</sub>殿<sub>一</sub>燒<sub>レ</sub>亡<sub>一</sub>云<sub>一</sub>々。寶<sub>一</sub>藏<sub>一</sub>并<sub>一</sub>御<sub>一</sub>倉<sub>一</sub>雖<sub>一</sub>遁<sub>レ</sub>災。於<sub>一</sub>長<sub>一</sub>講<sub>一</sub>堂<sub>一</sub>者<sub>一</sub>災。本<sub>一</sub>尊<sub>一</sub>奉<sub>一</sub>取<sub>一</sub>出

之<sub>一</sub>云<sub>一</sub>々。……a<sup>3</sup> a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>1</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>2</sup>

4 · 4 · 20 条

22、鎌<sub>一</sub>田<sub>一</sub>新<sub>一</sub>藤<sub>一</sub>次<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>使<sub>一</sub>者。上<sub>一</sub>洛。六<sub>一</sub>條<sub>一</sub>殿<sub>一</sub>火<sub>一</sub>事。殊<sub>一</sub>驚<sub>一</sub>申<sub>一</sub>給<sub>一</sub>之<sub>一</sub>故<sub>一</sub>也。被<sub>レ</sub>進<sub>一</sub>御<sub>一</sub>書<sub>一</sub>上。得<sub>レ</sub>意<sub>一</sub>可<sub>一</sub>然<sub>一</sub>之<sub>一</sub>樣<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>一</sub>伺<sub>一</sub>奏<sub>一</sub>之<sub>一</sub>由。被

遣<sub>一</sub>御<sub>一</sub>文<sub>一</sub>於<sub>一</sub>右<sub>一</sub>武<sub>一</sub>衛<sub>一</sub>云<sub>一</sub>々。……a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>1</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>

4 · 4 · 21 条

23、甚<sub>一</sub>雨<sub>一</sub>暴<sub>一</sub>風。追<sub>一</sub>泰<sub>一</sub>衡<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>向<sub>一</sub>岩<sub>一</sub>井<sub>一</sub>郡<sub>一</sub>平<sub>一</sub>泉<sub>一</sub>給。而<sub>一</sub>泰<sub>一</sub>衡<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>從。於<sub>一</sub>栗<sub>一</sub>原<sub>一</sub>三<sub>一</sub>迫<sub>一</sub>等<sub>一</sub>要<sub>一</sub>害。雖<sub>一</sub>礪<sub>一</sub>鑿。攻<sub>一</sub>戰<sub>一</sub>強<sub>一</sub>盛<sub>一</sub>之<sub>一</sub>間。奉

防<sub>一</sub>失<sub>一</sub>利。爲<sub>レ</sub>宗<sub>一</sub>之<sub>一</sub>者。若<sub>一</sub>次<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>者。爲<sub>一</sub>三<sub>一</sub>浦<sub>一</sub>介<sub>一</sub>被<sub>一</sub>誅<sub>一</sub>。同<sub>一</sub>九<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>大<sub>一</sub>夫<sub>一</sub>者。所<sub>一</sub>六<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>朝<sub>一</sub>光<sub>一</sub>討<sub>一</sub>獲<sub>一</sub>之<sub>一</sub>。此<sub>一</sub>外<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>從。悉<sub>一</sub>以<sub>一</sub>誅

戮。所<sub>一</sub>殘<sub>一</sub>卅<sub>一</sub>許<sub>一</sub>輩<sub>一</sub>生<sub>一</sub>虜<sub>一</sub>之<sub>一</sub>。(中<sub>一</sub>略<sub>一</sub>)泰<sub>一</sub>衡<sub>一</sub>過<sub>一</sub>平<sub>一</sub>泉<sub>一</sub>館。猶<sub>一</sub>逃<sub>一</sub>亡。絆<sub>一</sub>急<sub>一</sub>而<sub>一</sub>雖<sub>一</sub>融<sub>一</sub>自<sub>一</sub>宅<sub>一</sub>門<sub>一</sub>前。不<sub>一</sub>能<sub>一</sub>暫<sub>一</sub>時<sub>一</sub>逗<sub>一</sub>留。纔<sub>一</sub>遣<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>從

許<sub>一</sub>件<sub>一</sub>館<sub>一</sub>內。高<sub>一</sub>屋<sub>一</sub>寶<sub>一</sub>藏<sub>一</sub>等<sub>一</sub>縱<sub>一</sub>火。杏<sub>一</sub>梁<sub>一</sub>桂<sub>一</sub>柱<sub>一</sub>之<sub>一</sub>構。失<sub>一</sub>三<sub>一</sub>代<sub>一</sub>之<sub>一</sub>舊<sub>一</sub>跡。麗<sub>一</sub>金<sub>一</sub>昆<sub>一</sub>玉<sub>一</sub>之<sub>一</sub>貯。爲<sub>一</sub>一<sub>一</sub>時<sub>一</sub>之<sub>一</sub>新<sub>一</sub>灰。儉<sub>一</sub>存<sub>一</sub>奢<sub>一</sub>失。誠

以<sub>レ</sub>可<sub>一</sub>慎<sub>一</sub>者<sub>一</sub>哉。……a<sup>2</sup> a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>1</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>2</sup>

5 · 8 · 21 条

24、甚<sub>一</sub>雨<sub>一</sub>。申<sub>一</sub>剋。着<sub>一</sub>御<sub>一</sub>于<sub>一</sub>泰<sub>一</sub>衡<sub>一</sub>平<sub>一</sub>泉<sub>一</sub>館。主<sub>一</sub>者<sub>一</sub>已<sub>一</sub>逐<sub>一</sub>電。家<sub>一</sub>者<sub>一</sub>又<sub>一</sub>化<sub>一</sub>烟。數<sub>一</sub>町<sub>一</sub>之<sub>一</sub>緣<sub>一</sub>邊。寂<sub>一</sub>寞<sub>一</sub>而<sub>一</sub>無<sub>一</sub>人。累<sub>一</sub>跡<sub>一</sub>之<sub>一</sub>郭<sub>一</sub>內。彌<sub>一</sub>滅<sub>一</sub>而

有<sub>一</sub>地。只<sub>一</sub>颯<sub>一</sub>々<sub>一</sub>秋<sub>一</sub>風。雖<sub>一</sub>送<sub>一</sub>入<sub>一</sub>幕<sub>一</sub>之<sub>一</sub>響。蕭<sub>一</sub>々<sub>一</sub>夜<sub>一</sub>雨。不<sub>一</sub>聞<sub>一</sub>打<sub>一</sub>窓<sub>一</sub>之<sub>一</sub>聲。但<sub>一</sub>當<sub>一</sub>于<sub>一</sub>坤<sub>一</sub>角。有<sub>一</sub>一<sub>一</sub>宇<sub>一</sub>倉<sub>一</sub>廩。遁<sub>一</sub>餘<sub>一</sub>焰

之<sub>一</sub>難。遣<sub>一</sub>葛<sub>一</sub>西<sub>一</sub>三<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>清<sub>一</sub>重。小<sub>一</sub>栗<sub>一</sub>十<sub>一</sub>郎<sub>一</sub>重<sub>一</sub>成<sub>一</sub>等。令<sub>レ</sub>見<sub>一</sub>之<sub>一</sub>給。……a<sup>2</sup> a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>1</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> h<sup>2</sup>

5 · 8 · 22 条

25、着<sub>一</sub>御<sub>一</sub>于<sub>一</sub>志<sub>一</sub>波<sub>一</sub>郡。而<sub>一</sub>泰<sub>一</sub>衡<sub>一</sub>親<sub>一</sub>昵<sub>一</sub>俊<sub>一</sub>衡<sub>一</sub>法<sub>一</sub>師。驚<sub>一</sub>此<sub>一</sub>事。燒<sub>一</sub>失<sub>一</sub>當<sub>一</sub>郡<sub>一</sub>內<sub>一</sub>比<sub>一</sub>爪<sub>一</sub>館。逐<sub>一</sub>電<sub>一</sub>赴<sub>一</sub>奧<sub>一</sub>方<sub>一</sub>云<sub>一</sub>々。仍<sub>一</sub>爲<sub>一</sub>追<sub>一</sub>討<sub>一</sub>之<sub>一</sub>。遣

三浦介義澄。并義連。義村等畢。今日。二品令陣于陣岡蜂杜給。而北陸道追討使能員。實政等。靡出羽國狼  
嗥。參加之間。軍士廿八萬四千騎但加諸人  
郎從等也。面々打立白旗。各倚置黃間。秋尾花混色。晚頭月添勢  
云々。…… a<sup>1</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup> " 5・9・4条

26、二品令求奧州羽州兩國省帳田文已下文書給。而平泉館炎上之時。燒失云々。難知食其巨細。被尋古老之  
趣。奧州住人豊前介實俊。并弟橘藤五實昌。申存故實由之間。被召出。令問子細給。仍伴兄弟。暗注進兩  
國繪圖。并定諸郡券契。鄉里田畠。山野河海。悉以見此中也。注漏餘目三所之外更無犯失。殊蒙御感  
之仰。則可被召仕之由云々。…… a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>h<sup>1</sup> " 5・9・14条

27、冴陰。終日風烈。入夜。大倉觀音堂回祿。失火云々。別當淨臺房見煙火。涕泣。到堂砌悲歎。則爲奉出  
本尊。走入焰中。彼藥王菩薩者。爲報師德。燒兩臂。此淨臺聖人者。爲扶佛像。捨五躰。衆人所思。萬  
死不疑。忽然奉出之。衲衣纒雖焦。身躰敢無恙云々。偏是火不能燒之謂歟。…… a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup>

" 5・11・23条

28、齋。鶴岳宮法會。(中略)幕下御參宮。越後守。伊豆守。江間殿。小山左衛門尉。同七郎。三浦介。畠山二郎。和田  
左衛門尉。三浦左衛門尉。伊東四郎。葛西兵衛尉已下候御共。晚景事訖。還御之後供奉人等未退出。各候  
侍所。其中有廣田次郎邦房者。語傍輩云。明日鎌倉大火災出來。若宮幕府殆不可免其難云々。是大和  
守維業男也。然者。繼家業者。雖有儒道之號。難得天眼歟之由。人咲之云々。…… a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>

建久2・3・3条

29、陰。南風烈。丑剋。小町大路邊失火。江間殿。相摸守。村上判官代。比企右衛門尉。同藤内。佐々木三郎。

昌寬法橋。新田四郎。工藤小次郎。佐貫四郎已下人屋敷十字燒亡餘炎如飛而移于鶴岡馬場本之塔婆。此間幕府

同災。則亦若宮神殿廻廊經所等悉以化灰燼。供僧宿坊等少々同不遁此災云々。凡邦房之言如指掌歟。寅

剋。入御藤九郎盛長甘繩宅。依炎上事也。…… $a^2 b^2 c^3 d^2 e f_1 g h$

30、依炎上事。近國御家人等參集。相摸澁谷庄司。武藏毛呂豊後守。最前馳參云々。…… $a^2 e f_1 h$

31、若宮火災事。幕下殊歎息給。仍參鶴岳。纔拜礎石。御涕泣歟。則渡御別當坊。被仰含新營間事云々。…… $2 \cdot 3 \cdot 5$ 条

…… $a^2 e f_1 h$

32、大理能保使者參着。是依被申炎上事也。…… $a^2 e f_1 h$

33、鶴岳臨時祭如例。今日幕府事始。依去月火事也。盛時俊兼奉行。…… $a^2 e f_1 h$

34、去月三日彌勒寺金堂燒亡。本尊藥師像并日光菩薩。毗沙門天等爲灰燼云々。…… $a^4 a b^2 c^2 d^2 e f_1 g h$

35、丑剋。若宮職掌紀藤大夫宅燒亡。不移他所。諸人走集之處。家主云。是非失火放火等之疑。偏存天火之由云々。…… $a^2 b^2 d^2 e f_1 g h$

云々。…… $a^2 b^2 d^2 e f_1 g h$

36、南風烈。亥剋。武者所宗親濱家燒亡。宗親折節在他所。見煙走向。欲取出箏之間。燒左方鬚云々。唐國

大宗之鬚施賜藥之仁。和朝宗親之鬚顯借絃之志。所燒雖同。所用相異者歟。…… $a^2 b^2 c^2 d^2 e f_1 g h$

…… $a^2 b^2 c^2 d^2 e f_1 g h$

…… $a^2 b^2 c^2 d^2 e f_1 g h$

37、午剋。工藤左衛門尉祐經宅燒亡。不及他所。是去比新造移徙以後經三十八ヶ日也云々。主者將軍家爲御供

。下<sub>1</sub>向<sub>2</sub>下野國<sub>3</sub>云々。…… a<sup>2</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h

” 4 · 4 · 19条

38、朝雨霽。午以後雨頻降。又地震。今日東大寺供養也。雨師風伯之降臨。天象地類之影向。其瑞揭焉。寅一點。和

田左衛門尉義盛。梶原平三景時。催具數萬騎壯士。警固寺西面近墾。日出以後。將軍家御參堂。御乘車也。(中略)令着座堂前庇給之後。見聞衆徒等群入門內之刻。對警固隨兵。有數々事。景時爲鎮之行向。聊現無禮。衆徒甚相叱之。互發狼藉之詞。彌爲蜂起之基也。于時將軍家召朝光。々々起座。參進御前之時者。懸手於大床端。乍立奉可相鎮之將命。向衆徒之時者。跪其前敬囑。稱前右大將家使者。衆徒感其禮。先自止嗽々之儀。朝光傳嚴旨云。當寺爲平相國回祿。空殘礎石。悉爲灰燼。衆徒尤可悲歎事歟。源氏適爲大檀越。自造營之始。至供養之今。勵微功成合力。剩斷魔障爲遂佛事。凌數百里行程。詣大伽藍緣邊。衆徒豈不喜歡哉。無慙武士猶思結緣。嘉洪基之一遇。有智僧侶何好。違亂妨吾寺之再興哉。造意頗不當也。可兼存歟者。衆徒忽耻先非。各及後悔。數千許輩一同靜謐。(中略)次行幸。執柄以下卿相雲客多以供奉。未尅。有供養之儀。(中略)誠是朝家武門之大營。見佛聞法之繁昌也。當伽藍者。安德天皇御宇治承四年庚子十二月廿八日。依平相國禪門惡行。佛像化灰。堂舍殘燼畢。爰法皇勅重源上人曰。訪本願往躅。唱高卑知識。課梓匠而令勤成風業。代檀主而可終不日功之由者。上人奉命旨。去壽永二年己卯四月十九日。令大宋國陳和卿始奉鑄本佛御頭。至同五月

廿五日。首尾卅余日。冶鑄十四度。鎔範功成訖。文治元年乙卯八月廿八日。太上天皇手自御開眼。于時法皇攀登數重足代。瞻仰十六丈形像。給供奉卿相以下。目眩足振而皆留半階云々。(中略)謂草創濫觴者。聖武天皇御宇天平十四年壬午十一月三日。依當寺建立之叡願。爲大廈經營之祈請。始發遣勅使於大神宮。左大臣諸兄公是也。同十七年乙酉八月廿三日。先構敷地壇。同築佛後山。同十九年丁亥九月廿九日。奉鑄大佛。孝謙天皇御宇天平勝寶元年己丑十月廿四日終其功。同十二月七日丁亥。被遂供養。天皇并太上皇聖武。幸寺院。導師南天竺波羅門僧正。咒願師行基大僧正。天平勝寶四年壬辰三月十四日。始奉泥金於大佛。金天平廿年始自奧州所獻也。是爲吾朝砂金之始云々。……a<sup>1</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup>

賴家將軍記

39、京都使者參着。去一日丑剋石清水有火。但不及神殿堂塔之災云々。……a<sup>1</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup> 正治1・2・15条

40、丑剋。濱邊燒亡。人屋三十餘家災。平民部大夫。中澤兵衛尉。飯富源太等之家在其中云々。……a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> " 1・5・22条

41、卯剋地震。未剋。若宮大路西類燒亡。懷嶋平權守舊跡。土屋二郎。和田左衛門尉等宅以南。至由井人屋。片時之間數丁災。……a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup> 建仁1・3・10条

42、廷尉僮僕奔歸宿廬。告事由。仍彼一族郎從等引籠一幡君御館。謀叛之間。未剋。依尼御臺所之

仰。爲追討件輩。被差遣軍兵。(中略)各襲到彼所。比企三郎。同四郎。同五郎。河原田次郎。能員  
猶子。

笠原十郎左衛門尉親景。中山五郎爲重。糟屋藤太兵衛尉有季已上三人  
能員輩等防戰。敢不<sub>レ</sub>愁死之間。挑戰及申剋

。景朝。景廉。知景。景長等。并郎從數輩被<sub>レ</sub>疵頗引退。重忠入替壯力之郎從。責攻之。親景等不敵。被

武威。放火于館。各於若君御前自殺。若君同不免此殃給。……a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h

” 3・9・2条

43、今日於小御所跡。大輔房源性親足。欲奉拾故一幡君遺骨之處。所燒之死骸。若干相交而無所求。而御乳

母云。最後令着染付小袖給。其文菊枝也云々。或死骸。右脇下小袖僅一寸餘焦殘。菊文詳也。仍以之知之奉

拾了。源性懸頸。進發高野山。可奉納與院云々。……a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h

” 3・9・3条

### 實朝將軍記

44、晴。爲尼御臺所御計。仰鶴岳別當阿闍梨。尊曉。被<sub>レ</sub>停止宮寺中塔婆之營作。此塔建立始有<sub>二</sub>火災<sub>一</sub>。當宮以

下鎌倉中數町燒亡。其後爲再興。被<sub>レ</sub>曳其地之處。不<sub>レ</sub>經幾日數。金吾將軍御病惱。仍不吉之由。有<sub>二</sub>其沙汰

云々。……a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>d<sup>2</sup>e<sup>2</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h

建仁 3・12・3条

45、晴。五條判官有範使者自京都參着。申云。去二日子尅。叡山法花堂渡廊放火。講堂。四王院。延命院。法花

堂。常行堂。文殊樓。五佛院。實相院。丈六堂。五大堂。御經藏。虚空藏王。惣社。南谷。彼岸所。圓融坊。極

樂坊。香集坊。皆以爲「灰燼」。餘炎欲及「中堂」之間。本尊十二神將像奉「渡」隨自喜堂「畢」。前唐院聖教寶物等奉

取「出」法花常行堂。供養法於「食堂」修之。放火事。堂家所行歟之由。有「其疑」云々。當山。桓武天皇御宇延曆

四年。乙丑七月廿日。傳教大師經「始」之。草創根本中堂「以降」。朱雀院養平五年乙未三月十六日。火災。中

堂本尊奉取。已下堂舍僧坊四十餘ヶ所燒亡。村上天皇康保二年乙丑十月廿八日戊子亥尅。延曆寺講堂。文殊樓。延

命院之本堂。法花三昧。常行三昧堂。鐘樓及僧坊等卅一字。一時燒失。火出於故座主喜慶坊。但四王院四天像。雖

僅存「北方像」。自「腰」燒絕。頭足已別。見者拭「悲淚」云々。而今年又當「于乙丑歲」。十月有「此災」。可謂「不思

議」歟。…… a<sup>3</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> c<sup>4</sup> d<sup>2</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>  
元久 2・10・13 条

46、南風頻扇。終日不「休止」。入「夜」。若宮大路人家燒亡。猛火烈。烟炎如「飛」。及「數町」。…… a<sup>2</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>2</sup>  
承元 1・10・8 条

47、午尅。問註所入道名越家燒亡。而於「彼家後面之山際」構「文庫」。將軍家御文籍。雜務文書。并散位倫兼日記已下

累代文書等納置之處。悉以爲「灰燼」。善信聞「之」。愁歎之餘。落淚數行。心神爲惘然。仍人訪「之」云々。…… a<sup>3</sup> b<sup>1</sup>

c<sup>2</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>  
" 2・1・16 条

48、京都使者參着。去十五日洛中燒亡之由申「之」。火出「自北小路」。仍東洞院七條東西十二町。洞院西朱雀南北十二

町。七條以北自「六條東洞院」。至「于五條坊門朱雀邊」。宣陽門院。坊門太政大臣舊宅。右大將六條堀河御亭等在「其中

」云々。…… a<sup>1</sup> a<sup>3</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>2</sup>  
" 2・④・25 条

49、晴。南風舉「塵」。晚鐘之程。藤内左衛門尉季康自「京都」歸參。去月日。上皇南山臨幸。新宮三ヶ日。本宮七日御逗



留也。今月五日還御。而御奉幣之後。院入御々所。不經幾程。坊門殿宿所失火。御先達僧正之坊爲灰燼。黑煙又覆寶殿。上皇臨幸。以人勢打銷之間。無爲云々。…… $a^3 a^1 b^2 c^3 d^1 e^1 f^2 g^1 h^1$

50、東平太重胤號東所。遂先途。自京都歸參。即被召御所。申洛中事等。(中略)次去月廿七日夜半。朱雀門

燒亡。常陸介朝俊朝隆卿末孫 弓馬相撲達者。取松明昇門。取鳩子歸去之間。件火成此災。凡近年天子上皇悉令好

鳩給。長房。保教等本自養鳩。得時兮殊奔走云々。依彼門燒亡。去五日射場始延引云々。…… $a^1 a^3 a^2 b^2 c^1 d^1 e^1 f^1$

$g^2 h^1$

51、町口民屋燒亡。餘炎出若宮大路。中條右衛門尉家以下災云々。…… $a^2 a^1 b^2 c^1 d^2 e^1 f^2 g^2 h^2$

52、朝雨降。和田左衛門尉宅以南燒亡。南風烈。片時人屋數十字災。…… $a^2 a^1 b^2 c^1 d^2 e^1 f^1 g^1 h^1$

53、駿河前司季時使者自京都參着。申云。去月晦日未尅。高陽院殿馬場御所燒失云々。…… $a^1 a^3 a^2 b^2 c^1 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$

54、戊尅燒亡。北風甚利。相摸太郎殿小町御亭并近隣御家人宅等災。其後不及他所。…… $a^2 a^1 b^2 c^1 d^1 e^1 f^1 g^1 h^2$

55、晴。亥尅燒亡。武州亭以南人屋三十餘字爲灰燼。…… $a^2 a^1 b^2 c^1 d^2 e^1 f^1 g^1 h^2$

56、晴。寅尅。永福寺惣門。并塔婆一基前武藏守源義信建立也。燒亡不及他所。…… $a^2 a^1 b^2 c^1 d^1 e^1 f^1 g^1 h^2$

57、晴。永福寺并大倉堂等惣門被建之。永福寺門者。去比依燒失也。…… $a^2 a^1 b^2 c^1 d^1 e^1 f^1 g^1 h^1$

58、陰。(中略)酉尅。賊徒遂圍幕府四面。摩旗飛箭。相摸修理亮泰時。同次郎朝時。上總三郎義氏等防戰盡兵

略。而朝夷名三郎義秀敗惣門。亂入南庭。攻擊所籠之御家人等。刺縱火於御所。郭內室屋。不殘一字燒亡。依之。將軍家入御于右大將軍家法花堂。可遁火災御之故也。…… a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup>

建保 1・5・2 条

59、天齋。(中略)申尅。將軍家入御于前大膳大夫廣元朝臣之亭。是依去二日御所燒失也。御臺所御輿。又自南御堂入御其所。尼御臺所御輿。渡御本所。…… a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup>

1・5・6 条

60、天齋。相州。武州。大官令等參會。御所新造事及群議。陰陽大允親職。大夫泰貞。宣賢進連署勅文。是去

五月合戰之時依燒失也。…… a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup>

1・6・26 条

61、天晴。戊尅。御所近邊燒亡。武州。前大膳大夫。筑後守。知家入道等宿慮災。…… a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup>

1・12・1 条

62、霽。午尅。將軍家御參鶴岡八幡宮。此間。由比濱人屋等燒失。申尅。又御參詣。先度御奉幣。依火事物念之

故也云々。…… a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup>

2・1・3 条

63、陰。酉尅。京都飛脚參着。申云。去十五日。山門衆徒發向于園城寺。金堂上下佛閣僧坊。不殘一字。放火

燒失云々。被尋濫觴之處。去十四日者日吉祭也。而大津神人唐崎御供備進。背先規不法之由。寺社共以

責勘神人等之時。兒濱相撲清四郎率一族等。乘左方船。向公人發箭。專當法師忽被疵畢。翌朝衆

徒爲召取彼張本等。差遣所司以下公人於大津東浦之間。喧嘩出來。所司等歸却之處。三井寺大衆追

到大津邊及合戰。依之山徒令發向。先燒錦織里西浦在家并北院坊舍。次丑刻燒堂塔等云々。近

代。叡岳殊成「群動」。仍飛脚馳「走東西」。使節往「來于都鄙」。公家之煩。民戶之費。職而此由也。匪「直事」也歟。抑園城寺者。天武天皇御宇十六年草創之後。爲「山徒」燒失事。已及「五ヶ度」。始白河院御宇承保元年甲寅六月九日。山僧發「向彼寺」。金堂已下悉燒失。鳥羽院保安二年辛丑後九月二日。崇德院保延六年庚申後五月廿五日。二條院長寬二年甲申六月九日。此四ヶ度皆燒「拂金堂并三院」云々。……<sup>1</sup>a<sup>3</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h

64、晴。園城寺長史僧正公胤進「使者」。愁「申當寺燒失事」云々。……<sup>1</sup>a<sup>3</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h

" 2 . 4 . 23 条

65、晴。園城寺回祿之間。可「被」修「造唐院并堂舍僧坊」之由。有「其沙汰」。以「駿河前司惟義朝臣。豊前守尙友等」。爲「惣奉行」。宇都宮入道蓮生。山王社 并拜殿 佐々木左衛門尉廣綱。四足 門 源三左衛門尉親長。鐘樓 内藤左衛門尉盛家。預坊 已下。所「被」定「十八人雜掌」也。當寺者。源家數代崇重寺也。所謂。豫州刺史禪室。賴義 朝臣 以「一男快譽阿闍梨」加「智證大師門徒」。以「三男刑部丞義光」爲「新羅明神氏人」以降。鎮守府將軍義家 朝臣 殊侍「當寺之丹祈」。而最愛御息女旨給。錦織僧正行觀奉「加」持之。忽以復本。將軍感悅之餘。三度拜「僧正」。吾子孫永可「歸」和尙門徒「云々」。幕下將軍者。以「兩ヶ庄園」爲「一寺依怙」。又鎌倉中建「立數字之伽藍」。以「公顯」。公胤兩僧正「爲」供養導師。剩被「納」御鬢髮於青龍院「依」此等芳躅。及「今儀」歟。……<sup>1</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h

66、霰降。京都使者參着。去月廿一日未尅。高陽院仙洞有「失火」。但打消之間。兩宇之外不「燒」。……<sup>1</sup>a<sup>3</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>

f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup>

" 2 . 12 . 2 条

67、晴。亥尅。由比濱邊燒亡。南風烈之間。及「若宮大路數町」。其中間人家皆以災。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup>

賴經將軍記

68、晴。若宮辻人家燒亡。餘焰及藤右衛門尉景盛宿所。酉戌兩時之間。廿餘町悉爲灰燼。…… $a^2 b^1 c^2 d^1 e^2 f^1 g^1 h^2$  2・12・4条

69、晴。戊剋。御所邊燒亡。御臺所御乳母。并仲章朝臣。筑後左衛門尉朝重等宿慮災火。…… $a^2 b^1 c^2 d^1 e^2 f^1 g^1 h^2$  3・1・11条

70、霽。申剋。信濃守行光家。燒亡火云々。不及他所。…… $a^2 b^1 c^2 c^3 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$  5・3・4条

71、晴。景盛自京都歸參。去十日。嵯峨栖霞寺釋迦阿彌陀兩堂燒失。本尊者奉取出。…… $a^1 a^3 a^1 b^1 c^2 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$

72、戊刻。御所近邊。前大膳大夫入道覺阿亭以下四十餘字燒亡。…… $a^2 b^1 c^2 d^1 e^1 f^2 g^2 h^2$  承久 1・1・7条

73、丑刻。大倉邊燒亡。相州室宿所以下數十字災。…… $a^2 b^1 c^2 d^1 e^2 f^1 g^2 h^2$  1・1・15条

74、丑剋。將軍家政所燒亡。失火云々。堀内不殘一字者也。…… $a^2 b^1 c^2 c^3 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$  1・2・14条

75、霽。酉剋。伊賀太郎左衛門尉光季使者自京都到着。申云。去十三日未刻。誅右馬權頭賴茂朝臣。虜子息下野守賴氏訖。〔中略〕賴茂依背叡慮。遣官軍於彼在所昭陽舍賴茂守護大内住此所合戰。賴茂并伴類右近將監藤近仲。右

- 兵衛尉源貯。前刑部兼平頼國等。入籠仁壽殿。自殺。放火塲内殿舎以下。仁壽殿觀音像。應神天皇御輿。及大嘗御即位藏人方往代御裝束靈物等。悉以爲灰燼。朔平門。神祇官。々外記廳。陰陽寮。園韓神等免其災云々。……<sup>1</sup>a<sup>3</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> 承久1・7・25条
- 76、午剋。伊豆國走湯山象徒使到着。去六日巳剋。當山中堂講堂。如天火降。燒失云々。……<sup>2</sup>a<sup>3</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> 〃 1・9・8条
- 77、晴。自申一點。至戌四剋。鎌倉中燒亡。火起阿野四郎濱宅之北邊。南風甚利。上延永福寺惣門。下至濱庫倉前。東及名越山之際。西限若宮大路。右大將軍以來。未有此例云々。二品禪尼亭。右府舊跡并若君居所纔免餘災訖。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup> 〃 1・9・22条
- 78、齋。子剋。故右府將軍亭當時二品居所燒亡。失火云々。仍二品俄渡若公亭同宿云々。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 〃 1・12・24条
- 79、齋。(中略)入夜。窟堂邊燒亡。進士判官代工藤右衛門尉等家災。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup> 〃 2・1・29条
- 80、丑剋。大町以南燒亡。北風頻扇。南延至濱。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> 〃 2・2・16条
- 81、亥剋。大町上失火。於武州亭前火止訖。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> 〃 2・2・26条
- 82、酉剋。窟堂邊民居數十字災。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> 〃 2・3・9条
- 83、大夫尉惟義使自京都到來。(中略)又同廿六日清水寺本堂燒失之由申之。當寺。桓武天皇御宇延曆十七年戊寅七月二日。大納言田村麻呂壞渡私宅。草創云々。……<sup>1</sup>a<sup>3</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> 〃 2・4・3条

84、去月廿七日未剋。大内。陽明門。左近府。上東門左腋齋院御所等燒亡。火起於中御門町。又同十三日祇園本

社燒失云々。有範差專使所申送也。…… a<sup>3</sup> a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup> " 2・5・7条

85、霽。西風烈。酉剋。大野右近入道。工藤八郎左衛門尉等宅依失火災。右京兆館希有免餘炎云々。…… a<sup>2</sup> a<sup>2</sup> b<sup>2</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>2</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup>

c<sup>3</sup> d<sup>1</sup> e<sup>2</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>2</sup> " 2・9・25条

86、亥刻。町邊燒亡。南北二町餘炎。相摸次郎入道行念。大夫尉惟信等家在其中云々。…… a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>1</sup> e<sup>2</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup>

" 2・10・11条

87、寅刻地震。同時。永福寺内僧坊兩三字燒失。…… a<sup>2</sup> a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup>

" 2・12・2条

88、戌剋燒亡。民部大夫行盛。内藤左衛門尉盛家等宅災。去今年鎌倉中火事無絕。纔雖有遲速。遂無免所。匪直也事。…… a<sup>2</sup> a<sup>2</sup> b<sup>2</sup> c<sup>2</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup>

" 2・12・4条

89、惟信使下着。去八日建大内殿舍。上卿源大納言通具。參議公賴。右中辨賴資。右少辨光俊等着行事所。大夫史國宗。六位史檢非違使章重等奉行云々。是賴茂朝臣追討之時火災之間。所被新造也云々。…… a<sup>1</sup> a<sup>3</sup> a<sup>2</sup> b<sup>1</sup> c<sup>1</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup>

f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>1</sup> " 2・12・20条

90、丑刻。町大路東失火。大夫屬入道善信宅災。重書并問註記以下燒失云々。…… a<sup>2</sup> a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> c<sup>3</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>

" 3・1・25条

91、町野民部大夫康俊爲使節上洛。是去十日夜半。七條院三條御所。依放火燒失之由。有其聞之間。所驚

中。也。放火人等事。可糺彈之由。示遣親廣入道。光季等許云々。…… a<sup>1</sup> a<sup>4</sup> a<sup>1</sup> b<sup>2</sup> c<sup>2</sup> c<sup>4</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup>

92、午刻。一條大夫賴氏自「京都」下着。去十六日 出京云々。到「二品亭」。宰相中將信能。以下一族。多以雖「候」院中。猶不「忘」舊

好。馳參云々。二品乍「感悅」。尋「京都形勢」。賴氏述「委曲」。自「去月」洛中不靜。人成「恐怖」之處。十四日晚

景。召「親廣」入道。又被「召」籠右幕下父子。十五日朝。官軍競起。警「衛高陽院殿門」々。凡一千七百餘騎

云々。(中略)同日。大夫尉惟信。<sup>①</sup>山城守廣綱。廷尉胤義。高重等。奉「勅定」。引「率八百餘騎」官軍。襲「光季高辻

京極家」合戰。絳火急而。光季并息男壽王冠者光綱自害。放「火宿廬」。南風烈吹。餘烟延至「數十町」。姉小路 東洞院申冠。行

幸于高陽院殿。步儀。攝政供奉。近衛將一兩人。公卿少々參。賢所同奉「渡」。同時。火起「六角西洞院」。欲「及

「閑院皇居」之間。所「令」避御也。御讓位以後初度。…… a<sup>4</sup> b<sup>1</sup> c<sup>4</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup> " 3・5・21条

93、霽。雷鳴數聲。(中略)武州着「岸」之後。武藏相摸之輩殊攻戰。大將軍二位兵衛督有雅卿。宰相中將範茂卿。安達源三

左衛門尉親長等失「防戰」之術。遁去。筑後六郎左衛門尉知尚。佐々木太郎右衛門尉。野次郎左衛門尉成時等。以「右

衛門佐朝俊」爲「大將軍」。殘「留于宇治河邊」。相戰。皆悉亡「命」。此外官兵忘「弓箭」敗走。武藏太郎進「彼後」。令「

征伐」之。剩放「火於宇治河北邊民屋」之間。自逃籠之族。咽「煙失」度云々。…… a<sup>4</sup> b<sup>1</sup> c<sup>4</sup> d<sup>2</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup> " 3・6・14条

94、陰。(中略)秉燭之程。官兵宿廬各放火。數箇所燒亡。運命限「今夜」之由。都人皆迷惑。非「存非」亡。各馳「走東

西」。不異「秦項」之災。「東土充」滿畿內畿外。求「出所」遁「戰場」之步兵。斬「首拭」白刃。不「有」暇。人馬之死傷

塞「衢」。行步不「安」。鄉里無「全室」。耕所無「殘苗」。好「武勇」。西面北面忽亡。立「邊功」。近臣重臣。悉被「虜」。可「

悲。當<sub>2</sub>于八十五代澆季<sub>1</sub>。皇家欲<sub>1</sub>絕。……a<sup>1</sup>a<sup>4</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 3・6・15条

95、六波羅使者到來。去九日夜半。大炊殿燒亡。法皇幸<sub>2</sub>賀陽院<sub>1</sub>。是放火也云々。……a<sup>1</sup>a<sup>3</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 3・9・17条

96、六波羅飛脚到着云。去月廿五日。今度合戰張本能登守秀康。河内判官秀澄隱<sub>2</sub>居南都<sub>1</sub>之由。依<sub>1</sub>有<sub>2</sub>其聞<sub>1</sub>。爲<sub>2</sub>相州之計<sub>1</sub>。遣<sub>2</sub>家人等<sub>1</sub>。搜求之間。件兩人者逃去訖。衆徒等蜂起。稱<sub>2</sub>夜討人<sub>1</sub>。圍<sub>2</sub>相州使者<sub>1</sub>合戰。其使者依<sub>2</sub>無勢<sub>1</sub>。悉<sub>1</sub>以被<sub>2</sub>殺戮<sub>1</sub>。纔所<sub>1</sub>殘之僮僕兩三輩。馳<sub>2</sub>還六波羅<sub>1</sub>。訴<sub>2</sub>事由<sub>1</sub>。仍相州。武州相談。翌日廿六日午刻。相<sub>2</sub>在京并近國勇士數千騎<sub>1</sub>。差<sub>2</sub>向南都<sub>1</sub>。衆徒聞<sub>2</sub>之太周章<sub>1</sub>。來<sub>2</sub>合于木津河邊<sub>1</sub>。先<sub>2</sub>以<sub>1</sub>使者<sub>1</sub>。愁云。軍兵入<sub>2</sub>南都<sub>1</sub>者。不<sub>1</sub>異<sub>2</sub>平家燒<sub>1</sub>失大伽藍<sub>1</sub>之時<sub>1</sub>歟。然者搜<sub>2</sub>尋惡黨等<sub>1</sub>。可<sub>2</sub>虜獻<sub>1</sub>者。就<sub>2</sub>懇望之旨<sub>1</sub>。成<sub>2</sub>優恕之儀<sub>1</sub>。歸洛畢。今月二日。自<sub>2</sub>南都<sub>1</sub>。擲<sub>2</sub>出秀康之後見<sub>1</sub>。當時有<sub>2</sub>沙汰<sub>1</sub>。又三日夜半。殿下及右幕下亭燒亡。前殿下亭同時雖

令<sub>2</sub>放火<sub>1</sub>打消。凡<sub>2</sub>叛逆餘殃未<sub>1</sub>盡云々。……  
① a<sup>1</sup>a<sup>3</sup>a<sup>3</sup>b<sup>1</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup>  
② a<sup>1</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup>

97、霽。戌刻。奥州御亭寢殿坤角有<sub>2</sub>放火<sub>1</sub>。而工藤右馬允郎從見<sub>2</sub>之即撲滅畢<sub>1</sub>。彼男給<sub>2</sub>御劍<sub>1</sub>云々。……a<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 3・10・12条

98、天晴。(中略)午刻。和賀江邊有<sub>2</sub>火<sub>1</sub>。……a<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> 貞應 1・9・22条

99、晴。自<sub>2</sub>駿河國<sub>1</sub>進<sub>2</sub>使者<sub>1</sub>。申云。一昨日廿日。丑刻。當國惣社并富士新宮等燒失。神火云々。……a<sup>2</sup>a<sup>3</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> 2・9・5条

100、晴。平三郎兵衛尉盛綱。尾藤左近將監景綱等爲<sub>2</sub>前奥州御使<sub>1</sub>。下<sub>2</sub>向駿河國<sub>1</sub>。依<sub>2</sub>富士新宮等回祿事<sub>1</sub>也。……a<sup>2</sup> 元仁 1・2・22条



b<sup>2</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>2</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>1</sup>

" 1 · 2 · 23 条

101、晴。(中略)丑刻。甘繩山麓以南三町餘燒亡。千葉介胤綱家在<sup>2</sup>其中。……a<sup>2</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup> " 1 · 3 · 19 条

102、霽。(中略)子刻。三浦駿河前司義村西御門家燒亡。不及<sup>2</sup>他所。此間下方聊物念云々。……a<sup>2</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>1</sup> h<sup>1</sup> " 1 · 9 · 5 条

103、霽。夜半。毛利藏人大夫人道西阿宿所御所向。燒亡。近邊一許町災。……a<sup>1</sup> b<sup>2</sup> c<sup>1</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup> 嘉祿 1 · 4 · 30 条

104、陸奥國平泉圓隆寺號毛越寺。燒亡。于<sup>レ</sup>時有<sup>2</sup>此災之由。告<sup>1</sup>廻鎌倉中<sup>2</sup>者有<sup>レ</sup>之。可<sup>レ</sup>謂<sup>2</sup>不思議云々。然後日所<sup>レ</sup>令<sup>2</sup>風

聞。彼時刻也。是藤原清衡建立精舎也。靈場於<sup>2</sup>莊嚴者。吾朝無双云々。右大將軍文治五年奥州征伐之次。令<sup>2</sup>順禮給之後。殊有<sup>2</sup>信仰云々。……a<sup>4</sup> a<sup>2</sup> b<sup>2</sup> c<sup>2</sup> d<sup>1</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup> " 2 · 11 · 8 条

105、霽。戌刻。自<sup>2</sup>政所前失火。尾藤左近將監。平三郎左衛門尉。清右衛門志。彈正忠。大和左衛門尉。近藤刑部兼等

家燒亡云々。……a<sup>2</sup> a<sup>2</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> c<sup>3</sup> d<sup>1</sup> e<sup>2</sup> f<sup>1</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup> " 2 · 12 · 13 条

106、晴。今夜々半。伊豆國走湯權現寶殿并廻廊。堂舎數十字燒亡。其火迄<sup>レ</sup>至<sup>2</sup>翌日午刻而不滅云々。……a<sup>2</sup> a<sup>4</sup> a<sup>1</sup> b<sup>2</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup> " 2 · 12 · 29 条

107、霽。(中略)戌刻田樂辻子東西一町餘燒亡。……a<sup>2</sup> a<sup>1</sup> b<sup>1</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>1</sup> f<sup>1</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup> 安貞 1 · 1 · 2 条

108、霽。去年十二月晦日亥刻。走湯山御在所拜殿。竈殿。常行堂。并廻廊。惣門。金剛力士像以下回祿之由。平左衛門尉盛綱披<sup>2</sup>露之。此事依<sup>レ</sup>爲<sup>2</sup>重事。去一日不及<sup>レ</sup>顧<sup>2</sup>中間。當山所司馳參雖<sup>レ</sup>申之。元三之間者。盛綱抑<sup>2</sup>留

之云々。……a<sup>2</sup> a<sup>3</sup> a<sup>1</sup> b<sup>2</sup> c<sup>2</sup> d<sup>2</sup> e<sup>1</sup> f<sup>2</sup> g<sup>2</sup> h<sup>2</sup> " 1 · 1 · 4 条

" 1 · 1 · 4 条

" 1 · 1 · 4 条

" 1 · 1 · 4 条

" 1 · 1 · 4 条

- 109、霽。(中略)子一點。幕府東西人家等。并武州納所一字燒亡。御所中。及相州。武州兩亭。竹御所等殊令驚給。然而各無爲云々。…………… $a^1 b^1 c^2 d^1 e^1 f^1 g^1 h^1$
- 110、晴。未刻。龜谷邊燒亡。…………… $a^1 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^2 h^2$
- 111、晴。六波羅使者參申云。去月廿二日未刻。自土御門室町失火。南至勘解由小路。東風頻扇。餘炎及大内。兼久元年以來所被新造之殿舍門宇盡以爲灰燼云々。…………… $a^1 a^3 a^1 b^1 c^2 c^3 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$
- 112、晴。依大内燒亡事。御使等令上洛。將軍御使伊東左衛門尉。武州御使尾藤左近將監也云々。…………… $a^1 b^2 c^1 d^1 e^1 f^2 g^2 h^1$
- 113、霽。(中略)伊豆國走湯山專當參着。去夜子尅。當山講堂。中堂。常行堂爲失火災。俗躰不奉取出。同以爲灰燼云々。常行堂者。去年冬比。爲相州御沙汰造營。而孫子死去之間延引。未終其功之處。又以回祿。匪直也事歟。…………… $a^2 a^3 a^1 b^1 c^2 c^3 d^2 e^1 f^2 g^2 h^2$
- 114、晴。二所御精進始也。可有御參詣歟事。猶日來雖有豫儀。依走湯山火災事。令留之給云々。凡就彼火事。今朝條々有評議等云々。…………… $a^2 b^2 c^2 d^2 e^1 f^2 g^2 h^1$
- 115、京都飛脚參着。去十七日。南都衆徒競襲多武峯。及合戰放火。山門憤之。頗蜂起。洛中不靜云々。…………… $a^1 b^1 c^2 d^1 e^1 f^2 g^2 h^1$
- 116、去月廿五日南都惡僧等重而燒多武峯訖。山門殊蜂起。公家頗及宥御沙汰之由。飛脚到來。…………… $a^1 a^3 a^1 b^2 c^1 d^1 e^1 f^1 g^2 h^1$

117、霽。(中略)今日。六波羅使者參着。申云。去月十七日。同廿五日兩度。南都衆徒襲多武峯合戰之間。堂舍塔廟及「火災」事。公家雖被宥。山門蜂起。猶以依不靜謐。被下<sup>2</sup>綸旨於武家云々。……<sup>1</sup>a<sup>3</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h

118、天晴。南風烈。申刻。自松童社之傍。失火出來。東西四町之内人家化燼訖。竹御所僅相隔一町許。免餘焰云々。武州被參云々。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h

119、昨日午尅。菅根社壇燒亡之由。馳參申之。當社垂跡以來。未有回祿之例云々。依之。御作事可延引否。及「評議」。如助教。駿河前司。隱岐入道。後藤左衛門尉。凝群議。依風顛倒屋々被取立之條不可有其憚云々。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>3</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h

120、菅根山神社佛閣火災事。滿月上人草創當山。以後五百餘歲。未有此例。當于斯時回祿。武州頻以御歎息。仍今日潛有解謝之儀。又被捧願書云々。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h

121、天晴。南風頻吹。辰刻。由比民居火出來。至越後守名越亭後山之際。南北二十餘町災。及午刻火止。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h

122、晴。若宮大路西頰下馬橋以北燒亡云々。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h

123、子刻助法印珞響住坊燒亡。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h

124、今夜窟堂下邊燒亡。于時風烈。餘焰如飛。至于若宮大路甘繩等之入屋云々。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h

125、晴。深更雪降。戌刻。御所南淡路前司宗政宅失火。不及他所。……a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> ” 2・1・3 条

126、陰。六波羅飛脚到着。申云。去十二日卯尅。園城寺中院南院家徒等。依坊爭燒失北院坊舍畢。同日戌尅。北院

家徒等引率多勢。燒中兩院。既一日之中三ヶ院爲灰燼。學侶皆以分散。智德各隱遁山林。公請斷絕之

基。專爲朝家重事云々。……a<sup>1</sup>a<sup>3</sup>b<sup>1</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>d<sup>2</sup>d<sup>3</sup>e<sup>1</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> ” 2・8・21 条

127、亥刻。大倉觀音堂西邊下山入道家失火。依餘焰唐橋中將亭。并故左京兆旧宅。及二階堂大路兩方人屋等燒訖。……

……a<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> ” 3・1・14 条

128、寅刻雨降。已以後屬晴。未刻米町邊失火。及橫町南北六町餘災。出羽前司宅在此內。……a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup> ” 3・1・16 条

129、霽。未刻名越邊失火。越後四郎時幸。町野加賀守康俊宿所等災。同時甘繩邊人家五十餘宇燒失。放火云々。……

a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup> ” 3・1・25 条

130、晴。酉刻。足利左馬頭若宮馬場本宿所失火燒亡。放火歟之由。有其疑云々。……a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup> ” 3・2・11 条

131、霽。武藏大路之下民家一字燒失。是或青女依嫉妬。爲燒死自放火云々。……a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>4</sup>d<sup>2</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup> ” 3・3・16 条

132、晴。及晚大風吹。戌四刻。相州公文所燒亡。南風頻扇。東及勝長壽院橋邊。西迄于永福寺惣門之內門。烟炎

如飛。右大將家并右京兆法花堂同御本尊等爲灰燼。凡人畜燒死不知其員。是盜人放火之由。有其聞

……

……

……

云々。 …… a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h

133、甘繩邊民居燒亡。 …… a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h

貞永 1・2・14 条  
" 3・10・25 条

134、法花堂西之護摩堂。去年十月廿五日燒亡時回祿訖。而爲御臺所御願可被造云々。仍今日。於政所。爲信乃

民部大夫入道行然奉行。件堂自御所當何方哉之由。有其沙汰。遣陰陽師泰貞。晴賢。宣賢。被糾方角。入夜明

火於御所與法花堂。往反兩方窺見之。爲丑方分之由。各言上云々。 …… a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h

" 1・4・9 条

135、陸奥國平泉保吉祥寺燒亡。本尊觀自在菩薩也。希代靈像爲灰燼。是藤原清衡建立梵宇也。 …… a<sup>2</sup>a<sup>4</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g

h<sup>2</sup>  
" 1・11・23 条

136、京都使者參着。去十四日未剋。北野聖廟燒失。當社回祿之例。天延。長德。今度。已上三ヶ度也。 …… a<sup>1</sup>a<sup>3</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h

文曆 1・2・24 条

137、永福寺捨門上棟之間。將軍家御出。御車。相州。武州供奉給。此門。去寬喜三年十月廿五日炎上。其後新造之時。被

用丙日之條。頗有其難之由。雖有嫌申之輩。被遂畢。及黃昏還御。 …… a<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h

嘉禎 1・7・5 条

138、又石清水神輿事。有其沙汰。是八幡宮寺與興福寺。權執事。可遣御使之由。去五月被仰兩方之處。不

奉待其左右。同六月四日。南都衆徒押寄薪莊。燒拂在家六十餘字。訖。宮寺可仰勅裁之處。同十九

日。俄奉渡神輿於宿院之間。爲被尋問子細。雖被遣季繼宿禰。不及問答。剩神人等合凌礮

史生爲末訖。然後捧解狀條々預勅許云々。仍宮寺噉訴旁不可然之由。今日有沙汰。被仰遣別當成清法印。併依被寄進因幡國。奉留神輿入洛畢。就無道之濫訴。浴非分之朝恩者。諸山諸寺濫行依不可斷絕。爲世爲人。始終不快事。自關東。爭不被計申哉。自今以後。若輒奉動神輿者。可被改補別當職之由。可被奏問。於餘所衆徒者。背貫首之所命。動蜂起事出來歟。至當宮神人者。非別當免許者。何致無道濫行哉。兼以可存知之由云々。……<sup>1</sup>a<sup>4</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup>

" 1 · 7 · 24 条

139、霽。子刻。右大將家法華堂前湯屋失火。風頻吹。法花堂頗難免此災之處。誼方兵衛尉盛重一人最前馳向。令

壞中間民屋數十字之間。火止訖。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup>

" 1 · 9 · 1 条

140、晴。戌刻町大路失火。南北十餘町災。筑後左衛門尉。中民部太郎以下。人家災不可勝計。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup>

" 2 · 11 · 24 条

141、霽。六波羅飛脚參。申云。去五日。四天王寺執行一族上座覺順引率二百餘人。欲保天王寺之間。渡部黨相戰之間。覺順已下九十三人被討取訖。餘兵於所々被生虜。金堂已下雖放火。皆打消云々。……<sup>1</sup>a<sup>3</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup>

" 3 · 8 · 13 条

142、丑刻。三浦駿河前司。玄蕃頭。若狹守家村等家。依失火災。……<sup>2</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h<sup>2</sup>

曆仁 1 · 1 · 10 条

143、天晴。戌刻。佐女牛東洞院失火。南北二町餘災。……<sup>1</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>3</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup>

" 1 · ② · 7 条

144、天晴。(中略)戌四刻。樋口町邊燒亡。……<sup>1</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>2</sup>

" 1 · ② · 15 条

- 145、未刻。鞍馬寺燒亡。失火云々。自「小堂」火出來。當寺者。桓武天皇御宇延曆十五年丙子。藤原伊勢人依「貴布禰明神之告」。草創以降。星霜既三百八十餘年。專爲「帝都擁護精舍」云々。…… $a^1 b^2 c^3 d^1 e^1 f^2 g^2 h^2$  " 1. ②. 16条
- 146、天霽。〔中略〕戌刻。錦小路白河燒亡。數十字災。其後小雨降。…… $a^1 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^1 h^2$  " 1. 4. 10条
- 147、戌剋。北邊燒亡。…… $a^1 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^2 h^2$  " 1. 6. 23条
- 148、天霽。戌刻。周防前司親實家燒亡。失火云々。…… $a^2 b^2 c^3 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$  " 1. 12. 29条
- 149、天晴。未刻。前武州南御近隣有「失火」。人屋五六字災。…… $a^2 b^1 c^2 c^3 d^2 e^1 f^1 g^2 h^2$  延應 1. 12. 27条
- 150、丑刻。武藏大路下佐々木隱岐入道家以下數十字燒失。々火云々。…… $a^2 b^1 c^2 c^3 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$  " 1. 12. 29条
- 151、政所并御倉以下燒亡。餘焰不及「他所」。失火之由雖「申」之。有「放火之疑」云々。…… $a^2 b^1 c^2 c^3 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$  仁治 1. 2. 6条
- 152、勝長壽院別當法印良信本坊燒失。放火云々。…… $a^2 b^2 c^2 d^4 e^1 f^1 g^2 h^2$  " 1. 5. 2条
- 153、丑剋。常陸國鹿嶋社燒亡。但不「開御殿」。奧御殿等者不「燒」。當社垂跡以來。未「有」此災之由。古老之所「相謂」也。…… $a^2 b^1 c^2 d^1 e^1 f^1 g^2 h^2$  " 2. 2. 12条
- 154、天霽。丑剋巽風烈。自「前濱邊人居」失火起。限「甘繩山麓」。數百字災。千葉介舊宅。秋田城介。伯耆前司等家在「其中」云々。…… $a^2 b^1 c^2 c^3 d^1 e^1 f^1 g^1 h^2$  " 2. 3. 17条
- 155、天霽。寅刻。足利大夫判官龜谷亭向頼人家等燒亡。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^2 h^2$  寬元 1. 1. 9条

156、天齋。辰尅。故前右京兆崇敬大倉藥師堂燒亡。失火云々。本佛奉取出之云々。…… $a^2 b^2 c^3 d^2 e^1 f^1 g^1 h^2$

1 · 2 · 2 条

賴嗣將軍記

157、卯尅。武州并北條左親衛等第依失火災。餘焰飛行。政所燒亡云々。…… $a^1 b^1 c^3 d^1 e^1 f^2 g^2 h^2$  寬元 2 · 12 · 26 条

158、今日評定。大殿御上洛事。有延引御沙汰。是日來依思食立。明春二月九日。必可有御進發之由治定訖。而

政所火事之間。御出立以下御物等。悉以令災火之故也云々。…… $a^2 b^2 c^1 d^1 e^2 f^2 g^2 h^1$  2 · 12 · 27 条

159、右大將家法花堂前人家數十字失火。陸奥掃部助亭在其中。…… $a^1 b^1 c^2 c^3 d^1 e^2 f^2 g^2 h^2$  寶治 1 · 1 · 13 条

160、天晴。辰刻小雨灑。今曉鷄鳴以後。鎌倉中彌物念。未明左親衛先遣萬年馬入道於泰村之許。被仰可相

鎮郎從等騷動之由。次付平左衛門入道盛阿。被遣御書於同人。是則世上物念。若天魔之入人性。歟。

(中略)萬年馬入道馳參左親衛南庭。乍令騎馬。申云。毛利入道殿被加敵陣。訖。於今者世大事必然歟。

左親衛聞此事。午刻參御所。被候將軍御前。重被廻奇謀。折節北風變南之間。放火於泰村南隣之

人屋。風頻扇。煙覆彼館。泰村并伴黨咽烟遁出館。參籠于故右大將軍法華堂。…… $a^2 b^1 c^4 d^1 e^2 f^1 g^1 h^1$

1 · 6 · 5 条

161、天晴。胤氏。素暹等襲秀胤上總國一宮大柳之館。于時當國御家人如雲霞起而成合力。秀胤兼用意之間。積



- 「置炭新等於館郭外之四面」。皆悉放火。其焰太熾。而非人馬之可通路。仍軍兵安營於門外。僅造時聲發箭。爰敵軍出逢馬場邊。射答箭。此間。上總權介秀胤。嫡男式部大夫時秀。(中略)四男六郎景秀。心靜凝念佛讀經等之勤。各自殺。其後數十宇舍屋同時放火。內外猛火混而迸半天。胤氏以下郎從等咽其熾勢。還遁避于數十町之外。敢不能獲彼首云々。…… a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 1・6・7 條
- 162、天晴。於常陸國。關左衛門尉政泰郎從等。與小栗次郎重信致合戰。終彼郎從等雌伏。舍屋悉放火。餘炎及數町。凡村南村北。哭聲尤多云々。…… a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>2</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 1・6・8 條
- 163、去五日。以平左衛門入道盛阿。所被遣若狹前司泰村之左親衛御文出來。後家所返進也。有御尋之故歟。存殊重寶之由。不可令紛失之旨。泰村被示付之間。自到來之時。結付護緒。依西御門館放火。楚忽雖走出。猶隨身之云々。別有御感云々。…… a<sup>2</sup>b<sup>1</sup>c<sup>4</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 1・6・15 條
- 164、相摸國一宮楯數本燒亡。神火歟之由申送之。殊有驚御沙汰云々。…… a<sup>3</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 1・7・10 條
- 165、相州自六波羅參着去三日。以故入道武州經時小町上舊宅御所北面若宮大路也。爲居所。是前武州禪室跡也。武州經時被相傳之處。去寬元二年十二月燒亡。然而如元新造。於此第被取終之後。于今無其主云々。…… a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 1・7・17 條
- 166、放生會延引。去六月合戰觸穢之上。依彼追討餘炎。流鑄馬舍燒失之故也。京都就此事。自去六月九日關東飛脚入洛日。至七月五日觸穢云々。…… a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 1・8・15 條
- 167、午剋。鶴岡馬場流鑄馬舍被建之。去六月合戰之日依燒亡也。…… a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>1</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>2</sup>g<sup>1</sup>h<sup>1</sup> 1・11・1 條

168、丑刻。依<sub>二</sub>失火<sub>一</sub>。金剛壽福寺佛殿以下至<sub>二</sub>摠門<sub>一</sub>悉以災。…… $a^2 b^1 c^2 c^3 d^1 e^1 f^2 g^2 h$  1・11・7条

169、天晴。鶴岡八幡宮放生會也。依<sub>二</sub>去六月五日泰村追討觸穢<sub>一</sub>。并流鑄馬舍炎上等事。式月延而及<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>云々。將軍

家有<sub>二</sub>御出<sub>一</sub>御束帶之儀。卿相雲客參會。五品以下扈從如<sub>レ</sub>例。…… $a^2 b^1 c^1 d^1 e^1 f^2 g^1 h^1$

170、名越尾張前司邊人家數十字燒亡云々。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^2 f^2 g^1 h^1$  1・12・5条

171、亥尅。相州御亭失火。…… $a^2 b^2 c^2 c^3 d^1 e^1 f^2 g^2 h^2$  建長2・9・26条

172、名越邊燒亡。今日。奥州被<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>調度等於相州<sub>一</sub>。依<sub>二</sub>火事<sub>一</sub>也。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^2 f^2 g^1 h^1$  2・9・28条

173、天霽。丑刻。塔辻燒亡。人屋數十字災。大藏權少輔朝廣之家在<sub>二</sub>其中<sub>一</sub>。累代相傳地券文書以下重寶。盡以火燼

云々。…… $a^1 b^1 c^2 d^1 e^2 f^1 g^1 h^1$  3・1・4条

174、天晴。甘繩邊燒亡。從<sub>二</sub>火地相法橋之宅<sub>一</sub>起。自<sub>二</sub>戌刻<sub>一</sub>到<sub>二</sub>子之一點<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>止。東若宮大路。南由比濱。北中下馬橋。西

佐々目谷也。相摸右近大夫將監時定。相摸八郎時隆等第以下數箇所災云々。…… $a^1 b^1 c^2 d^1 e^1 f^1 g^1 h^2$

175、去月十四日。熊野山神倉燒亡。此事兼日相州在<sub>二</sub>御夢想<sub>一</sub>之間。殊驚噪賜。造營等事。有<sub>二</sub>御助成<sub>一</sub>之由云々。…… 3・2・10条

$a^4 b^2 c^2 d^2 e^1 f^2 g^1 h^1$  3・3・7条

176、今夕酉尅。南風惡。由比濱之民居燒亡。延<sub>二</sub>御所之南<sub>一</sub>。到<sub>二</sub>隣人家<sub>一</sub>。則南面棟門之災。雖<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>至<sub>一</sub>營中。希有

而遣<sub>二</sub>餘災<sub>一</sub>云々。…… $a^2 b^1 c^2 d^1 e^2 f^1 g^1 h^2$  3・5・27条

177、天晴。藥師堂谷燒亡。延<sub>二</sub>二階堂大路南<sub>一</sub>。宇佐美判官荏柄家前到也。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^2 f^1 g^1 h^2$

178、天齋。子尅燒亡。西者壽福寺之前。東者名越山王堂前。南者和賀江。北者若宮大路上。其内無殘所云々。……

$a^2 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^2 h^2$

" 3 · 10 · 7 条  
" 4 · 2 · 8 条

宗尊親王將軍記

179、子尅。若宮大路下々馬橋邊燒亡。限前濱民屋。其中間人家悉以災。……

$a^2 b^1 c^2 d^2 e^1 f^2 g^2 h^2$

建長 5 · 12 · 8 条

180、晴。(中略)丑尅。經師谷口失火。北風頻扇。餘炎迄濱高御倉前。燒死者十餘人云々。……

$a^2 b^1 c^2 c^3 d^2 e^1 f^1 g^2 h^2$

" 5 · 12 · 22 条

181、晴。西風烈。勿一點。濱風早町邊燒亡。至名越山王堂。人家數百宇災。日出以後火止。燒死者數十人云々。依

彼穢。今日將軍家御神拜延引云々。……

$a^1 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^1 h^1$

" 6 · 1 · 10 条

182、霽。巳尅。右馬助親家宿所失火。右近大夫將監時定亭。安東藤内左衛門尉家片時爲灰燼。……

$a^2 b^2 c^3 d^1 e^1 f^1 g^1$

" 6 · 2 · 4 条

183、晴。伊賀前司時家大倉家以東。三町餘人家皆燒亡。……

$a^1 b^1 c^2 d^1 e^1 f^1 g^1 h^2$

康元 1 · 3 · 16 条

184、夕雨降。寅尅名越燒亡。備前三郎長賴亭災。不及他所。……

$a^2 b^1 c^2 d^1 e^1 f^1 g^1 h^2$

" 1 · 11 · 26 条

- 185、晴。亥尅。右大將家法花堂前燒亡。北風烈吹。勝長壽院。并彌勒堂。五佛堂塔。悉以災。但本尊及一切經等。希有而奉取<sub>レ</sub>出之云々。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>2</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h
- 186、晴。丑尅。若宮大路燒失。藤次郎左衛門入道家失火。花山院新中納言。陸奧七郎。下野前司。內藏權頭。式部大夫入道舊宅。壹岐前司。伊豆太郎左衛門尉。前縫殿頭文元等亭悉以災。至田樂辻子火止。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h
- 187、霽。丑尅。秋田城介泰盛甘繩宅失火。南風頻扇。越藥師堂後山。到壽福寺。惣門。佛殿。庫裏。方丈已下。塙内不殘<sub>レ</sub>一字。餘災。新清水寺窟堂。并其邊民屋。若宮寶藏。同別當坊等燒失。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h
- 188、晴。依山門蜂起。園城寺定有<sub>二</sub>火災<sub>一</sub>歟。可<sub>レ</sub>警<sub>二</sub>固彼寺<sub>一</sub>之由。可<sub>レ</sub>相<sub>二</sub>觸大番衆<sub>一</sub>之旨。被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>遣六波羅<sub>一</sub>云々。……<sup>1</sup>a<sup>1</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>2</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h
- 189、晴。六波羅飛脚參着。申云。去十二日丑尅。院御所燒失云々。……<sup>1</sup>a<sup>1</sup>a<sup>3</sup>a<sup>2</sup>b<sup>2</sup>c<sup>2</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h
- 190、丑尅。鎌倉中大燒亡。自長樂寺前。至龜谷人屋云々。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>d<sup>2</sup>e<sup>2</sup>f<sup>2</sup>g<sup>2</sup>h
- 191、霽。未尅。政所之塙内失火。廳屋。公文所。問注屋炎上。御倉等者免<sub>レ</sub>災。……<sup>2</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>d<sup>1</sup>e<sup>1</sup>f<sup>1</sup>g<sup>2</sup>h
- 192、霽。京都使者參着。申云。去七日龜山仙洞御車宿燒亡。失火。諸人群參打銷之間。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>云々。……<sup>1</sup>a<sup>1</sup>a<sup>3</sup>a<sup>1</sup>b<sup>1</sup>
- 弘長 1 · 3 · 13 条
- 文應 1 · 2 · 3 条
- 正嘉 1 · 11 · 22 条
- 1 · 7 · 17 条

- 193、天霽。大會禰次郎左衛門尉盛經入道家燒亡。…… $a^2 b^2 c^2 d^1 e^1 f^1 g^2 h$  ” 1・9・9 9条
- 194、天晴。入夜。若宮大路燒亡。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^2 f^1 g^1 h^2$  ” 1・9・20 条
- 195、天晴。亥尅。名越邊燒亡。山王堂在<sub>二</sub>其中<sub>一</sub>。失火云々。…… $a^2 b^1 c^3 d^2 e^1 f^1 g^1 h^2$  ” 3・3・18 条
- 196、自來月一日御祈大阿闍梨松殿法印休所事。今度可爲<sub>二</sub>前尾州亭<sub>一</sub>之處。先日失火之間。被<sub>レ</sub>點<sub>二</sub>肥前四郎左衛門尉宅<sub>一</sub>云々。…… $a^2 b^2 c^3 d^1 e^2 f^2 g^1 h^1$  ” 3・5・29 条
- 197、天晴。(中略)亥尅。甘繩有<sub>二</sub>火事<sub>一</sub>。北斗堂邊民居多以災云々。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^2 h$  ” 3・8・25 条
- 198、終夜甚雨。戌刻雷鳴。武藏大路霹靂。蹴<sub>二</sub>裂卒都婆<sub>一</sub>。其上三尺餘爲<sub>二</sub>雷火<sub>一</sub>燒。蹴裂之聲響<sub>二</sub>人屋<sub>一</sub>。聞者甚多云々。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^1 h^2$  ” 3・9・12 条
- 199、霽。未尅。小町燒亡。南風頻吹。甚烟掩<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>。仍御車<sub>二</sub>領引<sub>一</sub>立南庭。儲<sub>二</sub>御出之儀<sub>一</sub>。爰至<sub>二</sub>前武州亭前<sub>一</sub>火止。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^1 h$  ” 3・11・22 条
- 200、天霽。(中略)寅刻。若宮大路燒亡。始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>咒師勾當<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>于大學<sub>一</sub>过子。火災延。其中間人家皆以災。太宰少貳景賴入道宅在<sub>二</sub>其中<sub>一</sub>云々。…… $a^2 b^1 c^2 d^1 e^1 f^1 g^1 h^2$  ” 3・12・10 条
- 201、晴。戌尅。荏柄社前失火。餘炎至<sub>二</sub>塔<sub>一</sub>。宮内權大輔時秀家被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>御息所御產所<sub>一</sub>之處。同以不<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>災。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^1 h$  ” 3・12・17 条
- 202、霽。(中略)丑尅。佐々目谷燒亡。…… $a^2 b^1 c^2 d^2 e^1 f^1 g^1 h$  文永3・1・25 条

													事例番号/種別 (事項)		A		B		C		D		E		F		G		H																			
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	頼朝將軍記																														
○	○ 續修	○	○	○	○	○	○	○ (常陸)	○ (常陸)	○ 上野	○ 上総	○ 信濃	○ 相模	○ 相模	○	○	○	○ a <sup>1</sup> a <sup>2</sup> a <sup>3</sup> a <sup>4</sup>	○ b <sup>1</sup> b <sup>2</sup>	○ c <sup>1</sup> c <sup>2</sup> c <sup>3</sup> c <sup>4</sup>	○ d <sup>1</sup> d <sup>2</sup>	○ e <sup>1</sup> e <sup>2</sup>	○ f <sup>1</sup> f <sup>2</sup> f <sup>3</sup>	○ g <sup>1</sup> g <sup>2</sup>	○ h <sup>1</sup> h <sup>2</sup>	I、C項目事項のC種類記事に就いての概要摘記		所載年・月・日条																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	源頼政の挙兵関連記事	源頼朝の挙兵(石橋山合戦)関連記事	源頼朝の挙兵(山木合戦)関連記事	前掲1に同じ	前掲1に同じ	前掲1に同じ	前掲1に同じ	前掲1に同じ	前掲13に同じ	源義経の平氏攻略(屋島合戦)関連記事	熊野山湛増従類の伊勢国に於ける暴虐虜奪関連記事	熊野山悪僧に依る平氏一族及び其の与同加担者襲撃と、其の報復(伊勢志摩合戦)関連記事	前掲13に同じ	1・6・23条	1・3・8条	1・3・6条	1・1・21条	養和1・1・18条	4・12・28条	4・12・12条	4・12・1条	4・11・7条	4・11・6条	4・9・30条	4・9・13条	4・9・10条	4・8・23条	4・8・17条	4・5・27条	4・5・24条	治承4・5・19条

小計	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	
62 { 14 24 5 19	○	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○ (陸奥)	○ (陸奥)	○ (陸奥)	○ (陸奥)	○	○	○	●	●
34 { 12 22	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47 { 23 9 3 12	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34 { 21 13	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
38 { 26 12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
38 { 28 10 0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31 { 11 20	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
37 { 16 21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	前掲13に同じ												前掲23に同じ	前掲23に同じ	前掲23に同じ	合戦・関連記事	源頼朝に依る藤原泰衡及び其の与同加担者討伐(奥州)				
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	建久	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	6・3・12条	4・4・19条	3・10・30条	3・4・30条	3・2・6条	2・4・3条	2・3・20条	2・3・6条	2・3・5条	2・3・4条	2・3・3条	5・11・23条	5・9・14条	5・9・4条	5・8・22条	5・8・21条	4・4・21条	4・4・20条	4・1・1条	3・4・14条	

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	事例通 番号 種別 (事項)	小計	43	42	41	40	39	事例通 番号 種別 (事項)
○	●	●	○	○	○	●	●	○	●	a <sup>1</sup> a <sup>2</sup> a <sup>3</sup> a <sup>4</sup> A	6 { 1 4 1 0	●	●	●	●	○	a <sup>1</sup> a <sup>2</sup> a <sup>3</sup> a <sup>4</sup> A
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	b <sup>1</sup> b <sup>2</sup> B	5 { 3 2	○	○	○	○	○	b <sup>1</sup> b <sup>2</sup> B
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	c <sup>1</sup> c <sup>2</sup> c <sup>3</sup> c <sup>4</sup> C	6 { 2 3 0 1	○	○	○	○	○	c <sup>1</sup> c <sup>2</sup> c <sup>3</sup> c <sup>4</sup> C
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	d <sup>1</sup> d <sup>2</sup> D	5 { 4 1	○	○	○	○	○	d <sup>1</sup> d <sup>2</sup> D
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	e <sup>1</sup> e <sup>2</sup> E	5 { 3 2	○	○	○	○	○	e <sup>1</sup> e <sup>2</sup> E
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	f <sup>1</sup> f <sup>2</sup> f <sup>3</sup> F	5 { 4 1 0	○	○	○	○	○	f <sup>1</sup> f <sup>2</sup> f <sup>3</sup> F
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	g <sup>1</sup> g <sup>2</sup> G	5 { 0 5	○	○	○	○	○	g <sup>1</sup> g <sup>2</sup> G
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	h <sup>1</sup> h <sup>2</sup> H	5 { 1 4	○	○	○	○	○	h <sup>1</sup> h <sup>2</sup> H
										I、C項目(事項)のC種類記事に就いての概要摘記		前掲42に同じ	北条時政に依る比企能員及び其の与同加担者謀殺比 企合戦関連記事				I、C項目(事項)のC種類記事に就いての概要摘記
"	"	"	"	"	"	"	承元1・10・8条	元久2・10・13条	建仁3・12・3条	所載年・月・日条	"	3・9・3条	"	建仁1・3・10条	"	正治1・2・15条	所載年・月・日条

實朝將軍記

賴家將軍記











160	159	158	157	頼 嗣 將 軍 記	事例通稱 番号(事項)	小計	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142																																																										
●	●	●	●		a <sup>1</sup> a <sup>2</sup> a <sup>3</sup> a <sup>4</sup>	A	108 { 24(25) 58 19(20) 7	●	●	●	○(常陸)	●	●	●	●	●		○	○	○	○	○	●																																																								
○	○	○	○		b <sup>1</sup> b <sup>2</sup>	B	83 { 54 29	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																								
○	○	○	○		c <sup>1</sup> c <sup>2</sup> c <sup>3</sup> c <sup>4</sup>	C	124 { 12 71 24 17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																								
○	○	○	○		d <sup>1</sup> d <sup>2</sup>	D	84(85) { 38(39) 46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																								
○	○	○	○		e <sup>1</sup> e <sup>2</sup>	E	82(86) { 43(47) 39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																								
○	○	○	○		f <sup>1</sup> f <sup>2</sup> f <sup>3</sup>	F	86(89) { 77(80) 6 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																								
○	○	○	○		g <sup>1</sup> g <sup>2</sup>	G	82(83) { 39 43(44)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																								
○	○	○	○		h <sup>1</sup> h <sup>2</sup>	H	82(83) { 25 57(58)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																								
北条・安達両氏族一統及び其の与同加担者等に依る三					I、C項目(事項)のC種類記事に就いての概要摘記																																																																										
" 1・6・5条				寶治 1・1・13条				" 2・12・27条				寛元 2・12・26条				所載年・月・日条				" 1・2・2条				寛元 1・1・9条				" 2・3・17条				" 2・2・12条				" 1・5・2条				仁治 1・2・6条				" 1・12・29条				延應 1・12・27条				" 1・12・29条				" 1・6・23条				" 1・4・10条				" 1・1・16条				" 1・2・15条				" 1・2・7条				曆仁 1・1・10条			

事例通 番号 種別 (事項)	項目 (事項)	小計	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	161
			a <sup>1</sup> a <sup>2</sup> a <sup>3</sup> a <sup>4</sup>	A	24	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○ (相模)
b <sup>1</sup> b <sup>2</sup>	B	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
c <sup>1</sup> c <sup>2</sup> c <sup>3</sup> c <sup>4</sup>	C	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
d <sup>1</sup> d <sup>2</sup>	D	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
e <sup>1</sup> e <sup>2</sup>	E	22(23)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ <sup>①</sup>
f <sup>1</sup> f <sup>2</sup> f <sup>3</sup>	F	23(24)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ <sup>②</sup>
g <sup>1</sup> g <sup>2</sup>	G	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
h <sup>1</sup> h <sup>2</sup>	H	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
I、C項目(事項)のC <sup>1</sup> 種類記事に就いての概要摘記												前掲 160 に同じ		前掲 160 に同じ	前掲 160 に同じ		前掲 160 に同じ	前掲 160 に同じ	前掲 160 に同じ	浦氏一統及び其の与同加担者等攻撃(寶治合戦)関連記事
所載年・月・日条			4 ・ 2 ・ 8 条	3 ・ 10 ・ 7 条	3 ・ 5 ・ 27 条	3 ・ 3 ・ 7 条	3 ・ 2 ・ 10 条	3 ・ 1 ・ 4 条	2 ・ 9 ・ 28 条	建 長 2 ・ 9 ・ 26 条	1 ・ 12 ・ 5 条	1 ・ 11 ・ 15 条	1 ・ 11 ・ 7 条	1 ・ 11 ・ 1 条	1 ・ 8 ・ 15 条	1 ・ 7 ・ 17 条	1 ・ 7 ・ 10 条	1 ・ 6 ・ 15 条	1 ・ 6 ・ 8 条	1 ・ 6 ・ 7 条



合計	小計
267 $\left\{ \begin{array}{l} 53(54) \\ 149 \\ (269) \end{array} \right.$	27 $\left\{ \begin{array}{l} 3 \\ 21 \\ 2 \\ 1 \end{array} \right.$
199 $\left\{ \begin{array}{l} 125 \\ 74 \end{array} \right.$	24 $\left\{ \begin{array}{l} 19 \\ 5 \end{array} \right.$
276 $\left\{ \begin{array}{l} 49 \\ 146 \\ 44 \\ 37 \end{array} \right.$	33 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \\ 23 \\ 9 \\ 0 \end{array} \right.$
200 $\left\{ \begin{array}{l} 108(109) \\ 92 \\ (201) \end{array} \right.$	24 $\left\{ \begin{array}{l} 12 \\ 12 \end{array} \right.$
203 $\left\{ \begin{array}{l} 110(114) \\ 93 \\ (207) \end{array} \right.$	24 $\left\{ \begin{array}{l} 9 \\ 15 \end{array} \right.$
209 $\left\{ \begin{array}{l} 173(177) \\ 30 \\ (213) \end{array} \right.$	25 $\left\{ \begin{array}{l} 23 \\ 1 \\ 1 \end{array} \right.$
195 $\left\{ \begin{array}{l} 88 \\ (196) \end{array} \right.$	24 $\left\{ \begin{array}{l} 18 \\ 6 \end{array} \right.$
201 $\left\{ \begin{array}{l} 72 \\ (202) \end{array} \right.$	24 $\left\{ \begin{array}{l} 4 \\ 20 \end{array} \right.$

四

前掲表二に依り、A、Iなる諸項目事項の各種類に関わる記載が歴代六將軍記の各々に、如何ように所見されるかを知ら得るが、茲では斯うした事柄に就いて、A項目事項より順次組上に載せて、之に鈔しく検討を加えてみようと思う。

A項目(事項)に関して

〔頼朝將軍記の場合〕

當將軍記には、a<sup>1</sup>即ち「京洛方」が一四例、a<sup>2</sup>即ち「非京洛方」が二四例あり、此等a<sup>1</sup>、a<sup>2</sup>両者の合計三八例に占める其等a<sup>1</sup>、a<sup>2</sup>両者各々の百分比は、前者が約三六、八%、後者が約六三、二%となつて、百分比では、a<sup>2</sup>の方がa<sup>1</sup>よりも遙かに上廻っていること。而して此の百分比で優越するa<sup>2</sup>の内訳をみるに、「鎌倉」(●印事例、以下同様)が19、20、27、33、35、37の一二例あり、其れ以外、即ち「非京洛方」より「鎌倉」を除く「非鎌倉」(以下同様)も亦、4、10、17、23、26の一二例



あつて、此等「鎌倉」「非鎌倉」は、共に同事例数あること。更に此の「鎌倉」と同事例数を有する「非鎌倉」の内訳は、「陸奥」が23、26の四例で最も多く、「相模」が4、5、「常陸」が9、10の各二例で其れに次ぎ、以下、「信濃」が6、「上総」が7、「上野」が8、「讃岐」が17の各一例宛となつてゐること。

次に、鎌倉以外の地で発生した回禄に関わる事柄が、使者・使節・飛脚等の「注進」「告知」に拠つて鎌倉に伝達されることを謂う形式を採つて記載されているもの(a)か、其れとも、然うした形式を採らずに記載されているもの(a)かを観てみるに、前者(a)のケースは、「京洛方」(a)が14、16、21の三例あり、「非鎌倉」が10、17の二例(但し、此の中、10の場合、鎌倉の主にして、後の將軍家源・頼朝躬らが、常陸国へ出征中、其の許へ回国に於ける回禄の情報が齎されると謂う記載の有り様からして、之をaと同質・同様のものと見做してある)あつて、都合五例となる。之に対して後者(a)のケースは、「京洛方」(a)が1、3、11、13、15、18、34、38の一〇例、「非鎌倉」が4、9、23、25の九例の都合一九例となる。従つてa<sup>3</sup>a<sup>4</sup>の両ケースは、共に「京洛方」の方が「非鎌倉」より僅か乍らも上廻つてゐること、等を知り得るのである。

#### 〔頼家將軍記の場合〕

当將軍記にみる回禄記事の所載条数及び当該記事の各一年当りの平均所載条数が共に歴代六將軍記中、最も少いと既述の如くであるが、此れは亦、各項目(事項)の各種類毎の所載条数に就いても同様であることを示している。而して斯うした將軍記に於けるa<sup>1</sup>が一例、a<sup>2</sup>が四例と謂う如く、縦令、上述の如く回禄記事の所見条数其のものが僅少であ

るとはいえ、 $a^2$ の方が $a^1$ よりも圧倒的に多く、而も此れの $a^2$ の全てが「鎌倉」であること。これに対する $a^1$ は、僅か一例しか所見されぬこと。此の一例しか見られぬ $a^1$ は、 $a^3$ の形式を採って記載されていること、等を知り得るのである。

〔実朝將軍記の場合〕

当將軍記に於ける $a^1 a^2$ 両者各々の事例数をみるに、 $a^1$ は一〇例、 $a^2$ は二例で、 $a^2$ の方が $a^1$ よりも遙かに多い。然も、此の事例数で $a^1$ よりも遙かに多い $a^2$ の全てが「鎌倉」に限られていること。而して事例数で $a^2$ より可成り尠い $a^1$ の事例中、45は『華頂要略』所引『天台座主記』、48〜50は『明月記』を各々根幹資料に仰いで記述されている。拙稿「吾妻鏡の編纂技法」(『國學院大學大学院紀要』創刊号)。更に $a^1$ の一〇例全てが京洛方から鎌倉方へ差遣された使者・使節・飛脚等に依つて齎された回祿関係情報に基拠すると謂う $a^2$ の形式を採って記載されている。但し、其の一〇例中、65の一例而已には、 $a^2$ 該当欄に〇印が付されていない。此れは、当該条には京洛方の「園城寺回祿」云々とあるので、実質上は、之を其の前々条たる63の記載に同断と見做して然様に判釈してある。従つて其処には、然うした形式を採らぬ記載( $a^3$ )は、全く所見されぬこと、等を知り得るのである。

〔頼經將軍記の場合〕

當將軍記にみる回祿記事の所載条数及び当該記事の各一年当りの平均所載条数が共に歴代六將軍記中、最も多いこと既述の通りである。斯うした將軍記にあつて、 $a^1$ は二四(二五)例<sup>96</sup>の事例は、一条に二例所見されることから、之を一条に二例存す、 $a^2$ と解して括弧内には一例多い二五例と記してある。以下同様。

は五八例で、事例数の上では<sup>a</sup>の方が<sup>a'</sup>よりも優に倍する。此の<sup>a'</sup>よりも遙かに多い<sup>a</sup>の内訳は、「鎌倉」が四六例、「非鎌倉」が一二例となり、此等「鎌倉」「非鎌倉」両者の事例合計数に占める其等両者各々の百分比は、前者が約七九・三%、後者が約二〇・七%となる。故に「非京洛方」にあつては、「鎌倉」の占める百分比が「非鎌倉」の占める其れを遙かに凌駕していること。而して「京洛方」及び「非鎌倉」に於ける回禄関係諸情報が、其等各地から鎌倉へ差遣された使者・使節・飛脚等に依つて齎されると謂う形式を採つて記載されている<sup>a</sup>や、然うした形式を採らずに記載されている<sup>a'</sup>の有り様に就いてみるに、<sup>a</sup>は一九二〇例、<sup>a'</sup>は七例であり、此の中、<sup>a</sup>の内訳をみるに、「京洛方」(a)関係が75、83、84、89、92、95、96①、96②、111、115、117、126、136、141の一四(一五)例あり、「非鎌倉」関係が76、99、108、113、119の五例で、此等「京洛方」「非鎌倉」両者の事例合計数に占める其等両者各々の百分比は、「京洛方」が約七五%、「非鎌倉」が約二五%となり、回禄発生地をば、「京洛方」とする方が「非鎌倉」とするよりも圧倒的に多いこと。更に<sup>a'</sup>は、上述の如く七例存するが、其の内訳をみるに、91は七條院三條御所が放火に依つて焼失したと謂うものであり、93、94両者は共に承久事変での山城国に於ける幕府軍の戦闘に関わるものであり、104、135両者は共に陸奥国平泉保に於ける寺院(前者は圓隆寺(毛越寺)、後者は吉祥寺)の回禄で、此等は共に藤原清衡胤建の梵宇精舎である。106は伊豆国走湯権現の回禄に就いてであり、138は石清水神人の不法暴行を戒告する幕府の沙汰を敍した記事中に所見されるものである。以上の七例は、孰れも各々の回禄に関わる諸情報が各々の現地から差遣された使者・使節・飛脚等に依つて鎌倉へ齎されたと謂う形式を採らずに記載されているもの、即ち<sup>a'</sup>であり、此等の中、104は、陸奥国は平泉保に回禄あり、折しも其れが発生したと同刻限に、当処より遠隔の地鎌倉で、其の回禄を告げ廻る者が存在したと謂う記事であ

り、然うした記載内容たるや、ごく限られた人間而已が發揮する事の可能な遠隔透視能力と謂う超上現象の示現を語り示す、正に不可思議なものと言ひ得よう。又、当將軍記には<sup>a</sup>而已の事例が112、143〜147の六例見られるが、斯様な記載様態を採る事例が自余の將軍記には如何ように見られるかと謂うに、頼朝將軍記に22の一例、実朝將軍記に65の一例、頼家・頼嗣・宗尊親王の諸將軍記に悉無と謂つた具合である。処で、斯うした回祿に関わる<sup>a</sup>而已の記載様態を採る記事に就いては、其の有する記載内容から判じて、之を左記の如く二類に大別して把握する事が可能であらう。即ち、

○、京洛方に於ける回祿発生を主要内容とし、其の回祿に関わる諸情報が、当該条の直前乃至は至近に配されている先行条で京洛方から鎌倉へ差遣された使者・使節・飛脚等に依つて齎されていて、件の「京洛方」に於ける回祿に就いての対策が講ぜられている幕府方の諸施策に関わる記事

○、將軍家の在洛期間中、乃至は「京洛方」滞在期間中に各当該地に於いて発生した回祿に関わる事柄に就いての記事  
而して<sup>a</sup>而已の記載様態を採る全記事八例中、上述した頼朝將軍記の22、実朝將軍記の65、頼経將軍記の112の三例は、右記○、残余の頼経將軍記にみる143〜147の五例は、右記○に各々該当するものと見做して宜しからう。

以上に依つて<sup>a</sup>而已の記載様態を採る記事が歴代六將軍記に在つて、取り分け、頼経將軍記に多見されることを知り得るのである。而して此れは、先掲表一に示した如く歴代六將軍記中、所載条数及び叙述対象期間の孰れに於いても最も卓越するのが頼経將軍記であり、更には其れに加えて件の頼経將軍記も自余の諸將軍記の場合同様に、將軍家自身の日々に於ける起居に関する事柄は固よりのこと、身边に生起勃発する諸雑事、別けても茲では回祿の発生や、其の時々の多岐多

様に互る複雑錯綜した政局の動向・情勢と、其等の諸事に対処すべき諸施策の履行等々を中心と、其の叙述が展開されている同書の記載体例の有り様をも併考するならば、極めて自然な様態として自ずと領解される事柄と言ひ得よう。

〔頼嗣將軍記の場合〕

當將軍記の<sup>a</sup><sub>1</sub>、<sup>a</sup><sub>2</sub>両者の有り様をみるに、<sup>a</sup><sub>2</sub>が二例存するのに対して、<sup>a</sup><sub>1</sub>が17の「熊野山神倉焼亡」と謂う僅か一例存する而已で、然も此の一例は、京洛方に於ける回祿發生に関する情報が、當京洛方から鎌倉へ差遣された使者・使節・飛脚等に依つて「注進」「告知」されると謂う形式を採つて記載されているものではなく、然うした「熊野山神倉焼亡」の事は、かねがね相州北條時頼の夢想する攸であると共に、其の焼亡した神倉の造営を助成したと謂うものである。之に関連して某かに依り、向後、回祿が發生するであろうとの事が予言され、或いは推想されて、聽て其れが現実化すると謂う内容の記事は、28 29(此等両者は、一連の記事である。)104等があり、此等の記事にみる話柄は、既述した104や17にみる其れと同様に、孰れも常人の能く感知・感得しえぬ奇異なものと言ひ得よう。

尚、當將軍記に於ける<sup>a</sup><sub>1</sub>、<sup>a</sup><sub>2</sub>両者の事例数をみるに、前者即ち<sup>a</sup><sub>1</sub>は、「非鎌倉」(104)、後者即ち<sup>a</sup><sub>2</sub>は、「京洛方」(17)の各一例宛存する而已である。

〔宗尊親王將軍記の場合〕

当將軍記に於ける<sup>1</sup>a<sup>2</sup>兩者の有り様をみるに、<sup>1</sup>a<sup>1</sup>は三例、<sup>2</sup>a<sup>2</sup>は二一例あつて、<sup>2</sup>a<sup>2</sup>の方が<sup>1</sup>a<sup>1</sup>よりも圧倒的に多く、此の<sup>1</sup>a<sup>1</sup>よりも圧倒的に多い<sup>2</sup>a<sup>2</sup>の二一例の全てが「鎌倉」に限られていること。而して<sup>3</sup>a<sup>3</sup>、<sup>4</sup>a<sup>4</sup>兩者の事例数をみるに、前者<sup>3</sup>a<sup>3</sup>は二例、後者<sup>4</sup>a<sup>4</sup>は一例あり、<sup>1</sup>a<sup>1</sup>の三例中、189、192の二例は、京洛方で発生した回祿に就いての諸情報が京洛方から鎌倉へ差遣された使者・使節・飛脚等に依つて「注進」「告知」されると謂う形式を採つて記載されているもの、即ち<sup>3</sup>a<sup>3</sup>であり、然うした記載形式を採らぬ残余の一例、即ち<sup>4</sup>a<sup>4</sup>(188)は、山門蜂起に依つて「園城寺定有<sup>2</sup>火災<sup>1</sup>歟」と謂う回祿に就いての予測推量記事であり、斯うした未だ現実化していない回祿を記載する事例は、既に頼経・頼嗣兩將軍記の項で触れた28、29、104、175の諸事例に相通するものと見做し得よう。

以上、A項目(事項)に関する諸記事が、歴代六將軍記の各々に如何ように所見されるかと謂う事に就いて種々述べ来たつたが、各將軍記にみる<sup>1</sup>a<sup>1</sup>、<sup>4</sup>a<sup>4</sup>の有り様に関して、<sup>1</sup>a<sup>1</sup>、<sup>2</sup>a<sup>2</sup>兩者の合計事例数に占める<sup>1</sup>a<sup>1</sup>の占める百分比で最も多いのは、頼朝將軍記であり、逆に其れが最も少いのは、頼嗣將軍記である。従つて<sup>2</sup>a<sup>2</sup>の占める百分比で最も多いのは、頼嗣將軍記であり、其れが最も少いのは、頼朝將軍記と謂うことになる。而して<sup>2</sup>a<sup>2</sup>即ち「非京洛方」の事例の全てが「鎌倉」であるのは、歴代六將軍記中、頼家・実朝・宗尊親王の各將軍記であること。又、此の<sup>2</sup>a<sup>2</sup>即ち「非京洛方」の事例中、「非鎌倉」の占める百分比に於いて最も多いのは、頼朝將軍記であること、等を明らかにし得るのである。

## B項目(事項)に関して

〔頼朝將軍記の場合〕

當將軍記には $b^1$ が一二例あり、 $b^2$ が二三例ある。此の $b^1$ 、 $b^2$ 兩者の合計事例数三四例に占める $b^1$ 事例数の百分比は約三五、三%、 $b^2$ の其れは約六四、七%となつて、 $b^2$ の百分比の方が $b^1$ の其れよりも遙かに上廻つてゐること。而して其等 $b^1$ 、 $b^2$ 兩者各々が「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域に各々如何ように所見されるかをば、既掲表二を纏めて一括表示した表三に拠つてみるに、 $b^1$ に關しては、「京洛方」が六例で最も多く、「鎌倉」が四例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が二例で最も少いこと。一方、 $b^2$ に關しては、「非鎌倉」が一〇例で最も多く、「京洛方」が八例で其れに次ぎ、「鎌倉」が四例で最も少いこと、等が知られる。

〔頼家將軍記の場合〕

當將軍記に於ける $b^1$ 、 $b^2$ 兩者の事例合計数は五例で、歴代六將軍記中、最も少く、其の内訳をみるに、 $b^1$ が三例、 $b^2$ が二例と謂う如く僅少差乍ら $b^1$ の方が $b^2$ よりも多い。而して此等 $b^1$ 、 $b^2$ 兩者の各々が「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域に各々如何ように所見されるかをば、表三に拠つてみるに、 $b^1$ に關しては、「鎌倉」が二例で最も多く、「京洛方」が一例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が全く見られない。一方、 $b^2$ に關しては、「鎌倉」の二例而已が見られ、「京洛方」「非鎌倉」兩者が全く見られない。従つて其等 $b^1$ 、 $b^2$ 兩者が共に所見されない地域は、「非鎌倉」と謂うことを知り得る。

〔実朝將軍記の場合〕

當將軍記には、 $b^1$ が二四例、 $b^2$ が七例の計三一例あり、此等 $b^1$ 、 $b^2$ 両者の合計事例数三一例に占める $b^1$ 事例数二四例の百分比は、約七七、四%、 $b^2$ 事例数七例の其れは、約二二、六%となつて、 $b^1$ の百分比の方が $b^2$ の其れよりも遙かに多いこと。而して其等 $b^1$ 、 $b^2$ 両者の各々が「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域に各々如何ように所見されるかを表三に抛つてみるに、 $b^1$ に関しては、「鎌倉」が一七例で最も多く、「京洛方」が七例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が全く見られない。一方、 $b^2$ に関しては、「鎌倉」が四例で最も多く、「京洛方」が三例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が全く見られない。従つて、 $b^1$ 、 $b^2$ 両者が共に所見されない地域は、「非鎌倉」であることを知り得る。

〔頼経將軍記の場合〕

當將軍記にみる $b^1$ 、 $b^2$ 両者の事例合計数は八三例を数え、此れは、歴代六將軍記中、最も多く、其の内訳は、 $b^1$ が五四例、 $b^2$ が二九例である。此の $b^1$ 、 $b^2$ 両者の合計八三事例に占める $b^1$ 事例の百分比は、約六五、一%、 $b^2$ 事例の其れは、約三四、九%で、 $b^1$ 事例の百分比の方が $b^2$ 事例の其れよりも遙かに上廻っていること。而して其等 $b^1$ 、 $b^2$ 両者各々が「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域に各々如何ように所見されるかを表三に抛つてみるに、 $b^1$ に関しては、「鎌倉」が三四例で最も多く、「京洛方」が一五例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が五例で最も少い。一方、 $b^2$ に関しては、「鎌倉」が



一二例で最も多く、「京洛方」が一〇例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が七例で最も少いこと。従つてb<sup>1</sup>b<sup>2</sup>両者共に、地域的には、「鎌倉」が最も多く、「京洛方」が其れに次ぎ、「非鎌倉」が最も少いことが知られる。

〔頼嗣將軍記の場合〕

當將軍記にはb<sup>1</sup>が一三例、b<sup>2</sup>が九例の合計二二事例あり、此等b<sup>1</sup>b<sup>2</sup>両者の合計二二事例に占めるb<sup>1</sup>の一三事例の百分比は、約五九、一%、b<sup>2</sup>の九事例の其れは、約四〇、九%となつて、b<sup>1</sup>の百分比の方がb<sup>2</sup>の其れよりも遙かに多いこと。而して其等b<sup>1</sup>b<sup>2</sup>両者各々が「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域に、各々如何ように所見されるかを表三に掲つてみるに、b<sup>1</sup>に関しては、「鎌倉」が一一例で最も多く、「非鎌倉」が二例で其れに次ぎ、「京洛方」が全く見られない。一方、b<sup>2</sup>に関しては、「鎌倉」が七例で最も多く、「京洛方」「非鎌倉」両者が、各々一例宛で其れに次いでいることを知り得る。

〔宗尊親王將軍記の場合〕

當將軍記にはb<sup>1</sup>が一九例、b<sup>2</sup>が五例の合計二四事例あり、此等b<sup>1</sup>b<sup>2</sup>両者の合計二四事例に占めるb<sup>1</sup>の一九事例の百分比は、約七九、二%、b<sup>2</sup>の五事例の其れは、約二〇、八%となつて、b<sup>1</sup>の百分比の方がb<sup>2</sup>の其れよりも遙かに上廻つ

表三

將軍記 B項目 (事項)の 種類 地域	頼朝		頼家		実朝	
	b <sup>1</sup>	b <sup>2</sup>	b <sup>1</sup>	b <sup>2</sup>	b <sup>1</sup>	b <sup>2</sup>
「京洛方」	6 ●	8 ●	1		7	3
「鎌倉」	4	4	2 ●	2	17 ●	4 ●
「非鎌倉」	2	10 ●				
合計	12	22	3	2	24	7

ていること。而して其等b<sup>1</sup>b<sup>2</sup>両者各々が「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域に各々如何ように所見されるかを表三に拠つてみるに、b<sup>1</sup>に關しては、「鎌倉」が一八例で最も多く、「京洛方」が一例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が全く見られない。一方、b<sup>2</sup>に關しては、事例僅少にして僅差乍ら、「鎌倉」が三例で最も多く、「京洛方」が二例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が全く見られない。従つてb<sup>1</sup>b<sup>2</sup>両者共に地域別には「鎌倉」が最も多く、「京洛方」が其れに次ぎ、「非鎌倉」が全く見られないことを知り得る。

頼経		頼嗣		宗尊親王		合計
b <sup>1</sup>	b <sup>2</sup>	b <sup>1</sup>	b <sup>2</sup>	b <sup>1</sup>	b <sup>2</sup>	
15 ●	10		1 ●	1	2 ●	54
34 ● ●	12 ●	11 ●	7 ●	18 ●	3 ●	118
5	7 ●	2 ●	1			27
54	29	13	9	19	5	199

[備考] 上部●印付事例数は、「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」三者中、最も多い事例数、横●印付事例数は、b<sup>1</sup>b<sup>2</sup>両者中、より多い事例数を各々示す。

以上、歴代六將軍記にみるB事項(項目)のb<sup>1</sup> b<sup>2</sup>兩種類を通観して、大凡、左記の如き事柄を指摘し得よう。

○、歴代六將軍記の各々に於けるb<sup>1</sup> b<sup>2</sup>両者の有り様に就いてみるに、b<sup>2</sup>の事例数の方がb<sup>1</sup>の其れよりも上廻っているのは、独り頼朝將軍記而已であり、他余の五將軍記に在っては、孰れも、b<sup>1</sup>の事例数の方がb<sup>2</sup>の其れよりも優越していること。

○、歴代六將軍記の各々にみるb<sup>1</sup> b<sup>2</sup>両者各々の地域別有り様に就いてみるに、「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域中、(一)、b<sup>1</sup>が最も多く見られるのが「京洛方」であるのは、頼朝將軍記而已であること。(二)、b<sup>2</sup>が「鎌倉」

よりも「京洛方」の方に多く見られるのは、頼朝將軍記而已であること。(三)、「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる

諸地域中、b<sup>2</sup>が「非鎌倉」に最も多く見られるのは、頼朝將軍記而已であること。(四)、「鎌倉」が「京洛方」や

「非鎌倉」よりも多く見られるのは、頼朝將軍記を除く他余の五將軍記であること。

右記○、○(一)～(四)に依り、頼朝將軍記の記載内容面に於ける特色乃至は性格の一斑を鮮明し得るのである。

尚、上述したb<sup>1</sup> b<sup>2</sup>両者中、特にb<sup>1</sup>に在つて数多所見される記載事例(左記ア、カ)を挙示し、之を考査することに依り、歴代六將軍記の各々に如何なる記載事象を認め得るかに就いての鄙見を鈔しく開陳しておこう。

ア、焼亡区域・範圍の方位記載上段○印付数字は、当該事例の列挙番号、下段数字は、既掲回祿記事全事例の列挙番号を各々示す。以下同様。

〈地域〉 〈將軍記〉

①41、若宮大路西廻……………等宅以南。至……………。片時之間數丁災。

〔鎌倉〕 頼家

- ② 48、洛中燒亡——東洞院七條東西十二町洞院西朱雀南北十二町七條以北 [京洛方] 実朝
- ③ 52、——宅以南燒亡。 [鎌倉] 実朝
- ④ 55、燒亡。——亭以南——爲<sub>二</sub>灰燼<sub>一</sub>。 [鎌倉] 実朝
- ⑤ 77、火起——宅之北邊。——東及——。西限——。 [鎌倉] 頼經
- ⑥ 80、——以南燒亡。——南延至濱。 [鎌倉] 頼經
- ⑦ 86、町邊燒亡。南北二町餘炎。 [鎌倉] 頼經
- ⑧ 90、町大路東失火。——宅災。 [鎌倉] 頼經
- ⑨ 101、——以南三町餘燒亡。 [鎌倉] 頼經
- ⑩ 107、東西一町餘燒亡。 [鎌倉] 頼經
- ⑪ 109、幕府東西人家等。并——一字燒亡。 [鎌倉] 頼經
- ⑫ 111、自<sub>二</sub>土御門室町<sub>一</sub>失火。南至——。 [京洛方] 頼經
- ⑬ 118、自——。失火出來。東西四町之内人家化燼訖。 [鎌倉] 頼經
- ⑭ 121、——火出來。至——。南北二十餘町災。 [鎌倉] 頼經
- ⑮ 122、若宮大路西頰——以北燒亡云々。 [鎌倉] 頼經
- ⑯ 125、御所南——宅失火。 [鎌倉] 頼經
- ⑰ 127、——西邊——家失火。 [鎌倉] 頼經

⑱ 128、——邊失火。及——南北六町餘災。〔鎌倉〕 賴經

⑲ 132、——公文所燒亡。——東及——邊。西迄于——。〔鎌倉〕 賴經

⑳ 134、——西之——燒亡時回祿訖。〔鎌倉〕 賴經

㉑ 140、——失火。南北十餘町災。〔鎌倉〕 賴經

㉒ 143、——失火。南北二町餘災。〔京洛方〕 賴經

㉓ 147、北邊燒亡。〔京洛方〕 賴經

㉔ 165、相州——以故入道武州經時小町上舊宅御所北面若宮大路也。爲居所。——去寬元二年十二月燒亡。〔鎌倉〕 賴嗣

㉕ 174、——邊燒亡。從火——宅起。——東——南——北——西——也。〔鎌倉〕 賴嗣

㉖ 176、——燒亡。延——之南——到——家。〔鎌倉〕 賴嗣

㉗ 177、——燒亡。延——南——。〔鎌倉〕 賴嗣

㉘ 178、燒亡。西者——之前。東者——。北者——。〔鎌倉〕 賴嗣

㉙ 183、——家以東。三町餘人家皆燒亡。〔鎌倉〕 宗尊親王

イ、燒亡区域・範圍の記載

① 41、——西頰燒亡。——以南。至——。片時之間數丁災。〔鎌倉〕 賴家

② 48、火出自——。至于——。〔京洛方〕 実朝

③ 67、——邊燒亡。——及——。〔鎌倉〕 実朝

④ 68、——燒亡。餘焰及——。〔鎌倉〕 実朝

⑤ 77、——燒亡。火起——之北邊。——上延——。下至——。東及——。西限——。〔鎌倉〕 賴經

⑥ 81、——上失火。於——前火止訖。〔鎌倉〕 賴經

⑦ 92、放火——。——餘烟延至——。——火起——。——欲及——。〔京洛方〕 賴經

⑧ 111、自——。失火。南至——。——餘炎及——。〔京洛方〕 賴經

⑨ 121、——火出來。至——。南北——災。〔鎌倉〕 賴經

⑩ 124、——下邊燒亡。——餘焰如飛。至——。〔鎌倉〕 賴經

⑪ 127、——西邊——失火。依餘焰——等燒訖。〔鎌倉〕 賴經

⑫ 128、——邊失火。及——災。〔鎌倉〕 賴經

⑬ 132、——燒亡。——東及——。西迄——。烟炎如飛。——爲灰燼。〔鎌倉〕 賴經

⑭ 154、自——失火起。限——。數百宇災。〔鎌倉〕 賴經

⑮ 174、——邊燒亡。從火——起。——東——。南——。北——。西——。

⑯ 176、——燒亡。延——之南。到——。〔鎌倉〕 賴嗣

⑰ 177、——燒亡。延——南。——前到也。〔鎌倉〕 賴嗣

⑱ 179、——邊燒亡。限——。其中間人家悉以災。〔鎌倉〕 宗尊親王

⑲ 180、——失火。——餘炎迄——前。〔鎌倉〕 宗尊親王

⑳ 181、——邊燒亡。至——。人家數百宇災。〔鎌倉〕 宗尊親王

㉑ 185、——前燒亡。北風烈吹。——悉以災。〔鎌倉〕 宗尊親王

㉒ 186、——燒失。——失火。——悉以災。至——火止。〔鎌倉〕 宗尊親王

㉓ 187、——失火。——越——。到——。餘炎。——等燒失。〔鎌倉〕 宗尊親王

㉔ 190、鎌倉中大燒亡。自——前。至——。〔鎌倉〕 宗尊親王

㉕ 199、——燒亡。南風頻吹。甚烟掩御所。——至——前火止。〔鎌倉〕 宗尊親王

㉖ 200、——燒亡。始自——。至——。火炎延。其中間人家皆以災。〔鎌倉〕 宗尊親王

㉗ 201、——前失火。餘炎至——。〔鎌倉〕 宗尊親王

ウ、焼亡家屋数の記載

① 20、—— 宅焼亡。焰如飛。人屋數十字災。

[鎌倉]

頼朝

② 29、—— 邊失火。—— 已下人屋數十字燒亡。

[鎌倉]

頼朝

③ 40、—— 邊燒亡。人屋三十餘家災。

[鎌倉]

頼家

④ 52、—— 宅以南燒亡。南風烈。片時人屋數十字災。

[鎌倉]

実朝

⑤ 55、—— 亭以南人屋三十餘字爲灰燼。

[鎌倉]

実朝

⑥ 72、—— 亭以下四十餘字燒亡。

[鎌倉]

実朝

⑦ 73、—— 邊燒亡。—— 以下數十字災。

[鎌倉]

実朝

⑧ 82、—— 邊民居數十字災。

[鎌倉]

頼經

⑨ 87、—— 兩三字燒失。

[鎌倉]

頼經

⑩ 106、伊豆國走湯權現—— 數十字燒亡。

[非鎌倉]

頼經

⑪ 109、幕府東西人家等并武州納所一字燒亡。

[鎌倉]

頼經

⑫ 129、甘繩邊人家五十餘字燒失。

[鎌倉]

頼經

⑬ 131、武藏大路之下民家一字燒失。

[鎌倉]

頼經

⑭ 138、南都家徒—— 燒拂在家六十餘字訖。

[京洛方]

頼經



⑮ 146、錦小路白河焼亡。數十字災。

〔京洛方〕

賴經

⑯ 149、前武州南御近隣有失火。人屋五六字災。

〔鎌倉〕

賴經

⑰ 150、武藏大路下。家以下數十字焼失。

〔鎌倉〕

賴經

⑱ 154、自。失火起。限。數百字災。

〔鎌倉〕

賴經

⑲ 159、前人家數十字失火。

〔鎌倉〕

賴嗣

⑳ 161、其後數十字舍屋同時放火。

〔非鎌倉〕

賴嗣

㉑ 170、邊人家數十字焼亡。

〔鎌倉〕

賴嗣

㉒ 173、燒亡。人屋數十字災。

〔鎌倉〕

賴嗣

㉓ 174、等第以下數箇所災。

〔鎌倉〕

賴嗣

㉔ 181、邊焼亡。至。人家數百字災。

〔鎌倉〕

宗尊親王

工、焼亡区域・範圍の距離記載

① 41、等宅以南。至。片時之間數丁災。

〔鎌倉〕

賴家

② 44、以下鎌倉中數町焼亡。

〔鎌倉〕

実朝

③ 46、人家焼亡。猛火烈。烟炎如飛。及數町。

〔鎌倉〕

実朝

- ④ 67、——邊燒亡。南風烈之間。及——數町。〔鎌倉〕 実朝
- ⑤ 68、——人家燒亡。餘焰及——。——廿餘町悉爲「灰燼」。〔鎌倉〕 実朝
- ⑥ 86、町邊燒亡。南北二町餘炎。〔鎌倉〕 頼經
- ⑦ 92、放「火宿廬」。南風烈吹。餘烟延至「數十町」。〔京洛方〕 頼經
- ⑧ 101、——以南三町餘燒亡。——在「其中」。〔鎌倉〕 頼經
- ⑨ 103、——燒亡。近邊一許町災。〔鎌倉〕 頼經
- ⑩ 107、——東西一町餘燒亡。〔鎌倉〕 頼經
- ⑪ 118、自——。失火出來。東西四町之内人家化燼訖。〔鎌倉〕 頼經
- ⑫ 121、——火出來。至——。南北二十餘町災。〔鎌倉〕 頼經
- ⑬ 128、——邊失火。及——。南北六町餘「災」。——在「此内」。〔鎌倉〕 頼經
- ⑭ 140、——失火。南北十餘町災。〔鎌倉〕 頼經
- ⑮ 143、——失火。南北二町餘災。〔京洛方〕 頼經
- ⑯ 162、舍屋悉放火。餘炎及「數町」。〔非鎌倉〕 頼嗣
- ⑰ 183、——以東。三町餘人家皆燒亡。〔鎌倉〕 宗尊親王

才、燒亡家屋の限定記載

① 35、——| 宅燒亡。不<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 賴朝

② 37、——| 宅燒亡。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 賴朝

③ 54、——| 宅等災。其後不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 実朝

④ 56、——| 燒亡。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 実朝

⑤ 70、——| 家燒亡失火云々。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 実朝

⑥ 102、——| 家燒亡。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 賴經

⑦ 125、——| 宅失火。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 賴經

⑧ 151、——| 燒亡。餘焰不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 賴經

⑨ 184、——| 亭災。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [鎌倉] 宗尊親王

⑩ 192、——| 燒亡。失火。諸人群參打銷之間。不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>他所<sub>一</sub>。 [京洛方] 宗尊親王

カ、燒亡家屋の標示記載

① 40、——| 邊燒亡。——| 等之家在<sub>二</sub>其中<sub>一</sub>云々。 [鎌倉] 賴家

② 48、火出自<sub>二</sub>——<sub>一</sub>。——| 自<sub>二</sub>——<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>——<sub>一</sub>。——| 御亭等在<sub>二</sub>其中<sub>一</sub>云々。 [京洛方] 実朝

③ 86、町邊燒亡。——等家在「其中」云々。

〔鎌倉〕

頼經

④ 101、——燒亡。——家在「其中」。

〔鎌倉〕

頼經

⑤ 128、——邊失火。——宅在「此内」。

〔鎌倉〕

頼經

⑥ 154、自——失火起。——等家在「其中」云々。

〔鎌倉〕

頼經

⑦ 159、——前人家數十字失火。——亭在「其中」。

〔鎌倉〕

頼嗣

⑧ 173、——燒亡。——之家在「其中」。

〔鎌倉〕

頼嗣

⑨ 195、——邊燒亡。——在「其中」。

〔鎌倉〕

宗尊親王

⑩ 200、——燒亡。——火炎延。其中間人家皆以災。——宅在「其中」云々。

〔鎌倉〕

宗尊親王

B 事項(項目)の b' b なる兩種類中、取り分け、b' に在つて數多所見される右記の a' 力なる六種類の記載事例の各々が歴代六將軍記の各々に如何ように存するかを、其の具象事例を挙示すると共に、之を分かり易く纏めて示した表四に拠つて左記の ㊦ ㊧ ㊨ なる事柄、即ち、

㊦、特に b' に在つて多数の事例を有する先記 a' 力なる六種類の記載事例が歴代六將軍記に各々如何ように所見されるか。

㊧、其等の記載事例が「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域に各々如何ように所見されるか。

㊨、其等六將軍記に於ける各事例が其等諸地域に各々如何ように所見されるか。

に關して考按するに、



先ず①に就いて、ア記載事例は、頼経將軍記が一九例で最も多く、頼嗣將軍記が五例で其れに次ぎ、以下、実朝將軍記③例→頼家・宗尊親王兩將軍記(各一例)の順に続き、頼朝將軍記には見られない。イ記載事例は、頼経將軍記が一〇例で最も多く、実朝・頼嗣兩將軍記が各三例で其れに次ぎ、以下、頼家將軍記(二例)と続き、頼朝將軍記には見られない。ウ記載事例は、頼経將軍記が一一例で最も多く、頼嗣將軍記が五例で其れに次ぎ、以下、実朝將軍記④例→頼朝將軍記(二例)→頼家・宗尊親王兩將軍記各一例の順に続いている。エ記載事例は、頼経將軍記が一〇例で最も多く、実朝將軍記が四例で其れに次ぎ、以下、頼家・頼嗣・宗尊親王の三將軍記各一例の順に続き、頼朝將軍記には見られない。オ記載事例は、実朝・頼経兩將軍記が各三例で最も多く、頼朝・宗尊親王兩將軍記が各二例で其れに次ぎ、頼家・頼嗣兩將軍記には共に見られない。カ記載事例は、頼経將軍記が四例で最も多く、頼嗣・宗尊親王兩將軍記が各二例で其れに次ぎ、以下、頼家・実朝兩將軍記が各一例で其れに続き、頼朝將軍記には見られない。之に依り、頼経將軍記は、あく力なる六種類の記載事例の孰れに於いても最多数を有している(但し、イ記載事例数に関しては、宗尊親王將軍記の其れと、オ記載事例数に関しては、実朝將軍記の其れとに於いては、各々同じである。)のに対して、頼朝將軍記には、あく力なる六種類の記載事例中、ウオなる二種類の記載事例を除くアイエ力なる四種類の記載事例が見られぬと謂うように、頼経・頼朝兩將軍記が各々対蹠的な位置を占めていることを茲にも認め得るのである。

次に②に就いて、ア記載事例は、「鎌倉」が二五例で最も多く、「京洛方」が四例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が見られない。イ記載事例は、「鎌倉」が二四例で最も多く、「京洛方」が三例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が見られない。ウ記載事例は、「鎌倉」が二〇例で最も多く、「京洛方」「非鎌倉」両者が共に二例で其れに次いでいる。エ記載事例は、「鎌

「倉」が一四例で最も多く、「京洛方」が二例で其れに次ぎ、以下、「非鎌倉」が一例で続いている。才記載事例は、「鎌倉」が九例で最も多く、「京洛方」が一例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が見られない。力記載事例は、「鎌倉」が九例で最も多く、「京洛方」が一例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が見られない。力記載事例は、「鎌倉」が九例で最も多く、「京洛方」が一例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が見られない。之に依り、あく力なる六種類の記載事例中、其の孰れに於いても、「鎌倉」が最も多くの事例数を有し、「京洛方」が其れに次ぎ、「非鎌倉」が最も少いことを知り得る。

次に㊦に就いて、歴代六將軍記の各々に所見される「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域に関する記載事例数の優越順次に随つて観るに、頼経將軍記には、「鎌倉」が四七例在つて最も多く、「京洛方」が九例で其れに次ぎ、以下、「非鎌倉」が一例で続いている。宗尊親王將軍記には、「鎌倉」が一六例在つて最も多く、「京洛方」が一例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が見られない。実朝將軍記には、「鎌倉」が一五例在つて最も多く、「京洛方」が三例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が見られない。頼朝將軍記には、「鎌倉」が二例で其れに次ぎ、「京洛方」が見られない。頼家將軍記には、「鎌倉」が五例見られるが、「京洛方」「非鎌倉」両者が共に一例も見られない。頼朝將軍記には、「鎌倉」が四例見られるが、「京洛方」「非鎌倉」両者が共に一例も見られない。之に依り、歴代六將軍記中、あく力なる六種類の記載事例を最も多有する頼経將軍記を始め、他余の五將軍記に於いても、「京洛方」「鎌倉」「非鎌倉」なる諸地域の記載事例中、「鎌倉」の其れが最も多く、実朝・頼経・宗尊親王の三將軍記に於いては、「京洛方」が其れに次ぎ、頼経・頼朝兩將軍記に於いては、「非鎌倉」が其れに次いでいること。頼朝・頼家兩將軍記に於いては、「京洛方」「非鎌倉」両者が見られないこと、等を知り得る。仍つて此の㊦に就いて指摘した攷からも、

頼経將軍記と頼朝將軍記とが対蹠的な位置を占めていることを明らかに得るのである。  
 更に尚、b'に在つて数多所見されるアゝ力なる六種類の記載事例の各々が歴代六將軍記の各々に如何ように所見されるか、其の有り様に就き、表五に基拠して、いま尠しく考査の歩を進めてみよう。

表五

合 計	カ	オ	エ	ウ	イ	ア	歴代 六將軍記 に多い 回禄関係 記載種類	
							頼朝	頼家
四		35 37		20 29			頼朝	頼家
二五	40		41	40		41		
一一	一八	48	54 56 70	44 46 67 68	52 55 72 73	48 67 68	48	52 55
		86 101 128 154	102 125 151	86 92 101 103 107 118 121 128 140 143	82 87 106 109 129 131 138 146 149 150 154	77 81 92 111 121 124 127 132 140 147 154	122 125 127 128 132 134 140 143 147	77 80 86 90 101 107 109 111 118 121
三五	五七							
一〇	一六	159 173		162	159 161 170 173 174	174 176 177	165 174 176 177 178	頼嗣
一四	一七	195 200	184 192	183	181 187 190 199 200 201	179 180 181 185 186	183	宗尊親王

〔備考〕 数字は、既掲回禄関係記載種類事例の列挙番号、傍線付記の其れは、同一將軍記中にアゝ力なる記載種類事例中に、其の孰れかが共通して所見されるもの、を各々示す。



表五にみる傍線付記の記載事例は、同一將軍記中にアゝ力なる記載種類事例の孰れかが共通して所見されるもの（以下、之を「傍線付記事例」と仮称する。）であり、斯うした「傍線付記事例」を内蔵するアゝ力なる記載種類事例其のものが歴代六將軍記の各々に如何ように所見されるかと謂うに、頼経將軍記が五七例で最も多く、実朝將軍記が一八例で其れに次ぎ、以下、宗尊親王將軍記（二七例）→頼嗣將軍記（二六例）→頼家將軍記（五例）の順に続き、頼朝將軍記には全く見られない。

そこで、此の「傍線付記事例」と、アゝ力なる記載種類事例中、同種の其れとして単数回而已しか所見されないもの、即ち「傍線不付記事例」とが同一將軍記に在つて各々如何ように存するかを歴代六將軍記全体に互つて檢覈すると、次の如くなる。

頼朝將軍記……………当將軍記には、「記載種類事例」が四例存し、其の内訳は、20、29（ウ）、35、37（オ）の全てが「傍線不付記事例」である。

頼家將軍記……………当將軍記には、「記載種類事例」が五例存し、其の内訳は、「傍線付記事例」として記載種類が三種類（アイエ）に及ぶのは、41の一例、二種類（ウカ）に及ぶのは、40の一例で、合計五例となる。当將軍記には「傍線不付記事例」が見られない。

実朝將軍記……………当將軍記には、「記載種類事例」が一八例存し、其の内訳は、「傍線付記事例」として記載種類が三種類（アイカ）に及ぶのは、48の一例、二種類（アウ、イエ）に及ぶのは、52、55、67、68の四例、「傍線不付記事例」として一種類而已は、ウの72、73、エの44、46、オの54、56、70の七例、合計一八例となる。

頼経將軍記………当將軍記には、「記載種類事例」が五七例存し、其の内訳は、「傍線付記事例」として記載種類が四種類（アイエカ）に及ぶのは、128の一例、三種類に及ぶのは、86（アエカ）、101（アエカ）、121（アイエ）、154（イウカ）の四例、二種類に及ぶのは、77（アイ）、107（アエ）、109（アウ）、111（アイ）、118（アエ）、125（アオ）、127（アイ）、132（アイ）、140（アエ）、143（アエ）、92（イエ）の一一例、「傍線不付記事例」として一種類而已は、アの80、90、122、134、147、イの81、124、ウの82、87、106、129、131、138、146、149、150、エの103、オの102、151、の一九例、合計五七例となる。

頼嗣將軍記………当將軍記には、「記載種類事例」が一六例存し、其の内訳は、「傍線付記事例」として記載種類が三種類（アイウ）に及ぶのは、174の一例、二種類（アイ、ウカ）に及ぶのは、176、177、159、173の四例、「傍線不付記事例」として一種類而已は、アの165、178、ウの161、170、エの162の五例、合計一六例となる。

宗尊親王將軍記………当將軍記には、「記載種類事例」が一七例存し、其の内訳は、「傍線付記事例」として記載種類が二種類（アエ、イウ、イカ）に及ぶのは、183、181、200の三例、「傍線不付記事例」として一種類而已は、イの179、180、185、186、187、190、199、201、オの184、192、カの195の一一例、合計一七例となる。

更に上述した事に関して、特に同一將軍記に於ける「傍線付記事例」の種類数及び「傍線不付記事例」を含む同一事例数が各々如何程宛存するかを理解し易く簡便に纏めて表示したのが表六である。

表六

						各事例の 歴代六將軍記 の所見状態
宗尊親王						A
頼嗣		一 (4)				B
頼経	一 (3)	四 (12)	一 (3)	一 (3)		C
実朝	三 (6)	四 (8)	四 (8)	一 (2)		D
頼家	一一 (11)	五 (5)	一九 (19)	七 (7)	四 (4)	( ) 内事例合計数
頼朝					4	
	17	16	57	18	5	4

- 当表には、同一事例がアキ力なる記載事例中に所見され、其の種類が四種類に及ぶものをA、三種類に及ぶものをB、二種類に及ぶものをC、一種類而已のものをDと各々仮称すると共に、然うした「傍線付記事例」(但し、茲では一種類の類而已のDを除く。)を含む同一事例数を括弧付算用数字で各々表わし示してあるが、此の表六に拠つて左記の事柄を指摘し得よう。即ち、
- (一)、Aは、歴代六將軍記中、独り頼経將軍記而已にしか所見されないこと。
- (二)、此の頼経將軍記に於けるA而已ならずB、C、Dの孰れに在つても、其等の各々に所見される事例数は、他余の

各諸將軍記にB、C、Dとして各々所見される事例数よりも卓越していること。

(三)、AとDの中、D而已にしか所見されないのは、歴代六將軍記中、独り頼朝將軍記而已であること。

斯くして此等(一)と(三)に指摘した攸に依り、「傍線付記事例」の種類数及び其の各種類毎の事例数に於いて、歴代六將軍記中、最も優っているのが頼朝將軍記であり、逆に其れの最も劣っているのが頼朝將軍記であることを論明し得るのであり、斯かる事柄に依つても、其等頼朝・頼朝両將軍記の各々が対蹠的な位置關係に在ることを認知し得るのである。

### C項目(事項)に関して

〔頼朝將軍記の場合〕

當將軍記には、回祿發生の事由乃至状況に就いて、其れが鬭諍・争覇に因由するもの(c)か、其れとも、然うした事に因由しないもの(c<sup>2</sup>)か、此等c<sup>1</sup>c<sup>2</sup>兩種類が各々如何ように所見されるかを観てみるに、c<sup>1</sup>が二三例、c<sup>2</sup>が九例在つて、c<sup>1</sup>の方がc<sup>2</sup>よりも遙かに多いことが分かる。此の事例数の多いc<sup>1</sup>の記載内容に就いては、既掲表二のI欄に其の概略が摘記されている。而して此の表二に拠つて知られる如く、1、2、3は、以仁王の平氏追討令旨を奉戴しての、源頼政に依る平氏打倒の挙兵、4、5は、源頼朝に依る、平氏方人たる山木兼隆(4)及び大庭景親党類(5)への襲攻、此の

中、特に5の所謂「石橋山合戦」其れ自体には、回祿に関わる記載は所見されないが、之に関連して、源 頼朝方人たる三浦一党に依る、平氏方人たる大庭景親党類への襲撃関連記事には、回祿に関わる記載が所見される。6は、源 頼朝方人たる一條忠頼に依る、平氏方人たる菅冠者への攻撃、7は、源 頼朝方人たる千葉成胤常胤嫡孫に依る、平氏方人たる上総国目代への襲撃、8は、平氏方人たる足利俊綱に依る、源氏党類への攻撃、9、10は、源 頼朝方人たる平 広常に依る、佐竹義政(9)・同秀義(10)への襲撃、11は、平 知盛に依る、源 頼朝方人たる山本義経・同弟柏木義兼両者への攻撃、12、13は、平 重衡に依る、園城寺(12)及び南都東大・興福両寺(13 14 18 38)への襲撃、15は、熊野山悪僧に依る、平氏一族及び其の従類への襲撃と、其れに対する報復、16は、熊野山湛増従類に依る、平氏方人への意趣返しとも解し得る、平 清盛の虜掠する伊勢・志摩両国に於ける暴虐行動、17は、源 義経に依る、平氏の本營たる屋島への襲撃、23、24、25、26は、源 頼朝に依る、奥州藤原泰衡及び其の従類掃勤、等の諸関連記事であり、此等二三例が、当將軍記に所見されるc事例の全てである。

次に、上述のcよりも事例数の多いcに就いて、其の記載内容を観てみるに、19は、c事例の初出例であると共に、既述の「鎌倉」の初出例でもある。此の事例は、鎌倉府政所に霹靂し、因幡前司広元邸の厩上に落雷して、其の棟上に奉置して在った一巻の心経が聊か焼け焦げる事があつても、其の字形は、依然として鮮明な儘であつた。此の事に広元は随喜して、之を営中に持参し、「仏法の未だ地に落ちざることを申し述べて感涙を拭つたと謂う、仏教の靈驗と広元の為人とを語り伝えるものである。而して此の19以下にみる20、21、22、27、29、34、36、37の八例中、20、27、29、36、37の五例が既述の「鎌倉」での回祿(19の「鎌倉」での其れを、含めれば、六例となる。)、残余の21、22、34の三例が「京洛方」での回

禄を各々叙述する記事である。斯うした「鎌倉」での回禄を叙述する諸事例に在つて、28、29の二例に後出する30、33の四例は、既掲表二中の<sup>c</sup>事例該当欄に○印が付されていないものの、実の攸、此等四例に先出する28、29の二例に記載されている回禄と同一の其れを語り伝える一連の記事なのであり、斯様に同一の回禄が都合六例(六条)に亙つて記載されているケースは、同書に在つては、他に全く例を見ないのである。又、28、29の二例に記載されている回禄は、其の規模・影響の両面に於いて著大で、而も、諸種の深刻な問題を現出せしめた許りか、件の回禄発生には、次の如き奇異にして不可思議な話譚が伝えられているのである。即ち、回禄発生の前日に、鎌倉府の公的機関たる侍所に於いて、広田邦房なる者が、明日、鎌倉で「大火災」が出来し、若宮や幕府は殆ど、「其の難を免がるべからず」との事を傍輩に語つて聞かせたと謂い、果せる哉、其の翌日、正しく前日の予言通りになつたと謂うものである。而して斯うした回禄が同書に特筆大書されているのは、件の回禄の規模や影響の甚大さも然ること乍ら、之に加えて、広田なる者が天眼通とも称すべき超世的靈力を發揮して、然うした「大火災」の発生を事前に予告して、掌を指すが如く、其れを物の美事、的中させたと謂う珍奇極まる事象として、世に著聞していた事も与つて大きいのではないか、と考量されるのである。更に同將軍記にみる回禄記事の27、36の両事例中には、前者には、本朝に於ける淨臺房の所為と、異朝に於ける薬師菩薩の所為、後者には、本朝に於ける武者所宗親の鬚と、異朝に於ける唐国太宗の鬚とに纏わる各々の話譚を比較対照させて、対句表現を駆使しての特色ある筆法・技法が見られることも亦、旁々留意されてよい事であらう。

表七

C項目(事項) の種類 歴代六将軍記	c1	c2	c3	c4
	頼 朝	23 ①約71.9%	9 ⑥約28.1%	3 ⑤20%
頼 家	2 ②40%	3 ⑤60%	0	1
実 朝	4 ⑤約13.8%	25 ②約86.2%	4 ③約57.1%	3 ③約42.9%
頼 経	12 ④約14.5%	71 ③約85.5%	24 ②約58.5%	17 ④約41.5%
頼 嗣	7 ③約31.8%	15 ④約68.2%	4 ④50%	4 ②50%
宗尊親王	1 ⑥約4.2%	23 ①約95.8%	9 ①100%	0 ⑤0%

[備考] 各事例数の下に記す百分比は、c<sup>1</sup>c<sup>2</sup>両種類に於ける各記載事例数の、其等両記載の事例合計数に占めるものであり、又、c<sup>3</sup>c<sup>4</sup>両種類に於ける各記載事例数の、其等両記載の事例合計数に占めるものである。○印付数字は、其等各記載事例数の占める百分比の優越順次を示すものである。尚、c<sup>3</sup>c<sup>4</sup>両種類に於ける各記載事例数に在っては、歴代六将軍記中、頼家将軍記にみる其等各記載事例数が極めて少い事に鑑みて、茲には、然うした頼家将軍記に就いての百分比は、一応、除外してある。

尚、歴代六將軍記に於けるc<sup>1</sup>c<sup>2</sup>兩種類の各事例数の、其等両事例合計数に占める百分比の多寡優劣に就いて、之を表七に拠つてみるに、c<sup>1</sup>の百分比が最も多いのは、約七一・九%の頼朝將軍記であり、四〇%の頼家將軍記が其れに次ぎ、以下、頼朝將軍記(約三二・八%)↓頼経將軍記(約一四・五%)↓実朝將軍記(約一三・八%)↓宗尊親王將軍記(約四・二%)の順に続き、宗尊親王將軍記が最も少いこと。之に対して、c<sup>2</sup>の百分比が最も多いのは、約九五・八%の宗尊親王將軍記であり、約八六・二%の実朝將軍記が其れに次ぎ、以下、頼経將軍記(約八五・五%)↓頼朝將軍記(約六八・二%)↓頼家將軍記(六〇%)↓頼朝將軍記(約二八・一%)の順に続き、頼朝將軍記が最も少いことが分かる。而して斯様な事柄は、歴代六將軍記中、c<sup>1</sup>の事例数がc<sup>2</sup>の其れよりも多いのは、独り、頼朝將軍記而已である事にも端的に詮表されていると言い得よう。

處で、回祿発生の事由乃至状況が鬭諍・争覇に因由することを表わし示すc<sup>1</sup>種類の事例数が卓越する將軍記、即ち頼朝將軍記には、「放火」(c<sup>1</sup>)の事例数の方が、「失火」(c<sup>2</sup>)の其れよりも優越しているであろうことは、容易に推測し得るが、斯かる事柄の妥当性は、表七に表示されている故に拠つて明確に裏付けられるのである。

〔頼家將軍記の場合〕

當將軍記に所見される回祿記事に就いて、其の事例数及び一年当りの平均事例数の孰れに於いても、歴代六將軍記中、最も少いこと既述の通りである。而して件の回祿記事にみるc項目(事項)の中、c<sup>1</sup>c<sup>2</sup>なる兩種類の各事例に就いて観



るに、c<sup>1</sup>事例としては、42、43の二例があり、此等は、北條義時及び其の与同加担者に依る、比企一族及び其の従類討滅を記載内容とするもの(42)であり、此の所謂「比企合戦」に於いて、現將軍家頼家の嫡子一幡君も亦、此の回祿で焼死し、其の遺骨が探し出され、僧源性に依つて高野山奥院へ奉納されたと謂うもの(43)である。c<sup>2</sup>事例としては、39、41の三例があり、其中、40、41の二例が「鎌倉」、39の一例が「京洛方」の記事である。尚、当將軍記には、c<sup>3</sup>、c<sup>4</sup>両種類の事例中、c<sup>4</sup>種類の事例が42の一例所見される而已である。

〔実朝將軍記の場合〕

当將軍記にみるc<sup>1</sup>、c<sup>2</sup>両種類の事例中、c<sup>1</sup>の其れは四例あり、c<sup>2</sup>の其れは二五例あり、此等の中、前者c<sup>1</sup>の四例とは、58、60、63、64の四事例の事である。此等の中、58、59両事例は、北條義時・同泰時及び其の与同加担者等に依る、義盛を領袖とする和田一族及び其の従類勦討、即ち所謂「和田合戦」関連記事であり、此等両事例中、58の一例に而已、c<sup>1</sup>種類の記載事例(「放火」)が所見される。又、63、64両事例は、延暦寺衆徒に依る、園城寺衆徒及び同寺院襲攻関連記事であり、此等両事例中、63の其れは、『華頂要略』所引『天台座主記』に其の原拠を仰ぐ(八代國治博士著『吾妻鏡の研究』一一〇頁)と共に、「近代叡岳殊に群動を成す。よつて飛脚東西に馳走し、使節都鄙に往来す。公家の煩、民戸の費、職としてこれに由るなり。直なる事にあらざるか。」云々と敘して、輓近に於ける叡岳衆徒の不穩な動静が、朝廷の煩瑣や黎民の負担を齎らす根本因となつており、此れは、並み一通りの事ではない、と評言した上に、園城寺が崩建されて以来の、叡

岳衆徒の襲攻に伴う五ヶ度に及ぶ回祿に依る焼失の事歴を付記している。

〔頼経將軍記の場合〕

当將軍記に所見されるc事項(項目)のc<sup>1</sup>c<sup>2</sup>c<sup>3</sup>c<sup>4</sup>なる各種類の事例中、c<sup>1</sup>の其れ以外は、歴代六將軍記中最多であり、c<sup>1</sup>の其れとても、最多事例数を有する頼朝將軍記に次いで多いことは、既掲表七に拠つて知られる攷である。斯うした當將軍記に於けるc<sup>1</sup>種類の事例数は一二例あり、c<sup>2</sup>種類の事例数は七一例ある。而して然うしたc<sup>1</sup>種類の事例中、75、89の二例は、後鳥羽上皇に依る、源 頼茂及び其の与同加担者掃勦、92く94の三例は、同上皇に依る北條義時追討、所謂承久合戦、96①の一例は、既述の平 重衡に依る、南都東大・興福両寺院攻撃、115く117の三例は、南都衆徒に依る、多武峰衆徒及び同寺院への襲撃、126の一例は、園城寺中・南両院衆徒に依る坊争、138の一例は、石清水八幡宮と興福寺の確執、141の一例は、四天王寺執行一族上座覚順等と渡邊党との抗争・交戦、所謂四天王寺合戦、の各関連記事であり、此等一二事例中、75、92く94、115(116、117の二事例も、件の115の事例に同じ記載内容である。)、138、141の七事例には、c<sup>4</sup>種類の記載事例〔「放火」〕が所見されるが、此れ以外の五事例として、此等は、仮令、其処に「放火」なる記載事例其のものが所見されなくとも、其れに有する意味内容の上から、件の「放火」に因由するであろうことを想察せしめるに足るものである。之に關して、當將軍記には、c<sup>2</sup>種類の記載事例中に、c<sup>4</sup>種類の其れ〔「放火」〕を91、95、96②、97、131、132、152の七事例見ることが出来るが、斯うした記載の有り様は、歴代六將軍記中、他に実朝將軍記の45の一例に見る而已である。仍つ

て然うした記載の有り様も、当將軍記に於ける記載上の一特色を示すもの、と見做し得よう。

更に、同書には、回祿發生に依つて伽藍仏閣、神社殿舎の一部、或いは全部が焼失・焼亡と謂う厄難に見舞われた某寺社に就いて、其の記載内容が草創濫觴、沿革由来、等の事蹟に及ぶ事例が左記の九例所見される（上部に冠した数字は、既掲列挙事例通番号、）。即ち、  
寺社名称、括弧内は所載  
將軍記を各々表示する。

38、東大寺 (賴朝將軍記) 120、菅根山神社 (賴經將軍記)

45、比叡山延曆寺 (実朝將軍記) 135、吉祥寺 (賴經將軍記)

63、園城寺 (実朝將軍記) 136、北野聖廟 (賴經將軍記)

65、園城寺 (実朝將軍記) 145、鞍馬寺 (賴經將軍記)

83、清水寺 (賴經將軍記)

之に依り、件の記載事例の有り様を各將軍記別に眺め見るに、賴經將軍記が83、120、135、136、145の五例で最も多く、実朝將軍記が45、63、65の三例で其れに次ぎ、以下、賴朝將軍記が38の一例で続き、賴家・賴嗣・宗尊親王の三將軍記には、然うした記載が全く所見されないことを知り得る。斯くして当賴經將軍記の、然うした事蹟に就いての記載の有り様も亦、同將軍記に於ける記載内容の多様性に富む豊かさを示す一徴証と解釈し得よう。

〔賴朝將軍記の場合〕

当將軍記には、<sup>c1</sup>種類の記載事例が七例あり、其の全てが、北條、安達両氏族一統及び其の与同加担者に依る、三浦氏一族及び其の与同加担者への攻撃・交戦、所謂宝治合戦関連記事である。此の合戦関連記事は、実に<sup>160</sup>、<sup>163</sup>、<sup>166</sup>、<sup>167</sup>、<sup>169</sup>の七例・七条に互つて所見され、斯様に同事関連記事が七例・七条に互つて見られ、而も、同一將軍記に数多重出されているのは、同書に在つては、他に例を見ないのであり、多くの同事重出例で注目される平重衡に依る、南都東大・興福両寺院への攻撃関連記事でさえ、<sup>13</sup>、<sup>14</sup>、<sup>18</sup>、<sup>38</sup>、<sup>96</sup>①の五例・五条に互つて見られるに過ぎないのである。仍つて上述の當將軍記にみる所謂宝治合戦関連記事に就いての<sup>c1</sup>種類の記載事例が卓越するものであり、然も、當將軍記にみる<sup>160</sup>、<sup>163</sup>四例の、<sup>c4</sup>種類の記載事例全てが、件の宝治合戦関連記事中に所見されることが知られるのである。処で、當將軍記に於ける<sup>c1</sup>、<sup>c2</sup>両種類の記載事例合計数に占める<sup>c1</sup>種類の記載事例数の百分比は、既掲表七に拠つて明らかなる如く、歴代六將軍記中、唯一、<sup>c1</sup>種類の記載事例数の方が<sup>c2</sup>の其れよりも凌駕している頼朝將軍記と、<sup>C</sup>項目事項の記載事例其れ自体が極めて尠い頼家將軍記とを除く自余の実朝、頼経、頼嗣、宗尊親王の四將軍記に在つて最も卓越していることを知り得るが、斯うした卓越さを齎らしめている一要因をば、上述の宝治合戦関連記事にみる<sup>c1</sup>種類の記載事例の豊富さに求索し得よう。

〔宗尊親王將軍記の場合〕

既掲表七に拠り、歴代六將軍記に所見される<sup>c1</sup>、<sup>c2</sup>両種類の各事例数が其等の事例合計数に占める百分比に於いて、<sup>c1</sup>

種類の記載事例に就いての其れが最も多いのは、頼朝將軍記(約七一、九%)であり、逆に、其れが最も少いのは、宗尊親王將軍記(約四、二%)である。一方、<sup>c2</sup>種類の記載事例に就いての其れが最も多いのは、宗尊親王將軍記(約九五、八%)であり、逆に、其れが最も少いのは、頼朝將軍記(約二八、一%)であることより観て、其等頼朝・宗尊親王両將軍記が各々対極的な位置に在ることは既述した攷である。又、<sup>c3</sup><sup>c4</sup>両種類の各事例数が、其等の事例合計数に占める百分比に於いて、<sup>c3</sup>種類の記載事例に就いての其れが最も多いのは、宗尊親王將軍記(一〇〇%)であり、逆に、其れが最も少いのは、頼朝將軍記(二〇%)である。一方、<sup>c4</sup>種類の記載事例に就いての其れが最も多いのは、頼朝將軍記(八〇%)であり、逆に、其れが最も少いのは、宗尊親王將軍記(〇%)であることより判じて、其等宗尊親王・頼朝両將軍記が各々対蹠的な位置を占めることを知り得るのである。之に依つて、C項目事項の<sup>c1</sup><sup>c2</sup>両種類の記載事例及び<sup>c3</sup><sup>c4</sup>両種類の其れの孰れに於いても、歴代六將軍記中、頼朝・宗尊親王両將軍記が各々対極的な位置に在ることを明らかに得るのである。処で、当宗尊親王將軍記には、<sup>c1</sup>種類の記載事例が188の一例存する而已で、然も、其れは「京洛方」に於けるもので、山門蜂起に依つて「園城寺定有「火災」歟」と謂う、飽く迄も、未だ現実化していない回祿発生を予測推量すると謂う記事なのである。更に、然うした當將軍記に於ける唯一の<sup>c1</sup>種類の記載事例には、<sup>c4</sup>種類の記載事例(「放火」)が見られぬ許りか、當將軍記に在つては、然うした<sup>c4</sup>種類の記載事例其れ自体が全く所見されないものである。尚、當將軍記にみる回祿発生の場合に就いて観るに、「鎌倉」が二一例で最も多く、「京洛方」が三例(此の中には、上述の188の一例が含まれている。)(で其れに次ぎ、「非鎌倉」が全く見られぬ、と謂うことになる。

## D 項目(事項)に関して

### 〔頼朝將軍記の場合〕

回祿發生に依り、一部、若しくは、全部が焼失・焼亡した第宅・宅地・建造物等の所有者乃至は其処の宿廬者に就いて、其の具象的記載を有するもの(d<sup>1</sup>)か、其れとも、然うした記載を有しないもの(d<sup>2</sup>)か、と謂つた此等d<sup>1</sup>d<sup>2</sup>兩種類の各記載事例の、其等兩記載の事例合計数に占める百分比が各々如何程になるかを、歴代六將軍記の各々に就いて檢覈してみるに、表八に抛り、d<sup>1</sup>種類の記載事例の百分比が最も多いのは、実朝將軍記(約六七・七%)であり、頼朝將軍記(約六一・八%)が其れに次ぎ、以下、頼嗣將軍記(約五四・五%)→宗尊親王將軍記(五〇%)→頼経將軍記(約四四・六%)の順に続き、頼経將軍記が最も少いこと。一方、d<sup>2</sup>種類の記載事例の百分比が最も多いのは、頼経將軍記(約五五・四%)であり、宗尊親王將軍記(五〇%)が其れに次ぎ、以下、頼嗣將軍記(約四五・五%)→頼朝將軍記(約三八・二%)→実朝將軍記(約三三・三%)の順に続き、実朝將軍記が最も少いことが分かる。之に依り、歴代六將軍記に於けるd<sup>1</sup>d<sup>2</sup>兩種類の記載事例に関して、実朝・頼経兩將軍記が各々対蹠的な位置を占めてゐることを知り得るのである。

表八

C項目(事項) の種類	歴代六將軍記			
	頼朝	頼家	実朝	頼経
d <sup>1</sup>	21 ②約61.8%	4	21 ①約67.7%	37 ⑤約44.6%
d <sup>2</sup>	13 ④約38.2%	1	10 ⑤約32.3%	46 ①約55.4%
合計	34	5	31	83

頼嗣	宗尊親王
12 ③約54.5%	12 ④50%
10 ③約45.5%	12 ②50%
22	24

[備考] 各事例数の下に記す百分比は、d<sup>1</sup>d<sup>2</sup>両種類に於ける各記載事例数の、其等両記載の事例合計数に占めるものである。○印付数字は、其等各記載事例数の占める百分比の優越順次を示すものである。尚、d<sup>1</sup>d<sup>2</sup>両種類に於ける各記載事例数に在っては、歴代六將軍記中、頼家將軍記にみる其等各記載事例数が極めて少い事に鑑みて、茲には、然うした頼家將軍記に就いての百分比は、一応、除外してある。

扱、当頼朝將軍記にみるd<sup>1</sup>種類の記載事例は、左記の通りである（所有者名の上部に冠した○印付記数字は、当該事例数、○印不  
 の右傍線部分の記載は、本文にみる其れを示し、括弧内部分の記載は、稿者に依  
 る補記であり、各事例下の「」内記載は、其の回禄発生場処である。以下同様）。

① 1、源三位入道（頼政）〔京洛方〕

② 2、入道三品源 頼政）〔京洛方〕

③ 4、（山木）兼隆）〔非鎌倉〕

④ 6、菅冠者）〔非鎌倉〕

⑤ 7、上總國目代）〔非鎌倉〕

⑥ 9、（佐竹）秀義）〔非鎌倉〕

⑦ 10、（佐竹）秀義）〔非鎌倉〕

⑧ 11、山本前兵衛尉義經・同弟柏木冠者義兼）〔京洛方〕

⑨ 17、内裏先帝安德）〔非鎌倉〕

⑩ 19、因幡前司（中原）廣元）〔鎌倉〕

⑪ 20、佐野太郎基綱）〔鎌倉〕

⑫ 21、六條殿（後白河法皇））〔京洛方〕

⑬ 22、六條殿（後白河法皇））〔京洛方〕

⑭ 23、（藤原）泰衡）〔非鎌倉〕



⑮ 24、(藤原)泰衡

[非鎌倉]

⑯ 25、(比爪)俊衡法師

[非鎌倉]

⑰ 28、幕府(源)頼朝

[鎌倉]

⑱ 29、江間殿(北條義時)。相摸守(大内惟義)。村上判官代(基国)。比企右衛門尉(能員)。同藤内(朝宗)。佐々木三郎(盛綱)。

昌寛法橋。新田四郎(忠常)。工藤小次郎(行光)。佐貫四郎(広綱)。幕府(源)頼朝

[鎌倉]

⑲ 35、(鶴岡若宮職掌)紀藤大夫

[鎌倉]

⑳ 36、武者所(牧)宗親

[鎌倉]

㉑ 37、工藤左衛門尉祐経

[鎌倉]

当頼朝將軍記にみるd'種類の記載事例は、右記の二一例存するが、此等の事例にみる回祿発生の場合が何処であるかを観るに、「非鎌倉」が九例で最も多く、「鎌倉」が七例で其れに次ぎ、以下、「京洛方」が五例で続き、「京洛方」が最も多いことが分かる。而して上述の「鎌倉」の一例たる29の記載事例には、d'種類の記載事例、即ち、焼失・焼亡した家屋・宅地等の所有者が一名も見られると共に、其処にみる回祿と同一の其れが、事例28 30 31 32 33の五条・五例の記載にも見られるので、件の29なる記載事例は、都合六条・六例存すると謂うように見做し得るのであり、斯うした事例は、独り当將軍記に於ける而已ならず、自余の五將軍記に於いても亦、他に類例を見ないことを指摘しておこう。

[頼家將軍記の場合]

当將軍記にみるd<sup>1</sup>d<sup>2</sup>兩種類の記載事例は、其の孰れも、歴代六將軍記中、最も尠いこと既述の通りであり、而して其等d<sup>1</sup>d<sup>2</sup>兩種類の記載事例中、d<sup>1</sup>の其れは、次の如くである。

① 40、平民部大夫(盛時)。中澤兵衛尉。飯富源太宗季)

[鎌倉]

② 41、懷鳴平權守(大庭景能。土屋二郎(義清)。和田左衛門尉(義盛)

[鎌倉]

③ 42、(比企能員)

[鎌倉]

④ 43、小御所(故一幡君)

[鎌倉]

[実朝將軍記の場合]

歴代六將軍記に在ってd<sup>1</sup>種類の記載事例数の、d<sup>1</sup>d<sup>2</sup>兩種類の記載事例合計数に占める百分比が最も多いのは、実朝將軍記(約六七、七%)であり、逆に、其れが最も尠いのは、頼経將軍記(約四四、六%)であること既述した故であるが、当実朝將軍記にみる然うしたd<sup>1</sup>種類の記載事例は、左記の如くである。

① 47、問註所入道(三善善信)

[鎌倉]

② 48、宣陽門院(勳子内親王。坊門院(範子内親王。太政大臣(藤原頼実。右大將(徳大寺公繼。

[京洛方]

③ 49、坊門殿(忠信)。先達僧止(長嚴)

[京洛方]

④ 50、朱雀門(土御門天皇)

[京洛方]

- ⑤ 51、中條右衛門尉(家長) 〔鎌倉〕
- ⑥ 52、和田左衛門尉(義盛) 〔鎌倉〕
- ⑦ 53、高陽院殿(後鳥羽院) 〔京洛方〕
- ⑧ 54、相摸太郎殿(北條泰時) 〔鎌倉〕
- ⑨ 55、武州(北條時房) 〔鎌倉〕
- ⑩ 56、前武藏守源 義信 〔鎌倉〕
- ⑪ 58、御所(將軍家源 実朝) 〔鎌倉〕
- ⑫ 59、御所(將軍家源 実朝) 〔鎌倉〕
- ⑬ 60、御所(將軍家源 実朝) 〔鎌倉〕
- ⑭ 61、武州(北條時房)。前大膳大夫(中原広元)。筑後守(八田知家人道) 〔鎌倉〕
- ⑮ 66、高陽院仙洞(後鳥羽院) 〔京洛方〕
- ⑯ 68、(安達)藤右衛門尉景盛 〔鎌倉〕
- ⑰ 69、御臺所(將軍家源 実朝室)御乳母。(源)仲章朝臣。筑後左衛門尉(八田朝重) 〔鎌倉〕
- ⑱ 70、信濃守(二階堂)行光 〔鎌倉〕
- ⑲ 72、前大膳大夫(入道覺阿)(大江広元) 〔鎌倉〕
- ⑳ 73、相州(北條時房)室 〔鎌倉〕

②74、將軍家(源 実朝)政所

〔鎌倉〕

此等の記載事例にみる「回祿発生場処は、「鎌倉」が一六例で最も多く、「京洛方」が五例で其れに次ぎ、「非鎌倉」が全く見られないことを知り得る。

〔頼経將軍記の場合〕

歴代六將軍記に在つてd<sup>1</sup>種類の記載事例数の、d<sup>1</sup>d<sup>2</sup>両種類の記載事例合計数に占める百分比が最も少いのは、頼経將軍記であること既述の通りであり、当頼経將軍記にみる然うしたd<sup>1</sup>種類の記載事例は、次の如くである。

①75、仁壽殿(順徳天皇)

〔京洛方〕

②78、故右府將軍(源 実朝)

〔鎌倉〕

③79、進士判官代(橘 隆邦)。工藤右衛門尉(重光)

〔鎌倉〕

④84、大内(順徳天皇)

〔京洛方〕

⑤85、大野右近入道。工藤八郎左衛門尉(茂光)

〔鎌倉〕

⑥86、相摸次郎入道行念(北條時村)。大夫尉(大内惟信)

〔鎌倉〕

⑦88、民部大夫(二階堂)行盛。内藤左衛門尉(盛家)

〔鎌倉〕

⑧89、大内殿舎(順徳天皇)

〔京洛方〕

⑨ 90、大夫屬入道(三善)善信

[鎌倉]

⑩ 91、七條院(藤原殖子)

[京洛方]

⑪ 92、(伊賀)光季

[京洛方]

⑫ 95、大炊殿(後高倉院)

[京洛方]

⑬ 96 ②、殿下(藤原家夷)。右幕下(藤原公経)。前殿下(藤原道家)

[京洛方]

⑭ 97、奥州(北條義時)

[鎌倉]

⑮ 101、千葉介胤綱

[鎌倉]

⑯ 102、三浦駿河前司義村

[鎌倉]

⑰ 103、毛利藏人大夫入道西阿

[鎌倉]

⑱ 104、(故)藤原清衡

[非鎌倉]

⑲ 105、尾藤左近將監。平三郎左衛門尉(盛綱)。清右衛門志。彈正忠季氏。大和左衛門尉。近藤刑部丞

[鎌倉]

⑳ 109、武州(北條泰時)

[鎌倉]

㉑ 111、大内(後堀河天皇)

[京洛方]

㉒ 112、大内(後堀河天皇)

[京洛方]

㉓ 123、助法印珎譽

[鎌倉]

㉔ 125、淡路前司(長沼)宗政

[鎌倉]

25 127、下山入道。唐橋中將(通時)。故左京兆(北條義時)

[鎌倉]

26 128、出羽前司(中条家長)

[鎌倉]

27 129、越後四郎時幸。町野加賀守康俊

[鎌倉]

28 130、足利左馬頭(義氏)

[鎌倉]

29 132、相州(北條時房)。(故)右大將家(源 頼朝)。(故)右京兆(北條義時)

[鎌倉]

30 135、(故)藤原清衡

[非鎌倉]

31 140、筑後左衛門尉(八田朝重)。中民部太郎

[鎌倉]

32 142、三浦駿河前司(義村)。(後)藤玄蕃頭(基綱)。(三浦)若狹守家村

[鎌倉]

33 148、周防前司親實

[鎌倉]

34 150、佐々木隱岐入道(義清)

[鎌倉]

35 151、(將軍)家藤原頼経(政)所

[鎌倉]

36 152、法印良信

[鎌倉]

37 154、千葉介(時胤)。秋田城介(安達義景)。伯耆前司(葛西清親)

[鎌倉]

此等の記載事例にみる回禄発生場処は、「鎌倉」が二六例で最も多く、「京洛方」が九例で其れに次ぎ、以下、「非鎌倉」が二例で最も少いことを明らかにし得る。

〔頼嗣將軍記の場合〕

歴代六將軍記中、当將軍記に於けるd<sup>1</sup>種類の記載事例数のd<sup>1</sup>d<sup>2</sup>両種類の記載事例合計数に占める百分比は、上述の  
実朝・頼朝両將軍記に於ける其れに次いで多く、然うしたd<sup>1</sup>種類の記載事例は、左記の如くである。

- |        |                      |            |       |
|--------|----------------------|------------|-------|
| ① 157、 | 武州〔北條経時〕。            | 北條左親衛〔時頼〕  | 〔鎌倉〕  |
| ② 158、 | 〔將軍家藤原頼嗣〕政所          |            | 〔鎌倉〕  |
| ③ 159、 | 陸奥掃部助〔北條実時〕          |            | 〔鎌倉〕  |
| ④ 160、 | 〔三浦〕泰村               |            | 〔鎌倉〕  |
| ⑤ 161、 | 〔千葉〕上總權介秀胤           |            | 〔非鎌倉〕 |
| ⑥ 163、 | 〔三浦〕若狭前司泰村           |            | 〔鎌倉〕  |
| ⑦ 164、 | 相摸國一宮                |            | 〔非鎌倉〕 |
| ⑧ 165、 | 相州〔北條重時〕             |            | 〔鎌倉〕  |
| ⑨ 171、 | 相州〔北條時頼〕             |            | 〔鎌倉〕  |
| ⑩ 173、 | 〔結城〕大藏權少輔朝廣          |            | 〔鎌倉〕  |
| ⑪ 174、 | 地相法橋。相摸右近大夫將監〔北條時定〕。 | 相摸八郎〔北條時隆〕 | 〔鎌倉〕  |
| ⑫ 176、 | 御所〔將軍家藤原頼嗣〕          |            | 〔鎌倉〕  |

此等の記載事例にみる回祿発生場処は、「鎌倉」が一〇例で最も多く、「非鎌倉」が二例で其れに次ぎ、「京洛方」が全く見られないことを知り得る。

〔宗尊親王將軍記の場合〕

歴代六將軍記中、当將軍記に於けるd<sup>1</sup>種類の記載事例数の、d<sup>1</sup>・d<sup>2</sup>両種類の記載事例合計数に占める百分比は、上述の頼嗣將軍記に於ける其れに次いで多く、然うしたd<sup>1</sup>種類の記載事例は、次の如くである。

① 182、右馬助(藤原親家)。右近大夫將監(北條時定)。安東藤内左衛門尉(光成)〔鎌倉〕

② 183、伊賀前司(小田)時家〔鎌倉〕

③ 184、備前三郎(北條)長頼〔鎌倉〕

④ 186、藤次郎左衛門入道。花山院新中納言(通雅)。陸奥七郎(北條業時)。下野前司(宇都宮泰綱)。内藏權頭(藤原親家)。式部大夫入道(伊賀光西)。壹岐前司(後藤基政)。伊豆太郎左衛門尉(実保)。前縫殿頭(文元)〔鎌倉〕

⑤ 187、秋田城介(安達)泰盛〔鎌倉〕

⑥ 189、院御所(後深草上皇)〔京洛方〕

⑦ 191、(將軍家宗尊親王)政所〔鎌倉〕

⑧ 192、龜山仙洞(後深草上皇)〔京洛方〕



⑨ 193、大曾禰次郎左衛門尉盛經入道

〔鎌倉〕

⑩ 196、前尾州(北條時章)

〔鎌倉〕

⑪ 200、太宰少貳(武藤景頼入道)

〔鎌倉〕

⑫ 201、宮内權大輔(長井時秀)

〔鎌倉〕

以上、歴代六將軍記にみる、d'種類の記載(「所有者」事例と回禄場処とに就いて、之を個分的、且つ具象的に掲記し、説述して来たが、此等の事を分かり易く纏めて一括表示したのが表九である。

此の表九に抛り、歴代六將軍記全体で観ると、d'種類の記載(「所有者」事例が、より多く所見される回禄発生場処は、何処であるかと謂うに、「鎌倉」(七三例)が最も多く、「京洛方」(二二例)が其れに次ぎ、以下、「非鎌倉」(一一三例)の順に続いていることが分かる。而して斯うした歴代六將軍記全体に看られる優越順次は、独り頼朝將軍記而已に当て嵌まらず、他余の五將軍記に於いては、矛盾する攸なく齊しく当て嵌まることが知られるので、斯かる事からも、頼朝將軍記の記載内容面に於ける特異性の一端を認知し得るのである。更に、然うした歴代六將軍記全般に互つて認められる回禄発生場処に就いての優越順次は、一条に就き、d'種類の記載(「所有者」)が三例・三名以上所見される事例を彼此檢按して、之を纏めて表示した表十に抛り、一層明瞭、且つ明確なものとならう。即ち、此の表示に抛り、回禄発生場処を「鎌倉」とするのが一三例で最も多く、「京洛方」とするのが二例で其れに次ぎ、「非鎌倉」とするのが全く見られぬことを闡明し得るからである。

表九

回禄発生場処 歴代六將軍記	「鎌倉」	「京洛方」	「非鎌倉」	合 計
頼 朝	② 7	③ 5	① 9	21
頼 家	① 4			4
実 朝	①16	② 5		21
頼 経	①26	② 9	③ 2	37
頼 嗣	①10		② 2	12
宗尊親王	①10	② 2		12
合 計	①73	②21	③13	107

[備考] 回禄発生場処に就いての、各欄に於ける事例数の左に付した○印数字は、各將軍記にみる回禄発生の場合別事例数の優越順次を示すものである。

当將軍記に e・e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>種類記載が三八条・三八例存することは、既述の如くであるが、いま其の全事例を挙示すると、

〔頼朝將軍記の場合〕

E項目(事項)に関して

表十

歴代六將軍記 事項	d <sup>1</sup> 種類の記載 (所有者)事例の 該当列挙通番号	回禄発生場処
頼朝	29	①「鎌倉」
頼家	40	②「鎌倉」
	41	③「鎌倉」
実朝	48	①「京洛方」
	61	④「鎌倉」
	69	⑤「鎌倉」
頼経	96②	②「京洛方」
	105	⑥「鎌倉」
	127	⑦「鎌倉」
	132	⑧「鎌倉」
	142	⑨「鎌倉」
頼嗣	154	⑩「鎌倉」
	174	⑪「鎌倉」
宗尊親王	182	⑫「鎌倉」
	186	⑬「鎌倉」

〔備考〕 回禄発生場処欄の○印付数字は、当表に於ける同一場処事例に就いての回数を示す。

次の通りである。

ア1、近衛河原亭。

イ2、入道三品中山堂并山庄。

ア3、宇治御室戸。

ア4、(山木)兼隆館。

イ5、(大庭)景親之黨類家屋。

ア6、伊那郡大田切郷之城。

ア7、上總國目代館。

イ8、上野國府中民居。

ア9、(金砂)城。

ア10、(金砂)城。

イ11、山本前兵衛尉義經。同弟柏木冠者義兼等館并郎

從宅。

ア12、園城寺金堂已下堂舎塔廟。

ア13、東大。興福兩寺郭内。堂塔。

ア14、南都東大寺。興福兩寺堂塔坊舎。

イ15、二見浦人家。

イ16、山田宇治兩郷人屋。

ア17、内裏以下。

ア18、南都東大。興福兩寺郭内。堂塔。

ア19、因幡前司(中原)廣元廐。

ア20、佐野太郎基綱窟堂下宅。

ア21、六條殿(寶藏)并御倉。

ア22、六條殿(寶藏)并御倉。

ア23、(藤原)泰衡平泉館。

ア24、(藤原)泰衡平泉館。

ア25、(比爪)俊衡法師館。

ア26、(藤原)泰衡平泉館。

ア27、大倉觀音堂。

イ28、廣田次郎邦房なる者が侍所に於いて「明日鎌倉大

火災出來。若宮幕府殆不可免其難云々」と

の回禄に就いての予言をした。

イ29、小町大路邊失火。江間殿(中略)佐貫四郎已下入屋

數十字焼亡。(中略)此間幕府同災。則亦若宮神殿

廻廊經所等悉以化<sup>二</sup>灰燼<sup>一</sup>。

イ30、29に同じ。

イ31、29に同じ。

イ32、29に同じ。

イ33、29に同じ。

ア34、彌勒寺金堂。

ア35、(鶴岡)若宮職掌紀藤大夫宅。

ア36、武者所(牧)宗親濱家。

ア37、工藤左衛門尉祐經宅。

ア38、東大寺(堂舎)。

此等三八条・三八例の全例を左記の如く分類整理し得よう。即ち、

(一)、出火元(場処・個処以下同様)が具象的に記載されていて、其れが何処であるかを特定し得るもの(各事例番号の頭部にアと記されているもの。以下同様)、即ち、

ち、e<sup>1</sup>種類記載は、1、3、4、6、7、9、10、12、14、17、27、34、38の二六条・二六例存する。

(二)、出火元に就いて、其の關係者が人(家・屋・居、民居、党類(宅・家屋)等と謂うように、具象的に記載されていない

ので、其れが何処であるかを特定し得ないもの(各事例番号の頭部にイと記されているもの。以下同様)、即ち、e<sup>2</sup>種類記載は、2、5、8、11、

15、16、28、33の一二条・一二例存する。

之に依り、当將軍記に於けるe種類記載に關しては、e<sup>1</sup>種類記載が二六条・二六例、e<sup>2</sup>種類記載が一二条・一二例存し、前者の方が後者よりも遙かに多く、此の優越するe<sup>1</sup>種類記載事例数の、e種類記載全事例数に占める百分比は、約六八、四%となる。件の百分比としては、當將軍記の其れが、後述する攸からも明らかな如く、歴代六將軍記中、最も多いことを指摘しておきたい。

〔頼家將軍記の場合〕

当將軍記に $e(e^1 \cdot e^2)$ 種類記載が五条・五例存することは、既述の如くであるが、いま其の全事例を挙示すると、次の通りである。

ア39、石清水(神社)。

イ40、濱邊。

イ41、若宮大路西頼。

ア42、(比企)能員館。

ア43、小御所。

之に依り、当將軍記に於ける $e$ 種類記載に関しては、 $e^1$ 種類記載が39、42、43の三条・三例、 $e^2$ 種類記載が40、41の二条・二例存し、前者の方が後者よりも若干多く、此の優越する $e^1$ 種類記載事例数の、 $e$ 種類記載全事例数に占める百分比は、六〇、〇%となる。

〔実朝將軍記の場合〕

当將軍記に $e(e^1 \cdot e^2)$ 種類記載が三一条・三一例存することは、既述の如くであるが、いま其の全事例を挙示すると、

次の通りである。

イ44、鶴岳(八幡)宮以下鎌倉中。

ア45、叡山法花堂渡廊。

イ46、若宮大路人家。

ア47、問註所入道名越家。

ア48、北小路(「火出自北小路」)。

ア49、坊門殿宿所。

ア50、朱雀門。

イ51、町口民屋。

イ52、和田左衛門尉宅以南。

ア53、高陽院殿馬場御所。

イ54、相摸太郎殿小町御亭并近隣御家人宅等。

イ55、武州亭以南。

ア56、永福寺惣門。并塔婆一基。

ア57、永福寺惣門。

ア58、御所郭内室屋。

ア59、御所。

ア60、御所。

イ61、御所近邊。

イ62、由比濱人屋等。

ア63、園城寺金堂上下佛閣僧坊。

ア64、園城寺。

ア65、園城寺堂舎僧坊。

ア66、高陽院仙洞。

イ67、由比濱邊。

イ68、若宮辻人家。

イ69、御所邊。

ア70、信濃守行光家。

ア71、嵯峨栖霞寺釋迦阿彌陀兩堂。

イ72、御所近邊。

イ73、大倉邊。

ア74、將軍家政所堀内。

之に依り、当將軍記に於ける e 種類記載に関しては、e<sup>1</sup> 種類記載が 45、47、50、53、56、60、63、66、70、71、74 の一八条・一八例、e<sup>2</sup> 種類記載が 44、46、51、52、54、55、61、62、67、69、72、73 の一三条・二三例存し、前者の方が後者よりも多く、此の優越する e<sup>1</sup> 種類記載事例数の、e 種類記載全事例数に占める百分比は、約五八、一%となることが知られる。

〔頼経將軍記の場合〕

当將軍記に e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>) 種類記載が 八二条・八五例存することは、既述の通りである。いま其の全事例を挙示すると、左記の如くなる。

- ア 75、仁壽殿堀内殿舎。
- ア 76、走湯山中堂講堂。
- イ 77、阿野四郎濱宅之北邊。
- ア 78、故右府將軍亭 當時一品居所
- イ 79、窟堂邊進士判官代工藤右衛門尉等家。
- イ 80、大町以南。
- イ 81、大町上。

- 
- イ 82、窟堂邊民居。
  - ア 83、清水寺本堂。
  - イ 84、①中御門町(「火起」於中御門町)。  
②祇園本社。
  - イ 85、大野右近入道。工藤八郎左衛門尉等宅。
  - イ 86、町邊。
  - ア 87、永福寺内僧坊。



イ 88、民部大夫行盛。内藤左衛門尉盛家等宅。

ア 89、大内殿舎75に同じ。。

ア 90、町大路東大夫屬入道善信宅。

ア 91、七條院三條御所。

ア 92、①伊賀光季高辻京極家。

②六角西洞院「火起「六角西洞院」」。

イ 93、宇治河北邊民屋。

イ 94、官兵宿廬。

ア 95、大炊殿。

ア 96、①南都東大興福兩寺。

②殿下・右幕下・前殿下亭「同時雖令「放火」」。

ア 97、奥州御亭寢殿坤角。

イ 98、和賀江邊。

イ 99、駿河國惣社并富士新宮等。

イ 100、富士新宮等。

イ 101、甘繩山麓以南。

ア 102、三浦駿河前司義村西御門家。

ア 103、毛利藏人大夫入道西阿宿所御所向。

ア 104、陸奥國平泉圓隆寺號「毛越寺」。

イ 105、政所前。

イ 106、伊豆國走湯權現寶殿并廻廊。堂舎。

イ 107、田樂辻子東西。

イ 108、走湯山御在所拜殿。竈殿。常行堂。并廻廊。

イ 109、幕府東西人家等并武州納所。

イ 110、龜谷邊。

ア 111、土御門室町「自「土御門室町」」。

ア 112、大内殿舎。

イ 113、伊豆國走湯山講堂。中堂。常行堂。

ア 114、走湯山權現。

ア 115、多武峯。

ア 116、多武峯。

ア 117、多武峯堂舎。塔廟。

イ 118、松童社之傍。

ア 119、菅根社壇。

ア 120、菅根山神社佛閣。

イ 121、由比民居。

イ 122、若宮大路西頬下馬橋以北。

ア 123、助法印珎譽住坊。

イ 124、窟堂下邊。

ア 125、御所南淡路前司(長沼宗政宅)。

ア 126、①園城寺北院坊舎。

②園城寺中南兩院。

ア 127、大倉觀音堂西邊下山入道家。

イ 128、米町邊。

イ 129、名越邊失火。越後四郎時幸。町野加賀守康俊宿所

等。……甘繩邊人家五十餘宇。

ア 130、足利左馬頭若宮馬場本宿所。

イ 131、武藏大路之下民家一宇。

ア 132、相州公文所。

イ 133、甘繩邊民居。

ア 134、法花堂西之護摩堂。

ア 135、陸奥國平泉保吉祥寺。

ア 136、北野聖廟。

ア 137、永福寺總門。

イ 138、薪庄在家。

ア 139、右大將家法華堂前湯屋。

イ 140、町大路。

ア 141、四天王寺金堂。

イ 142、三浦駿河前司。玄蕃頭。若狹守家村等家。

ア 143、佐女牛東洞院。

イ 144、樋口町邊。

ア 145、鞍馬寺小堂(「自小堂」火出來)。

イ 146、錦小路白河。

イ 147、北邊。

ア148、周防前司親實家。

イ149、前武州南御近隣。

ア150、武藏大路上佐々木隠岐入道家。

イ151、政所并御倉。

ア152、勝長壽院別當法印良信本坊。

之に依り、当將軍記に於けるe種類記載に関しては、e<sup>1</sup>種類記載が75、76、78、83、84①②、87、89、91、92①②、

95、96①②、97、102、104、111、112、114、117、119、120、123、125、126①②、127、130、132、134、137、139、141、143、145、148、150、

152、153、156の四三条・四七例、e<sup>2</sup>種類記載が77、79、82、85、86、88、93、94、98、101、105、110、113、118、121、122、124、

128、129、131、133、138、140、142、144、146、147、149、151、154、155の三九条・三九例存し、e<sup>1</sup>種類記載事例数の方がe<sup>2</sup>種類記載

事例数よりも多く、前者、即ちe<sup>1</sup>種類記載事例数の、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載全事例数に占める百分比が、約五四、七%となり、

後者、即ちe<sup>2</sup>種類記載事例数の、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載全事例数に占める百分比が、約四五、三%となることを知り得る。

〔頼嗣將軍記の場合〕

当將軍記にe(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載が二三条・二三例存することは、既述の通りである。いま其の全事例を挙示すると、左

記の如くなる。

ア153、常陸國鹿嶋社。

イ154、前濱邊人居。

イ155、足利大夫判官龜谷亭向頼人家等。

ア156、故前右京兆崇敬大倉藥師堂。

イ 157、武州并北條左親衛等第。

イ 158、政所(并御倉)。

イ 159、右大將家法花堂前人家。

イ 160、泰村南隣之人屋。

ア 161、<sup>①</sup>上總權介秀胤一宮大柳之館。  
<sup>②</sup>上總權介秀胤一統舎屋。

イ 162、關左衛門尉政泰郎從舎屋。

ア 163、若狹前司泰村西御門館。

ア 164、相摸國一宮楢。

ア 165、故入道武州經時小町上舊宅。  
御所北面若宮大路也。

ア 166、流鏑馬舎。

ア 167、鶴岡馬場流鏑馬舎。

ア 168、金剛壽福寺佛殿以下總門。

ア 169、流鏑馬舎。

イ 170、名越尾張前司邊人家。

ア 171、相州御亭。

イ 172、名越邊。

イ 173、塔辻。

ア 174、甘繩邊(「從「火地相法橋之宅」起」)。

ア 175、熊野山神倉。

イ 176、由比濱之民居。

イ 177、藥師堂谷。

イ 178、壽福寺之前。……名越山王堂前。……和賀江。……

…若宮大路上。

之に依り、当將軍記に於けるe種類記載に關しては、e<sup>1</sup>種類記載が161①、163、169、171、174、175の二一條・一一例、e<sup>2</sup>種類記載が157、160、161②、162、170、172、173、176、178の二二條・一二例存し、e<sup>2</sup>種類記載事例数の方がe<sup>1</sup>種類記載事例数よりも若干乍ら多く、前者、即ちe<sup>2</sup>種類記載事例数の、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載全事例数に占める百分比が、約五二・二%となり、後者、即ちe<sup>1</sup>種類記載事例数の、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載全事例数に占める百分比が、約四七・八%となることを解し得る。

當將軍記にe(e・e)種類記載が二四条・二四例存することは、既述の通りである。いま其の全事例を挙示すると、左記の如くなる。

イ179、若宮大路下々馬橋邊。

イ180、經師谷口。

イ181、濱風早町邊。

ア182、右馬助親家宿所。

イ183、伊賀前司時家大倉家以東。

ア184、名越備前三郎長頼亭。

イ185、右大將家法花堂前。

ア186、若宮大路藤次郎左衛門入道家。

ア187、秋田城介泰盛甘繩宅。

イ188、園城寺(「定有<sub>二</sub>火災<sub>一</sub>歟」)。

ア189、院御所。

イ190、鎌倉中大焼亡。自<sub>二</sub>長樂寺前<sub>一</sub>。

ア191、政所之塚内。

ア192、龜山仙洞御車宿。

ア193、大曾禰次郎左衛門尉盛經入道家。

イ194、若宮大路。

イ195、名越邊。

イ196、前尾州亭。

イ197、甘繩北斗堂邊民居。

イ198、武藏大路。

イ199、小町。

ア200、若宮大路(「始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>咒師勾當辻<sub>一</sub>」)。

イ201、荏柄社前。

イ202、佐々目谷。

之に依り、当將軍記に於けるe種類記載に関しては、e<sup>1</sup>種類記載が182、184、186、187、189、191〜193、200の九条・九例、

e<sup>2</sup>種類記載が179、181、183、185、188、190、194、199、201、202の一五条・一五例存し、e<sup>2</sup>種類記載事例数の方がe<sup>1</sup>種類記載事

例数よりも多く、前者、即ちe<sup>2</sup>種類記載事例数の、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載全事例数に占める百分比は、約六二・五%となり、

e<sup>1</sup>種類記載事例数の、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載全事例数に占める百分比は、約三七・五%となることを知り得る。

以上、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載が歴代六將軍記に如何ように所見されるかに就き、之を具象的に述べ来たつたが、之に依り、

歴代六將軍記に於けるe<sup>1</sup>種類記載事例数の、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載全事例数に占める百分比は、頼朝將軍記が最も多く、以下、

將軍記が後代に及べば及ぶ程に、其の百分比が漸次減じていき、宗尊親王將軍記に至つて最も尠くなつてゐることを指

摘し得るのである。此れは当然のこと乍ら、e<sup>2</sup>種類記載事例数の、e(e<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>)種類記載全事例数に占める百分比が宗尊親王

將軍記に於いて最も多く、以下、將軍記が前代に遡及すればする程に、其の百分比が漸次減じていき、頼朝將軍記に至

つて最も尠くなつてゐることをも語り示しているが、斯様な事柄を一目瞭然たらしめるべく表十一を掲記しておこう。

表 十一

歴代六將軍記 e種類記載	頼 朝	頼 家
e <sup>1</sup>	26条26例 約68.4%	3条3例 60.0%
e <sup>2</sup>	12条12例 約31.6%	2条2例 40.0%
合 計	38条38例	5条5例

実 朝	頼 経	頼 嗣
18条18例 約58.1%	43条47例 約54.7%	11条11例 約47.8%
13条13例 約41.9%	39条39例 約45.3%	12条12例 約52.2%
31条31例	82条86例	22条23例

宗尊親王	合計
9条9例 37.5%	110条114例 約55.1%
15条15例 62.5%	93条93例 約44.9%
24条24例	203条207例

[備考] 頼嗣將軍記のe<sup>1</sup>・e<sup>2</sup>両者の合計条数を23条でなく、22条とするのは、其等両者が同一条中に並存する事例が所見されることに依るものである。

F項目(事項)に関して

〔頼朝將軍記の場合〕

当將軍記に所載する回祿記事三八条・三八例中、出火の日時・刻限に関わる具象的記載を有するもの、即ちf<sup>1</sup>種類記載は、1〜9、11〜17、19〜21、23、25、27、29、34〜38の二八条・二八例見られ、然うした記載を有しないもの、即ちf<sup>2</sup>種類記載は、10、18、22、24、26、28、30〜33の一〇条・一〇例見られるが、出火から鎮火に至る迄の日時か刻限の孰れか、若しくは其等双方に就いての具象的記載を有するもの、即ちf<sup>3</sup>種類記載は全く見られない。上述のf<sup>2</sup>種類記載の一〇条・一〇例に就いては、10が9、18が13、22が21、24、26が23、30〜33が29と各々同事重出であることに依り、又、28が29の予言・予測記事であるが故に、此等一〇条・一〇例の全てをば、f<sup>2</sup>種類記載と観るのである。更に時期・刻限に関わる記載としては、「既曉天」(4)、「依」及「晚天」(5)、「丑刻」(9、29、35)、「入」夜」(27)、「亥刻」(36)、「午刻」(37)の八条・八例見られ、此れは、当將軍記に所載する回祿記事三八条・三八例の約二一、一%を占める。此の中、具象的時刻・刻限記載としては、「丑刻」(9・29・35の三例)が最も多く、「亥刻」(36)、「午刻」(37)が各一条・一例宛で其れに続いている。

〔頼家將軍記の場合〕

当將軍記に所載する回祿記事五条・五例中、f<sup>1</sup>種類記載は、39、40、42の四条・四例見られ、f<sup>2</sup>種類記載は、43の一条・一例見られる而已であるが、f<sup>3</sup>種類記載は全く見られない。上述のf<sup>2</sup>種類記載の43は、42の同事重出に依るものと観られるのである。而して時期・刻限に関わる記載としては、「丑剋」(39、40)、「未剋」(41)、「申剋」(42)の四条・四例見られ、此れは、当將軍記に所載する回祿記事五条・五例の八〇%を占め、然も、其の全てが十二支に依る具象的時刻・刻限記載である。

〔実朝將軍記の場合〕

当將軍記に所載する回祿記事三一条・三一例中、f<sup>1</sup>種類記載は、45、56、58、59、61、63、66、74の二六条・二六例見られ、f<sup>2</sup>種類記載は、44、57、60、64、65の五条・五例見られるが、此等f<sup>2</sup>種類記載の五条・五例は、44が29、57が56、60が58、64、65が63と各々同事重出であるが故のf<sup>2</sup>種類記載と観られるのである。而してf<sup>3</sup>種類記載は、「酉戌兩時之間」(68)の一例而已見られ、此れが歴代六將軍記を通じての当該種類記載の初見である。更に時期・刻限に関わる記載としては、「子剋」(45)、「入夜」(46)、「午剋」(47、62)、「夜半」(50)、「未剋」(53、66)、「戌剋」(54、61、69、72)、「亥剋」(55、67)、「寅剋」(56)、「酉剋」(58)、「丑剋」(63、73、74)、「酉戌兩時之間」(68)、「申剋」(70)の二〇条・二一例見られ、此れは、当將軍記に所載する回祿記事三一条・三二例の約六四・五% (条数)、約六五・六% (例数)を占める。此の中、十二支に依る具象的時刻・刻限記載としては、「戌剋」が五条・五例(54、61、68、69、72)で最も多く、「丑剋」が三



条・三例63、73、74)で其れに次ぎ、以下、二条・二例宛の「午尅」(47、62)、「未尅」(53、66)、「亥尅」(55、67)、「酉尅」(58、68)→一条・一例宛の「子尅」(45)、「寅尅」(56)、「申尅」(70)の順に続いている。

〔頼経將軍記の場合〕

当將軍記に所載する回祿記事八二条・八九例中、f<sup>1</sup>種類記載は、75、83、84①②、85、88、90、91、92①②、93、95、96②、97、99、101、111、113、115、119、121、125、126①②、127、156の七七条・八〇例、f<sup>2</sup>種類記載は、89、96①、100、112、114、120の六条・六例見られ、此等両種類記載中、f<sup>2</sup>種類記載は、89が75、96①が13、100が99、112が111、114が113、120が119と各々同事重出に依るものと観られるのである。而してf<sup>3</sup>種類記載は、「自申一點。至戌四尅。」(77)、「今夜々半(中略其火迄)至翌日午刻而不滅。」(106)、「辰刻。(中略)火出來。(中略)及午刻火止。」(121)の三例見られる。更に時期・刻限に関わる記載としては、「未刻」(75、84①、110、111、128、129①②、136、145、149)、「巳尅」(76)、「自申一點。至戌四尅。」(77)、「子尅」(78、102、113、123、139)、「入夜」(79)、「丑尅」(80、90、99、101、142、150、153、154)、「亥刻」(81、86、108、127)、「酉刻」(82、85、130)、「寅刻」(87、155)、「戌尅」(88、97、105、107、125、126②、140、143、146、148)、「夜半」(91、95、96②、103、106)、「申尅」(92②、118)、「秉燭之程」(94)、「午刻」(98、106、119)、「子一點」(109)、「去夜」(113)、「辰刻」(121、156)、「今夜」(124)、「卯尅」(126①)、「戌四尅」(132、144)の六一条・六三例見られるが、此れは、當將軍記に所載する回祿記事八二条・八九例の約七四、四% (条数)、約七一、〇% (例数)を占める。此の中、十二支に依る具象的時刻・刻限記載として

は、「戌尅」が一四条・一四例<sup>77</sup>、88、97、105、107、125、126<sup>②</sup>、132、140、143、144、146、148で最も多く、「未刻」が九条・一〇例<sup>75</sup>、84<sup>①</sup>、110、111、128、129<sup>①②</sup>、136、145、149で其れに次ぎ、以下、「丑尅」(80、90、99、101、142、150、153、154の八条・八例) ↓「子尅」(78、102、109、113、123、139の六条・六例) ↓「亥刻」(81、86、108、127の四条・四例) ↓「申尅」(77、92<sup>②</sup>、118)、「酉刻」(82、85、130)、「午刻」(98、106、119)の各三条・三例宛 ↓「寅刻」(87、155)、「辰刻」(121、156)の各二条・二例宛 ↓「巳尅」(76)、「卯尅」(126<sup>①</sup>)の各一条・一例宛の順に続いている。処で、斯うした十二支に依る具象的時刻・刻限記載が独り当頼経將軍記而已ならず、歴代六將軍記に如何ように所見されるかを表十二に拠つて観てみるに、「丑尅」(三四例)が最も多く、「戌尅」(二三例)が其れに次ぎ、以下、「未尅」(一一五例) ↓「亥尅」(二一例) ↓「子尅」(一〇例) ↓「午尅」(八例) ↓「酉尅」(六例) ↓「寅尅」(申尅) (共に五例宛) ↓「卯尅」(三例) ↓「辰尅」(巳尅) (共に二例宛)の順に続いていることが知られるのである。尚、同表より諸種様々な事柄を汲み分け得るが、茲では、左記の諸点を指摘しておく。

○、歴代六將軍記に見る回祿の発生乃至鎮火に関わる具象的時刻・刻限に就き、其れが昼夜の孰れにより多いかを観てみるに、戌・亥・子・丑・寅の五尅を夜分とし、辰・巳・午・未・申の五尅を昼分とした場合、夜分は都合七二例あり、昼分は都合三三例あつて、夜分の方が昼分よりも遙かに多い——二倍強になる——こと。此れは、十二支を除く時期・刻限記載の全例をば、歴代六將軍記から検索してみるに、頼朝將軍記に「曉天」<sup>1</sup>(4)、「晚天」<sup>2</sup>(5)、「入夜」<sup>3</sup>(27)とあり、頼家將軍記に当該事例は所見されず、実朝將軍記に「入夜」<sup>4</sup>(46)、「夜半」<sup>5</sup>(50)とあり、頼経將軍記に「入夜」<sup>6</sup>(74)、「夜半」<sup>7</sup>(91)、「秉燭之程」<sup>8</sup>(94)、「夜半」<sup>9</sup>(95)、「夜半」<sup>10</sup>(96<sup>②</sup>)、「夜半」<sup>11</sup>(103)、「夜半」<sup>12</sup>(106)

「去夜」(113)、「今夜」(124)とあり、頼嗣將軍記に「今夕」(116)とあり、そして宗尊親王將軍記に「入夜」(124)とあつて、上に挙示した一六例中、傍線付記の一三例迄が夜分を標示している記載を確認し得ることに拠つても、其の明徴が得られるからである。

㊦、回祿の發生乃至鎮火に關わる時刻・刻限に就き、之をより具象的に記述すべく四分刻法記載が採られ、然うした事例が初見されるのは、歴代六將軍記中、頼経將軍記であり、「自申一點至戌四尅」(77)、「子一點」(109)、「戌四尅」(132、144)とあるのが其れである。斯うした記載は、同將軍記に後出する頼嗣將軍記に「自戌刻到子之一點」(114)とあり、更に、宗尊親王將軍記に「夕一點日出以後火止」(181)とある。又、斯かる四分刻法記載の初見が上述の如く頼経將軍記に在ると共に、同將軍記には、然うした事例が四例と謂うように、歴代六將軍記中、最も多く所見されるのである。

㊧、<sup>f3</sup>種類記載の初見事例が実朝將軍記に在ることは、既述の如くであるが、斯うした事例は、頼経將軍記にも「自申一點至戌四尅」(77)、「其火迄至翌日午刻而不滅」(106)、「及午刻火止」(121)と三例見られ、然うした記載も亦、同將軍記には、歴代六將軍記中、最も多く所見されるのである。

表三

十二支に依る 記載時刻・ 刻限 歴代六將軍記	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥	合計
頼朝		3					1					1	5
頼家		2						1	1				4
実朝	1	3	1				2	2	1	2	5	2	19
頼経	6	8	2	1	2	1	4	10	3	3	14	4	58
頼嗣	2	2		1			1			1	1	1	9
宗尊親王	1	6	2	1		1		2			2	3	18
合計	10	24	5	3	2	2	8	15	5	6	22	11	113

〔頼嗣將軍記の場合〕

当將軍記に所載する回祿記事二二条・二四例に就き、表十三に拠つて観るに、<sup>f1</sup>種類記載は157、159〜161①②、162、168〜171、173〜178の一五条・一六例、<sup>f2</sup>種類記載は158、163〜167、172の七条・七例、<sup>f3</sup>種類記載は174の一条・一例見られる。而して各將軍記に於ける<sup>f1</sup>種類記載の条数・例数の、当該將軍記の④条数・例数に占める百分比が最も多いのは、後述する宗尊親王將軍記(約九五、八%〔条数〕、約九二、〇%〔例数〕)であり、此れに対して、件の百分比が最も尠いのは、当頼嗣將軍記(約六八、二%〔条数〕、約六六、七%〔例数〕)である。又、各將軍記に於ける<sup>f2</sup>種類記載の条数・例数の、当該將軍記の④条数・例数に占める百分比が最も多いのは、当頼嗣將軍記(約三一、八%〔条数〕、約二九、七%〔例数〕)であり、此れに対して、件の百分比が最も尠いのは、後述する宗尊親王將軍記(約四、二%〔条数〕、約三、一%〔例数〕)である。斯うした意味合いに於いて、当頼嗣將軍記と、此れに後続する宗尊親王將軍記とは各々対蹠的な位置関係に在ることが知られよう。更に尚、時期・刻限記載、取り分け、夜分に亘る其れに就き、単に「夜」字の表記を以てせずに、之をより具象的なものならしめるべく、十二支記載而已に依っているのも、歴代六將軍記中、独り当頼嗣將軍記而已であることも、併せて指摘しておきたい。

表三

条数・例数 他 ④ 歴代六將軍記	④条数(例数)	f <sup>1</sup>	f <sup>2</sup>	f <sup>3</sup>	⑤時期・刻限 記載条数 (例数)
		条数(例数)	条数(例数)	条数(例数)	
頼朝	38(38)	28(28) 73.7%	10(10) 26.3%	0	8(8) 21.1%
頼家	5(5)	4(4) 80.0%	1(1) 20.0%	0	4(4) 80.0%
実朝	31(32)	26(26) 83.9% 81.3%	5(5) 15.6%	1(1) 3.1%	20(21) 64.5% 65.6%
頼経	82(89)	77(80) 93.9% 90.0%	★5(6) 6.7%	3(3) 3.3%	61(63) 74.4% 70.1%
頼嗣	22(24)	15(16) 68.2% 66.7%	7(7) 29.2%	1(1) 4.2%	8(8) 36.4% 33.3%
宗尊親王	24(25)	23(23) 95.8% 92.0%	1(1) 4.0%	1(1) 4.0%	19(19) 79.2% 76.0%
合計	202(213)	173(177)	29(30)	6(6)	120(123)

【備考】 f<sup>1</sup>～f<sup>3</sup>及び⑤時期・刻限記載条数(例数)下の百分比は、其等各数値の、④条数(例数)値に占めるものである。又、96①はf<sup>2</sup>種類記載であるが、此れと同一条に存する96②は、f<sup>1</sup>種類記載であるが故に、f<sup>2</sup>種類記載の合計数としては★印個処の如く五条・六例となる。

〔宗尊親王將軍記の場合〕

當將軍記に所載する回祿記事二四條・二五例中、f<sup>1</sup>種類記載は、179〜195、197〜202の二三條・二三例、f<sup>2</sup>種類記載は196の一條・一例、f<sup>3</sup>種類記載は181の一條・一例存する。而して歴代六將軍記中、f<sup>1</sup>種類記載の條數・例數の、①條數・例數に占める百分比が最も多いのは、當宗尊親王將軍記(約九五、八%〔條數〕、約九二、〇%〔例數〕)であり、逆に、件の百分比が最も多いのは、既述の頼嗣將軍記(約六八、二%〔條數〕、約六六、七%〔例數〕)である。此れに対して、f<sup>2</sup>種類記載の條數・例數の、②條數・例數に占める百分比が最も多いのは、既述の頼嗣將軍記(約二九、二%〔條數〕)であり、逆に、件の百分比が最も多いのは、當宗尊親王將軍記(約四、〇%〔條數〕)である。仍つて此等頼嗣・宗尊親王兩將軍記が各々對蹠的な位置を占めていることは先述した攷である。更に尚、歴代六將軍記中、③時期・刻限記載條數・例數の、④條數・例數に占める百分比が最も多いのは、當宗尊親王將軍記(約七九、二%〔條數〕、約七六、〇%〔例數〕)であり、件の百分比が最も多いのは、頼朝將軍記(約二二、一%〔條數・例數共〕)である。此の意味合いに於いて、當宗尊親王將軍記と頼朝將軍記とが各々對蹠的位置關係に在ることを知り得るのである。

表 函

歴代六將軍記 g 種類記載及び その他記載	g <sup>1</sup>	g <sup>2</sup>
頼 朝	11(11) 約35.5%	20(20) 約64.5%
頼 家	0	5(5)
実 朝	12(12) 約38.7%	19(19) 約61.3%
頼 経	39(39) 約47.6% 約47.0%	43(44) 約52.4% 約53.0%
頼 嗣	8(8) 約36.4%	14(14) 約63.6%
宗尊親王	18(18) 75.0%	6(6) 25.0%

g <sup>1</sup> + g <sup>2</sup>	「吹風記載事例」数及び 其の g <sup>1</sup> 種類記載事例数に 占める百分比	「方位・方角記載事例」 数及び其の「吹風記載事 例」数に占める百分比
3(31)	6(6) 約54.5%	3(3) 約50.0%
5(5)	0	0
31(31)	4(4) 約33.3%	4(4) 100%
82(83)	11(11) 約28.2%	9(9) 約81.8%
22(22)	2(2) 25.0%	2(2) 100%
24(24)	5(5) 約27.8%	5(5) 100%



G項目(事項)に関して

〔頼朝將軍記の場合〕

当頼朝將軍記に於ける<sup>1</sup>g種類記載は、1、4、5、7、19、20、23、25、27、29、36の二一条・二一例存し、<sup>2</sup>g種類記載は、2、3、6、8、18、21、22、35、37、38の二〇条・二〇例存する。而して表十四に示す如く、歴代六將軍記中(但し、茲には、当該事例数僅少の頼朝將軍記は除外してある。)、<sup>1</sup>g種類記載事例数の、<sup>1</sup>g<sup>2</sup>両種類記載事例合計数に占める百分比が最も多いのは、後述する宗尊親王將軍記(約七五、〇%)であり、逆に其の百分比が最も少いのは、当頼朝將軍記(約三五、五%)である。此れに対して、<sup>2</sup>g種類記載事例数の、<sup>1</sup>g<sup>2</sup>両種類記載事例合計数に占める百分比が最も多いのは、当頼朝將軍記(約六四、五%)であり、逆に其の百分比が最も少いのは、宗尊親王將軍記(約二五、〇%)である。仍つて、茲にも当頼朝將軍記と宗尊親王將軍記とが各々対蹠的關係に在ることを認知し得るのである。更に、回祿の発生と火勢とに大きく関わる風勢に就いての歴代六將軍記に於ける記載を観るに、当頼朝將軍記には「北風頻扇」(7)、「大風」(20)、「甚雨暴風」(23)、「終日風烈」(27)、「南風烈」(29)、「南風烈」(36)の六条・六例(件の記載条数・例数の、<sup>1</sup>g種類記載条数・例数に占める百分比は、約五四、五%(以下の各將軍記に於ける百分比に就いても同様))、頼朝將軍記には皆無、実朝將軍記には「南風頻扇」(46)、「南風烈」(52)、「北風甚利」(54)、「南風烈」(67)の四条・四例(約三三、三%)、頼朝將軍記には「南風甚利」(77)、「北風頻扇」(80)、「西風烈」(85)、「南風烈吹」(92①)、「東風頻扇」(111)、「南風烈」(118)、「南風頻吹」(121)、「風烈」(124)、「大風吹」(中略)、「南風頻扇」(132)、「風頻吹」(139)、「巽風烈」(154)の一

条・一一例(約二八・二%)、頼嗣將軍記には「北風變」南之間中略風頻扇(160)、「南風惡」(176)の二条・二例(二五・〇%)として宗尊親王將軍記には「北風頻扇」(180)、「西風烈」(181)、「北風烈吹」(185)、「南風頻扇」(187)、「南風頻吹」(199)の五条・五例(約二七・八%)各々存する。更に尚、歴代六將軍記に於ける吹風の方位・方角に関わる記載の有り様に就いて観てみるに、頼朝將軍記には、吹風に就いて記載する事例(之を以下、「吹風記載事例」と仮称する。)は、六例存するが、其中、吹風の方位・方角を語り示す事例(之を以下、「方位・方角記載事例」と仮称する。)は、三例(五〇・〇%)見られる。頼朝將軍記には「吹風記載事例」其れ自体存せず、実朝・頼嗣・宗尊親王の三將軍記に存する「吹風記載事例」は全て「方位・方角記載事例」である。残余の頼朝將軍記には、「吹風記載事例」は一一例存するが、其中、「方位・方角記載事例」は九例(約八一・八%)見られる。斯うして観ると、当頼朝將軍記は、歴代六將軍記中、<sup>g1</sup>種類記載事例数の、<sup>g2</sup>両種類記載事例合計数に占める百分比約三五・五%に於いては最も多いが、<sup>g2</sup>種類記載事例数の、<sup>g1</sup><sup>g2</sup>両種類記載事例合計数に占める百分比約六四・五%に於いては最も多いこと。又、「吹風記載事例」数の、<sup>g1</sup>種類記載事例数に占める百分比(約五四・五%)に於いては最も多いが、其の「方位・方角記載事例」数の、「吹風記載事例」数に占める百分比(五〇・〇%)に於いては最も多いことを明らかにし得るのである。

〔頼朝將軍記の場合〕

当頼朝將軍記は、歴代六將軍記中、G項目(事項)に関わる<sup>g1</sup>種類記載の所見されない唯一の將軍記である。従つて其

処には、当然の事乍ら、既述した「吹風記載事例」や、其れに深く関わる「方位・方角記載事例」杯も所見されない。

〔実朝將軍記の場合〕

当実朝將軍記に於ける<sup>g</sup>種類記載事例中、「晴」は55、56、61、68、69の五例、「霽」は62、70の二例、「雨」は52の一例、「陰」は58の一例見られる。処で、「ハレ」の記載「晴」と「霽」に就いては、『説文』に「姓、雨而夜除、星見也。」とあり、「霽、雨止也。」とある記述を引証して、例えば、諸橋轍次氏著『大漢和辭典』に「夜、雨がはれるが本義、夜、雨がふつて後、雲除き、星が生じ見はれる義。」とあり、上田万年、柴田猛猪両氏他共撰『大字典』に「日中の雨晴れ雲散じて青天に星の現はること、轉じて晝夜共に好天氣の義。」とある釈義を穩当なものとして、此の所説が当今汎く一般に容認されていると解して宜しかろう。夫れでは、当実朝將軍記而已ならず、其れに先出乃至は後出する諸將軍記の全般に亘つて見られる「晴」「霽」両字が果して然うした釈義通りに記載分けされているか否かと謂うに、此の点を厳密に検証するのは、極めて難事と謂うよりも、寧ろ到底不可能なことを謂わなければならないであろう。但し、茲で明言し得るのは、其等「晴」「霽」両字の孰れをも用いずに、然うした「ハレ」の義を表わす記述が先に触れた頼朝將軍記に「于<sup>レ</sup>時明月及<sup>レ</sup>午。殆不<sup>レ</sup>異<sup>二</sup>白晝<sup>一</sup>。」(4)、「晚頭月添<sup>レ</sup>勢」(25)の如く二例見られると共に、回祿發生時に、或いは爾後の延焼中に、或いは又、回祿發生時から爾後の延焼中に至る迄、継続的乃至は断続的な降雨状態であった(以下、之を「降雨中」の回祿」と仮称する。)ことを伝える記述が、矢張り、既に触れた頼朝將軍記に「雨降雷鳴。政所霹靂。雷落<sup>二</sup>于因

幡前司廣元廐之上。(中略)屋上并柱多以燒訖。」(19)、「甚雨暴風。追<sub>二</sub>泰衡<sub>一</sub>。(中略)泰衡過<sub>二</sub>平泉館<sub>一</sub>。遂逃亡。絳急而雖<sub>レ</sub>融<sub>二</sub>自宅門前<sub>一</sub>。不能<sub>レ</sub>暫時逗留。纔遣<sub>二</sub>郎從許件館内<sub>一</sub>。高屋寶藏等縱<sub>レ</sub>火。」(23)の如く二例見られるものの、其等「晴」「霽」兩字の孰れをも用いずに「ハレ」の義を表わす記載や、「降雨中の回祿」を伝える記載は、然うした頼朝將軍記を措いて、此れに後出する頼朝將軍記は固よりのこと、更には当実朝將軍記以下の歴代將軍記に於いても、殆ど所見されないと謂うことである。因に、当実朝將軍記に「朝雨降。和田左衛門尉宅以南燒亡。南風烈。片時人屋數十字災。」(52)とあるが、此れは、和田左衛門尉宅以南の燒亡が朝の降雨中のことであつたのか、其れとも、件の祝融の災いは、朝の降雨が一旦終熄してからのことであつたのか、其の孰れを以て至当なりとするかを、必ずしも明確にし得ないので、件の事例も亦、所詮は然うしたこと、即ち、「降雨中の回祿」記載が所見されないと論定する上に於いて、差したる反証となり得ないものであることを理會し得よう。

〔頼朝將軍記の場合〕

当頼朝將軍記に於ける<sup>1)</sup>種類記載事例中、「霽」は78、79、85、93、97、102、103、105、107、109、129①、131、139、146、148、154、156の一八例、「晴」は77、98、101、106、110、118、121、122、125、128、130、132、140、143、144、149の一六例、「雨」は125、128、146の三例見られるが、「陰」は見られない。而して当頼朝將軍記に於ける「降雨中の回祿」記載に就いては、上記の「雨」(「雪」を<sup>2)</sup>も含む)三例を觀てみるに、「晴。深更雪降。戊刻。御所南淡路前司宗政宅失火。」(125)、「寅刻雨降。巳以

後屬晴。未刻米町邊失火。」(128)、「天霽。(中略)戌刻。錦小路白河燒亡。數十宇災。其後小雨降。」(146)とあって、此等三例に見る回祿は、孰れも降雨中のものでないことが明白である。故に当頼経將軍記には、「降雨中の回祿」を伝える記載が全く所見されないことを明らかにし得るのである。

〔頼嗣將軍記の場合〕

当頼嗣將軍記に於ける「種類記載事例中、「晴」は161①②、162、174、177の五例、「霽」は173、178の二例見られるが、「陰」「雨」は共に見られない。故に、当將軍記には「降雨中の回祿」記載が所見されないことを知り得るのである。

〔宗尊親王將軍記の場合〕

当宗尊親王將軍記に於ける「種類記載事例中、「晴」は、180、181、183、185、186、188、194、195、197、201の一〇例、「霽」は182、187、191、193、199、200、202の七例、「雨」は184、198の二例見られるが、「陰」は見られない。而して上記「雨」の二例中、184は「夕雨降。寅尅名越燒亡。」とあって、此の事例からは、「降雨中の回祿」は先ず考え難いが、いま一つの事例、即ち198に「終夜甚雨、戌刻雷鳴。武藏大路霹靂。蹴裂卒都婆」。其上三尺餘爲「雷火」燒。」とあるのは、降雨、而も甚雨降り頻る中での回祿を伝える記載である。併し乍ら、其の記載内容たるや、通常一般の家屋・殿舎の燒

失・焼亡とは異なり、落雷に依る卒都婆の一部焼失と謂う、此れ迄述べ来たった如き回祿とは著しく質と趣きを異にするものである。而して斯様な記載上の内実に鑑みて、当宗尊親王將軍記にも、先述した頼朝將軍記にみる(19)や(23)の如き「降雨中の回祿」記載は、所見されないと観て、先ず以て大過ないものと言い得よう。

#### H項目(事項)に関して

回祿に関わる事柄を伝える記載が、此の回祿に依る後刻乃至は後日への影響と観られる事迹・事象を語り示すもの、即ちh<sup>1</sup>種類記載であるか、其れとも、然うした事を語り示さないもの、即ちh<sup>2</sup>種類記載であるか、而して此等両種類の記載が歴代六將軍記に各々如何ように所見されるかに就いて、此等の事を纏めて示す表十五に依つて眺め見ると共に、其等h<sup>1</sup>・h<sup>2</sup>両種類の記載中、取り分け、h<sup>1</sup>種類記載の全事例を掲記して其の記載内容を彼此檢覈してみよう。

先ず、表十五に依つて歴代六將軍記(但し、茲には当該事例数僅少の頼朝將軍記は除外してある。)中、h<sup>1</sup>種類記載事例数の、h<sup>1</sup>・h<sup>2</sup>両種類記載事例合計数に

占める百分比の多寡優劣に就いて観てみるに、其れの最も多いのが頼朝將軍記(約五九・一%)であり、頼朝將軍記(約四三・二%)が其れに次ぎ、以下、実朝將軍記(約四一・九%)→頼経將軍記(約三〇・五%)→宗尊親王將軍記(約一六・七%)と続いていること。此れに対して、h<sup>2</sup>種類記載事例数の、h<sup>1</sup>・h<sup>2</sup>両種類記載事例合計数に占める百分比の多寡優劣に就いての序列は、当然のこと乍ら、其れの最も多いのが、宗尊親王將軍記(約八三・三%)であり、頼経將軍記(約六九・五%)が其れに次ぎ、以下、実朝將軍記(約五八・一%)→頼朝將軍記(約五六・八%)→頼朝將軍記(約四〇・九%)と続くことを確認し得るのである。

表 去

H項目(事項) 種類 歴代六將軍記	h <sup>1</sup> 種類記載 条・(例)数	h <sup>2</sup> 種類記載 条・(例)数	h <sup>1</sup> h <sup>2</sup> 兩種類 記載条・(例)数
頼 朝	16 約43.2%	21 約56.8%	37
頼 家	1 20.0%	4 80.0%	5
実 朝	13 約41.9%	18 約58.1%	31
頼 經	25 約30.5%(約30.1%)	57(58) 約69.5%(約70.0%)	82(83)
頼 嗣	13 約59.1%	9 約40.9%	22
宗尊親王	4 約16.7%	20 約83.3%	24

次に、歴代六將軍記にみる<sup>h</sup>種類記載全事例(各事例上部の数字は、前掲当該事例の列挙番号を表わし、各事例中の傍波線付記部分が<sup>h</sup>種類記載事例たることを示すものである。)を掲記すると共に、此等諸事例の記載内容を分類整理し、此の結果を纏めて示す表十六を掲示しておこう。

### 頼朝將軍記

5、三浦の輩は、晩天に及ぶによつて、丸子河の邊に宿し、郎從等を遣はして、景親が黨類の家屋を焼失す。その煙半天に聳ゆ。景親等遙かにこれを見て、三浦の輩の所爲の由を知りをはんぬ。相議して云はく、今日すでに黄昏に臨むといへども、合戦を遂ぐべし。明日を期せば、三浦の象馳せ加はりて、定めて喪敗しかたからんかの由群議事訖りて、數千の強兵、武衛の陣を襲ひ攻む。

治承4・8・23条

15、熊野山の惡僧等、去ぬる五日以後、伊勢・志摩兩國に亂入して合戦度々に及び十九日に至りて、浦七箇所皆ことごとく民屋を追捕す。平家の家人、彼がために、あるいは要害の地を捨てて逃亡し、あるいは誅に伏し、また疵を被るの間、いよいよ勝つに乗り、今日二見の浦の人家を焼き拂ひ、固瀬河の邊に攻め到るところ、平氏の一族關出羽守信兼、姪伊藤次已下の軍兵を相具し、船江の邊に相逢ひて防戦す。惡僧の張本戒光(字は大頭、八郎房)、信兼が箭に中る。よつて衆徒二見の浦に引き退き、下女(齡三四十の者)ならびに少童(十四五の者)等以上三十餘人を搦め取りて同船せしめ、熊野の浦を指して解纜すと云々。

養和1・1・21条

16、大中臣能親、伊勢國より書狀を中八維平が許に通す。これ去ぬる正月十九日、熊野山湛増の從類と號して伊雜宮



に濫入し、御殿を鑽り破り、神寶を犯し用ゐるの間、一禰宜成長神主の沙汰として、御體を内宮に遷したてまつるところ、同廿六日、件の輩また山田・宇治の兩郷に襲ひ來り、人屋を焼失し、資財を奪ひ取りをはんぬ。(中略)當時は源家再興の世なり。もつとも謹慎の儀あるべしてへり。維平この狀を覽るに、湛増御方に候じてこの企あり。殊に驚き聞しめし、敬神のために御立願あるべきの旨報し仰せらると云々。

” 1・3・6条

18、今日、前三位中將重衡、南都において頸を殞すと云々。これ伽藍火災の張本たるの間、衆徒あながちにこれを申し請くと云々。

文治1・6・23条

19、雨降り雷鳴る。政所に霹靂し、因幡前司廣元が廐の上に落雷す。馬三疋斃る。屋上ならびに柱多くもつて焼け、はんぬ。しかるに一巻の心經をもつて棟の上に安んずるところ、いささか焦ぐといへども、字の形鮮やかなり。因州隨喜の餘りに、かの經を營中に持參し、佛法いまた地に落ちざる事を申し、感涙を拭ふと云々。

” 3・4・14条

20、去夜より雨零る。鶴岳に御參、例のごとし。日中以後霽に屬す。大風。佐野、太郎基綱が窟堂の下の宅焼亡す。焰飛ぶがごとし。人屋數十宇災す。鶴岳の近所たるによつて、二品宮中に參りたまふ。諸人競ひ集まると云々。

” 4・1・1条

22、鎌田新藤次、使者として上洛す。六條殿の火事殊に驚き申したまふが故なり。御書を進ぜらるる上、意を得るべきやうに伺ひ奏せらるべきの由、御文を右武衛に遣はさると云々。

” 4・4・21条

26、二品、奥州・出羽兩國の省帳・田文已下の文書を求めしめたまふ。しかるに平泉の館炎上の時焼失すと云々。そ

の巨細を知らしめしがたし。古老に尋ねらるるところ、奥州の住人豊前介實俊、ならびに弟橘藤五實昌、故實を存ずる由を申すの間、召し出され子細を問はしめたまふ。よつて件の兄弟、暗に兩國の繪圖を注進し、ならびに諸郡の券契を定む。郷里田畠、山野河海、ことごとくもつてこの中に見ゆるなり。餘目三所を注し漏らすのほか、さらに犯失なし。殊に御感の仰せを蒙り、すなはち召し仕はるべきの由と云々。

" 5・9・14条

27、冴え陰る。終日風烈し。夜に入りて、大倉觀音堂回祿す。失火と云々。別當淨臺房。煙火を見て涕泣し、堂の砌に至りて悲歎す。すなはち本尊を出したてまつらんがために焰の中に走り入る。かの藥王菩薩は師德に報ぜんがために兩臂を焼かれ、この淨臺聖人は佛像を扶けんがために五體を捨つ。衆人の思ふところ、萬死疑はざるに、忽然としてこれを出したてまつる。衲衣わづかに焦くといへども、身體あへて恙なしと云々。ひとへにこれ火も焼くに能はずの謂か。

" 5・11・23条

29、陰る。南風烈し。丑の剋、小町大路の邊失火す。江間殿、中略、佐貫四郎已下の人屋數十字焼亡す。餘炎飛ぶがごとくにして鶴岡の馬場本の塔婆に移る。この間幕府同じく災す。(中略)およそ邦房が言、掌を指すがごときか。寅の剋、藤九郎盛長が甘繩の宅に入御。炎上の事によつてなり。

建久2・3・4条

30、炎上の事によつて、近國の御家人等參集す。相摸の澁谷庄司。武藏の毛呂豐後守。最前に馳せ參ずと云々。

" 2・3・5条

31、若宮火災の事、幕下殊に歎息したまふ。よつて鶴岳に參り、わづかに礎石を拝み御涕泣か。すなはち別當坊に渡御し、新營の間の事を仰せ含めらると云々。

" 2・3・6条

32、大理能保卿の使者参著す。これ炎上の事を申さるるによつてなり。

2・3・20条

33、今日幕府の事始。去月の火事によつてなり。盛時・俊兼これを奉行す。

2・4・3条

36、南風烈し。亥の剋。武者所宗親が濱の家焼亡す。宗親折節他所にあり。煙を見て走り向ひ、箆を取り出さんと欲するの間、左方の鬚を焼くと云々。唐國大宗の鬚は、薬を賜はるの仁に施し、和朝宗親の鬚は絃を惜しむの志を顯はす。焼くところは同じといへども、用うるところは相異なるものか。

3・10・30条

38、今日東大寺供養なり。(中略)日出以後、將軍家御參堂、御乗車なり。堂前の庇に著座せしめたまふの後、見聞の衆徒等、門内に群入するの刻、警固の隨兵に對して數々の事あり。景時これを鎮めんがために行き向ひて、いささか無禮を現す。衆徒はなはだこれを相叱す。互ひに狼藉の詞を發し、いよいよ蜂起の基たるなり。時に將軍家朝光を召す。朝光座を起つ。御前に參進するの時は、手を大床の端に懸け、立ちながら、相鎮むべきの將命を奉る。衆徒に向ふの時は、その前に跪きて敬嘯し、前右大將軍の使者と稱す。衆徒その禮に感じ、まづおのづから嗷々の儀を止む。朝光嚴旨を傳へて云はく、當寺は平相國のために回祿し、むなく礎石を残してことごとく灰燼となる。衆徒もつとも悲歎すべき事か。源氏たまたま大檀越となり、造營の始めより供養の今に至るまで、微功を勵まし合力を成す。あまりさへ魔障を斷ち、佛事を遂げんがために、數百里の行程を凌ぎて大伽藍の縁邊に詣つ。衆徒あに喜歡せざらんや。無慙の武士すらなほ結縁を思ひ、洪基の一遇を嘉す。有智の僧侶、なんぞ違亂を好みて、わが寺の再興を妨げんや。造意すこぶる不當なり。承り存すべきかてへれば、衆徒たちまちに先非を恥ぢ、おのおの後悔に及び、數千許輩一同に靜謐す。(中略)次に行幸。執柄以下の卿相雲客多くもつて供奉す。未

の剋、供養の儀あり。(中略)當伽藍は、安徳天皇の御宇、治承四年庚子十二月廿八日、平相國禪門の悪行によつて、佛像灰と化し、堂舎燼を殘しをはんぬ。ここに法皇、重源上人に勅して曰はく、本願の往躰を訪ひ、高卑の知識を唱ひ、梓匠に課せて、成風の業を勤めしめ、檀主に代りて不日の功を終ふべきの由てへれば、上人命旨を奉り、去ぬる壽永二年己卯四月十九日、大宗國の陳和卿をして、始めて本佛の御頭を鑄たてまつらしむ。同五月廿五日に至るまで、首尾卅餘日、冶鑄十四度、鎔範の功成りをはんぬ。文治元年乙卯八月廿八日、太上法皇手づから御開眼。(中略)同二年丙午四月十日、始めて周防國に入り、材料を抽き採り、柱礎の構を致し、土木の功を企つ。(中略)建久元年庚戌七月廿七日、大佛殿の母屋の柱二本始めてこれを立つ。同十月十九日上棟す。御幸ありと云々。

#### 頼家將軍記

” 6・3・12条

43、今日、小御所の跡において、大輔房源性實足。故一幡君の遺骨を拾ひたてまつらんと欲するのところ、焼くるところの死骸若干相交はりて、求むるところなし。しかるに御乳母云はく、最後に染付の小袖を著せしめたまふ。その文菊の枝なりと云々。ある死骸の右脇下の小袖、わづかに一寸餘焦げ残りて、菊の文詳かなり。よつてこれをもつてこれを知り、拾ひたてまつりをはんぬ。源性頸に懸けて高野山に進發す。奥の院に納めたてまつるべしと云々。

建仁3・9・3条

44、晴る。尼御臺所の御計ひとして、鶴岳別當阿闍梨尊囑。に仰せて、宮寺中の塔婆の管作を停止せらる。この塔建立の始めに火災ありて、當宮以下、鎌倉中數町焼亡す。その後、再興のためにその地を曳かるるところ、幾日數を經ず、金吾將軍御病惱。よつて不吉の由その沙汰ありと云々。  
 " 3・12・3条

45、晴る。五條判官有範が使者、京都より參著す。申して云はく、去ぬる二日子の尅、叡山法花堂の渡廊に放火し、講堂・四王院・延命院中略極樂坊・香集坊。皆もつて灰燼となる。餘炎中堂に及ばんと欲するの間、本尊・十二神將の像を隨自意堂に渡したてまつりをはんぬ。前唐院の聖教・寶物等は取り出したてまつる。法花・常行堂の供養法は食堂においてこれを修す。放火の事、堂衆の所行かの由、その疑ひありと云々。 元久2・10・13条

47、午の尅、問註所入道の名越の家焼亡す。しかうしてかの家の後面の山際において文庫を構へ、將軍家の御文籍、雜務の文書、ならびに散位倫兼の日記、已下累代の文書等納め置くのところ、ことごとくもつて灰燼となる。善信これを聞きて、愁歎の餘りに落涙數行、心神ために惘然たり。よつて人これを訪ふと云々。

承元2・1・16条

49、晴る。南風塵を擧ぐ。晚鐘の程に、藤内左衛門尉季康、京都より歸參す。去月日、上皇南山に臨幸す。新宮に三ヶ日、本宮に七日御逗留なり。今月五日還御す。しかうして御奉幣の後、院御所に入御す。幾程を經ず、坊門殿の宿所失火す。御先達の僧正の坊灰燼となる。黒煙また寶殿を覆ふ。上皇臨幸す。人勢をもつて打ち銷すの間、無

爲と云々。

” 2・7・22条

50、東平太重胤<sup>東所と號す</sup>先途を逐げ、京都より歸參す。すなはち御所に召され、洛中の事等を申す。(中略次に去月廿七

日の夜半、朱雀門焼亡す。常陸介朝俊<sup>朝隆卿の末孫、弓馬相摸の達者</sup>松明を取りて門に昇り、鳩の子を取りて歸り去るの間、件の

火この災を成す。およそ近年天子・上皇ことごとく鳩を好ましめたまふ。長房・保教等もとより鳩を養ふ。時を

得て殊に奔走すと云々。かの門の焼亡によつて、去ぬる五日の射場始延引すと云々。

” 2・10・21条

57、晴る。永福寺ならびに大倉堂等の惣門これを建てらる。永福寺の門は、去ぬる比焼失するによつてなり。

建曆2・7・23条

58、酉の尅、賊徒つひに幕府の四面を圍み、旗を靡かせ箭を飛ばす。相摸修理亮泰時・同次郎朝時・上總三郎義氏等、

防ぎ戦ひ兵略を盡す。しかるに朝夷名三郎義秀惣門を敗り、南庭に亂れ入りて、籠るところの御家人等を攻撃し、

あまりさへ火を御所に縦ちて、郭内の室屋一字を残さず焼亡す。これによつて將軍家、右大將軍家の法花堂に入御す。

火災を遁れたまふべきが故なり。

建保1・5・2条

59、申の尅、將軍家、前大膳大夫廣元朝臣の亭に入御す。これ去ぬる二日、御所焼失するによつてなり。御臺所御輿。ま

た南御堂よりその所に入御す。尼御臺所御輿。本所に渡御す。

” 1・5・6条

60、天霽る。相州・武州・大官令等參會し、御所新造の事群議に及ぶ。陰陽大允親職・大夫泰貞・宣賢、連署の勘文

を進ず。これ去ぬる五月合戦の時に焼失するによつてなり。

” 1・6・26条

62、霽る。午の尅、將軍家鶴岡八幡宮に御參。この間、由比の濱の人屋等焼失す。申の尅、また御參詣。先度の御奉

幣は火事によつて物念の故なりと云々。

” 2・1・3条

63、陰る。西の尅、京都の飛脚參著す。申して云はく、去ぬる十五日、山門の衆徒、園城寺に發向し、金堂、上下の佛閣僧坊、一字を残さず、放火焼失すと云々。濫觴を尋ねらるるところ、去ぬる十四日は日吉祭なり。しかるに大津神人の唐崎御供の備進、先規を背きて不法の由、寺社共にもつて神人等を責勘するの時、兒濱の相撲清四郎、一族等を牽して左方の船に乗り、公人に向ひて箭を發つ。專當法師たちまちに疵を被りをはんぬ。翌朝衆徒かの張本等を召し取らんがために、所司以下の公人を大津の東浦に差し遣はずの間、喧嘩出來す。所司等歸却するのところ、三井寺の大衆、大津の邊に追ひ到り合戦に及ぶ。これによつて山徒發向せしめ、まづ錦織の里、西浦の在家ならびに北院の坊舎を焼き、次に丑の刻、堂塔等を焼くと云々。近代叡岳殊に群動を成す。よつて飛脚東西に馳走し、使節都鄙に往來す。公家の煩、民戸の費、職としてこれに由るなり。直なる事にあらざるか。

” 2・4・23条

64、晴る。園城寺長吏僧正公胤使者を進じ、當寺焼失の事を愁へ申すと云々。

” 2・4・25条

65、晴る。園城寺回祿の間、唐院ならびに堂舎僧坊を修造せらるべきの由、その沙汰あり。駿河前司惟義朝臣・豊前守尙友等をもつて惣奉行となし、宇都宮入道蓮生山王社ならびに拜殿・佐々木左衛門尉廣綱四足・源三左衛門尉親長鐘樓・内藤左衛門尉盛家預坊。已下十八人の雜掌を定めらるるところなり。當寺は源家數代崇重の寺なり。

” 2・5・7条

頼経將軍記

78、霽る。子の尅、故右府將軍の亭當時三品の居所焼亡す。失火と云々。よつて二品にはかに若公の亭に渡りて同宿すと

云々。

承久1・12・24条

84、去月廿七日未の尅、大内の陽明門・左近府・上東門の左腋・齋院御所等焼亡す。火は中御門町より起る。また同  
十三日、祇園本社焼失すと云々。有範專使を差して申し送るところなり。

2・5・7条

89、惟信の使下著す。去ぬる八日、大内の殿舎を建つ。上卿源大納言通具・參議公頼・右中辨頼資・右少辨光俊等行  
事所に著す。大夫史國宗・六位史檢非違使章重等奉行すと云々。これ頼茂朝臣追討の時火災するの間、新造せら  
るるところなりと云々。

2・12・20条

90、丑の刻、町大路の東失火す。大夫屬入道善信が宅災す。重書ならびに問註記以下焼失すと云々。

3・1・25条

91、町野民部大夫康俊使節として上洛す。これ去ぬる十日の夜半、七條院の三條御所、放火によつて焼失するの由、  
その聞えあるの間、驚き申すところなり。放火人等の事糺斷すべきの由、親廣入道・光季等が許に示し遣はずと  
云々。

3・2・26条

92、申の尅、高陽院殿に行幸したまふ。歩儀。攝政供奉す。近衛の將一兩人、公卿少々參ず。賢所同じく渡したてま  
つる。同時に火六角西洞院に起り、閑院皇居に及ぼんとするの間、避けしめたまふところなり。

御讓位以後初度



- 93、このほかの官兵弓箭を忘れて敗走す。武藏太郎かの後に進みてこれを征伐せしめ、あまりさへ火を宇治河北邊の民屋に放つの間、おのづから逃げ籠るの族、煙に咽びて度を失ふと云々。  
" 3・5・21条
- 94、秉燭の程、官兵の宿廬おのおの放火し、數箇所焼亡す。運命今夜に限るの由、都人皆迷惑す。存するにあらずするにあらず。おのおの東西に馳走す。秦項の災に異ならず。  
" 3・6・14条
- 95、六波羅の使者到來す。去ぬる九日の夜半、大炊殿焼亡。法皇は賀陽院に幸したまふ。これ放火なりと云々。  
" 3・6・15条
- 97、響る。戌の刻、奥州御亭の坤の角に放火あり。しかるに工藤右馬允が郎従これを見て、すなはち撲ち滅しをはんぬ。かの男御劍を給はると云々。  
貞應 1・9・22条
- 100、晴る。平三郎兵衛尉盛綱・尾藤左近將監景綱等、前奥州の御使として、駿河國に下向す。富士新宮等の回祿の事によつてなり。  
元仁 1・2・23条
- 102、子の刻、三浦駿河前司義村の西御門の家焼亡す。他所に及ばず。この間、下の方いささか物念。  
" 1・9・5条
- 109、子の一點、幕府の東西の人家等、ならびに武州の納所一字焼亡す。御所中および相州・武州兩亭、竹御所等殊に驚かしめたまふ。しかれどもおのおの無爲と云々。  
安貞 1・2・8条
- 112、晴る。大内焼亡の事によつて、御使等上洛せしむ。將軍の御使は伊東左衛門尉、武州の御使は尾藤左近將監なり

と云々。

1・5・10条

114、晴る。二所の御精進始なり。御參詣あるべきかの事、なほ日來豫儀ありといへども、走湯山の火災の事によつて、これを留めしめたまふと云々。およ、その火の事に就きて、今朝條々評議等ありと云々。

2・2・8条

115、京都の飛脚參著す。去ぬる十七日、南都の衆徒多武峯を競ひ襲ひ、合戦放火に及ぶ。山門これを憤りてすこぶる蜂起し、洛中靜かならずと云々。

2・4・27条

116、去月廿五日、南都の惡僧等、重ねて多武峯を燒きをはんぬ。山門殊に蜂起す。公家しきりに宥めの御沙汰に及ぶの由、飛脚到來す。

2・5・7条

117、今日六波羅の使者參著す。申して云はく、去月十七日、同廿五日の兩度、南都の衆徒多武峯を襲ひ合戦するの間、堂舎塔廟火災に及ぶ事、公家宥めらるといへども、山門の蜂起なほもつて靜謐せざるによつて、綸旨を武家に下さると云々。

2・5・22条

118、天晴る。南風烈し。申の刻、松童社の傍より失火出で來り、東西四町の内の人家化燼しをはんぬ。竹御所わづかに一町ばかりを相隔て、餘焰を免ると云々。武州參らると云々。

2・7・16条

119、昨日午の尅、菅根の社壇燒亡の由、馳せ參じてこれを申す。當社は垂跡以來いまだ回祿の例あらずと云々。これによつて、御作事延引すべきや否や、評議に及ぶ。助教・駿河前司・隱岐入道・後藤左衛門尉のごとき、群議を凝らす。風によつて顛倒する屋々を取り立てらるるの條、その憚りあるべからずと云々。

2・10・18条

120、菅根山の神社佛閣火災の事、満月上人當山を草創してより以後五百餘歳、いまだこの例あらず。この時に當りて

回祿すること、武州しきりにもつて御歎息。よつて今日潜かに解謝の儀あり。また願書を捧げらると云々。

” 2・11・9条

126、陰る。六波羅の飛脚到着す。申して云はく、去ぬる十二日卯の尅、園城寺中院・南院の衆徒等、坊争ひによつて、北院の坊舎を焼失しをはんぬ。同日戌の尅、北院の衆徒等多勢を引牽し、中南兩院を焼く。すでに、一日の中に、三ヶ院灰燼となる。學侶皆もつて分散し、智徳おのおの山林に隱遁す。公請斷絶の基、専ら朝家の重事たりと云々。  
寛喜2・8・21条

134、法花堂西の護摩堂、去年十月廿五日の焼亡の時、回祿しをはんぬ。しかうして御臺所の御願として造らるべしと云々。よつて今日政所において、信乃民部大夫入道行然奉行として、件の堂は、御所より何れの方に當るやの由、その沙汰あり。陰陽師奉貞晴賢宣賢を遣はして方角を糺さる。夜に入りて、火を御所と法花堂とにおいて明うし、兩方を往反してこれを窺ひ見る。丑の方の分たるの由おのおの言上すと云々。  
貞永1・4・9条

137、永福寺搥門上棟の間、將軍家御出。御車。相州・武州供奉したまふ。この門は、去ぬる寛喜三年十月廿五日炎上し、その後新造の時、丙の日を用ゐらるるの條、すこぶるその難あるの由、嫌ひ申すの輩ありといへども、遂げられをはんぬ。黄昏に及びて還御。  
嘉禎1・7・5条

138、また石清水の神輿の事その沙汰あり。これ八幡宮寺と興福寺と確執の事、御使を遣はずべきの由、去ぬる五月、兩方に仰せらるるところ、その左右を待ちたてまつらず、同六月四日、南都の衆徒薪庄に押し寄せ、在家六十餘宇を焼き拂ひをはんぬ。宮寺は勅裁を仰ぐべきのところ、同十九日、にはかに神輿を宿院に渡したてまつるの

間、子細を尋ね問はんがために、季繼宿禰を遣はさるといへども、問答に及ばず、あまりさへ神人等、史生爲末を凌轢せしめをはんぬ。しかる後解狀を捧げ、條々勅許に預ると云々。よつて宮寺の噉訴かたがた然るべからざるの由、今日沙汰ありて、別當成清法印に仰せ遣はされ、しかしながら因幡國を寄進せらるるによつて、神輿の入洛を留めたてまつりをはんぬ。

” 1・7・24条

### 頼嗣將軍記

158、天晴る。今日評定す。大殿御上洛の事延引の御沙汰あり。これ日來思しめし立つによつて、明春二月九日必ず御進發あるべきの由治定しをはんぬ。しかるに政所火事の間、御出立以下の御物等、ことごとくもつて火に災せしむるが故なり。

寛元2・12・27条

160、萬年馬入道、左親衛の南庭に馳せ參じ、騎馬せしめながら申して云はく、毛利入道殿敵陣に加はられをはんぬ。今においては世の大事必然かと。左親衛この事を聞きて、午の刻、御所に參ず。將軍の御前に候ぜられ、重ねて奇謀を廻らさる。折節北風南に變るの間、火を泰村が南隣の人屋に放つ。風しきりに扇ぎ、煙かの館を覆ふ。泰村ならびに伴黨烟に咽び、館を遁れ出でて、故右大將軍の法華堂に參籠す。

實治1・6・5条

161、天晴る。胤氏・素暹等、秀胤が上總國一宮大柳の館を襲ふ。時に當國の御家人雲霞のごとく起りて合力を成す。秀胤兼ねて用意するの間、炭薪等を館の郭外の四面に積み置き、皆ことごとく火を放つ。その焰はなはだ熾にし

て、人馬の通るべき路にあらず。よつて軍兵轡を門外に安んじ、わづかに時の聲を造りて箭を發つ。ここに敵軍馬場の邊に出逢ひて、答の箭を射る。(中略)その後、數十の舎屋に同時に放火す。内外の猛火混じて、半天に迸る。胤氏以下の郎從等、その熾なる勢に咽び、還つて數十町の外に遁避し、敢へてかの首を獲るに能はずと云々。

" 1・6・7条

162、天晴る。常陸國において、關左衛門尉政泰が郎從等と小栗次郎重信と合戦を致す。つひにかの郎從等雌伏し、舎屋ごとごとく火を放ち、餘炎數町に及ぶ。およそ村の南、村の北に哭聲もつとも多しと云々。

" 1・6・8条

163、去ぬる五日、平左衛門入道盛阿をもつて若狭前司泰村に遣はさるるところの左親衛の御文出で來る。後家返し進ずるところなり。御尋ねあるが故か。殊に重寶の由を存じ、紛失せしむべからざるの旨、泰村示し付けらるるの間、到來の時より護りの緒に結び付く。西御門の館の放火によつて、楚忽に走り出づといへども、なほこれを身に随ふと云々。別して御感ありと云々。

" 1・6・15条

164、相摸國一宮の相數本焼亡す。神火かの由これを申し送る。殊に驚きの御沙汰ありと云々。

" 1・7・10条

165、相州六波羅より參著す。去ぬる三日に出京す。故入道武州經時の小町上の舊宅御所の北面、若宮大路なり。を居所となす。これ前武州禪室の跡なり。武州經時相傳せらるるところ、去ぬる寛元二年十二月焼亡す。しかれども元のごとく新造し、この第において終りを取らるるの後、今にその主なしと云々。

" 1・7・17条

166、放生會延引す。去ぬる六月の合戦の觸穢の上、かの追討の餘炎によつて流鏑馬舎焼失するが故なり。京都この事

167、午の尅、鶴岡馬場の流鏑馬舎これを建てらる。去ぬる六月、合戦の日焼亡するによつてなり。  
に就きて、去ぬる六月九日關東の飛脚入洛の日より七月五日に至るまで觸穢と云々。  
" 1・8・15条

169、天晴る。鶴岡八幡宮の放生會なり。去ぬる六月五日、泰村追討の觸穢ならびに流鏑馬舎炎上等の事によつて、  
式日延びて今日に及ぶと云々。將軍家御出御東帶の儀あり。卿相雲客參會し、五品以下の扈從例のごとし。  
" 1・11・1条

172、名越の邊焼亡す。今日。奥州、調度等を相州に進ぜらる。火事によつてなり。  
" 1・11・15条

173、天霽る。丑の刻、塔の辻焼亡。人屋數十字災す。大藏權少輔朝廣が家その中にあり。累代相傳の地券文書以下の  
重寶、ことごとくもつて火燼すと云々。  
" 3・1・4条

175、去月十四日、熊野山の神倉焼亡す。この事、兼日に相州御夢想あるの間、殊に驚き噪ぎたまひ、造營等の事、御  
助成あるの由と云々。  
" 3・3・7条

宗尊親王將軍記

181、晴る。西風烈し。卯の一點、濱風早く、町の邊焼亡し、名越の山王堂に至るまで、人家數百宇災す。日出以後に  
火止まる。焼け死ぬる者數十人と云々。かの穢によつて、今日將軍家の御神拜延引すと云々。  
" 6・1・10条

188、晴る。山門の蜂起によつて、園城寺定めて火災あらんか。かの寺を警固すべきの由、大番衆に相觸るべきの旨、六波羅に仰せ遣はさると云々。  
 文應1・2・3条

196、來月一日より御祈の大阿闍梨松殿法印の休所の事、今度前尾州の亭たるのところ、先日失火の間、肥前四郎左衛門尉が宅を點せらると云々。  
 弘長3・5・29条

199、齧る。未の尅、小町焼亡す。南風しきりに吹きて、甚しき烟御所を掩ふ。よつて御車二領を南庭に引き立て、御出の儀を儲く。ここに前武州の亭前に至りて火止まる。  
 " 3・11・22条

A、鎌倉幕府方の施策・治政・治績関係記載……22、26、31、33、38、43、44、50、57、60、65、91、100、112、114、119、120、134、137、158、164、166、167、169、172、175、181、188、196、199の三〇例

B、將軍家・御臺所・執権乃至之に準ずる者の挙措・行跡関係記載……16、20、22、29、31、38、58、59、62、78、118、134、137、165、169、172、175、181、199の一九例

C、戦闘・鬭諍関係記載……一六例

(1)、其れへの導因関係記載……5、15、18、38、45、58、63、115、117の一〇例  
 (2)、其の経緯・顛末関係記載(但し、茲には、右記(1)の事例が含まれていない。)……93、94、160、161①、②、162の六例  
 } の一六例

D、御家人の動向・情勢関係記載……30、38、47、58、59、160、161①、②、162、163、165、172の二二例

E、個人の感懐吐露関係記載……16、19、22、26、27、31、47、91、120、164、175の二一例

F、崇仏・敬神関係記載……16、19、20、27、31、38、62、134の八例

G、慰問乃至は支援等の為の使者・使節・專使等派遣関係記載……八例

- (1)、京洛方より鎌倉方への其れ……32、64、84①、②の四例
  - (2)、鎌倉方より京洛方への其れ……22、91、112の三例
  - (3)、鎌倉方より非鎌倉方への其れ……100の一例
  - (4)、非鎌倉方より鎌倉方への其れ……ナシ
- の八例

H、寺院の活動・動向・情勢関係記載……18、115、116、188の四例

I、朝家・公家に依る施策・治政・治績関係記載……89、116、117、138の四例

J、天(上)皇等皇族の举措・行跡関係記載……49、92②、95の三例

K、仏法靈驗関係記載……19、27の二例

L、本朝・異朝に於ける対比奇談関係記載……27、36の二例

M、其の他……90、102、109、173の四例

扱て、表十六に依り、歴代六將軍記（当該事例僅少の頼家將軍記は、茲では一応除外してある。以下同様。）に所見されるA～L（M項目〔事項〕は「其の他」と謂うことで、茲では一応除外してある。）なる諸項目〔事項〕中、各將軍記に於ける最多と最少の其れは、各々何かを覗てみるに、



表六

諸項目(事項) 歴代六將軍記	A	B	C	D	E	F
頼朝	16.7% 5 13.9%	31.6% 6 16.7%	25.0% 4 11.1%	16.7% 2 5.6%	54.5% 6 16.7%	75.0% 6 16.7%
頼家	3.3% 1	0	0	0	0	0
実朝	16.7% 5 27.8%	15.8% 3 16.7%	18.8% 3 16.7%	25.0% 3 16.7%	9.1% 1 5.6%	12.5% 1 5.6%
頼経	26.7% 8 22.9%	21.1% 4 11.4%	31.3% 5 14.3%	0	18.2% 2 5.7%	12.5% 1 2.9%
頼嗣	23.3% 7 29.2%	21.1% 4 16.7%	25.0% 4 16.7%	58.3% 7 29.2%	18.2% 2 8.3%	0
宗尊親王	13.3% 4 57.1%	10.5% 2 28.6%	0	0	0	0
合計	30	19	16	12	11	8

G	H	I	J	K	L	M	合計
25.0% 2 5.6%	25.0% 1 2.8%	0	0	100% 2 5.6%	100% 2 5.6%	0	36
0	0	0	0	0	0	0	1
12.5% 1 5.6%	0	0	33.3% 1 5.6%	0	0	0	18
62.5% 5 14.3%	50.0% 2 5.7%	100% 4 11.4%	66.7% 2 5.7%	0	0	3 8.6%	36
0	0	0	0	0	0	1 4.2%	25
0	25.0% 1 14.3%	0	0	0	0	0	7
8	4	4	3	2	2	4	123

【備考】各事例数の上部に記す百分比は、縦欄各事例数の、其の各事例合計数に占める其れであり、各事例数の下部に記す百分比は、横欄各事例数の、其の各事例合計数に占める其れである。

先ず、各將軍記に於ける最多項目(事項)に就いて、頼朝將軍記に於いては、B(六例(約三二、六%) ) E(六例(約五四、五%

( F(六例(七五、〇%) ) K(二例(一〇〇、〇%) ) L(二例(一〇〇、〇%) )の五項目(事項)が其れである。実朝將軍記に於いては、最多項目(事項)が認められない。頼経將軍記に於いては、A(八例(約二六、七%) ) C(五例(約三二、三%) ) G(五例(約

六二、五%) ) H(二例(五〇、〇%) ) I(四例(二〇〇、〇%) ) J(二例(約六六、七%) )の六項目(事項)が其れである。頼嗣將軍記に

於いては、D(七例(約五八、三%) )の一項目(事項)が其れである。宗尊親王將軍記に於いては、最多項目(事項)が認められない。

次に、各將軍記に於ける最少項目(事項)に就いて、頼朝將軍記に於いては、I J(此等は、共に当該事  
例が認められない。)(の二項目(事項)

が其れである。実朝將軍記に於いては、H I K L(此等は、共に当該事  
例が認められない。)(の四項目(事項)が其れである。頼経將軍記に

於いては、D K L(此等は、共に当該事  
例が認められない。)(の三項目(事項)が其れである。頼嗣將軍記に於いては、F G H I J

K L(此等は、共に当該事  
例が認められない。)(の七項目(事項)が其れである。宗尊親王將軍記に於いては、A(四例(約二三、三%) ) B(二例(約

一〇、五%) )及びC D E F G I J K L(此等は、共に当該事  
例が認められない。)(の一一項目(事項)が其れである。

之に依つてA~Lなる一二項目(事項)中、A C G H I Jの六項目(事項)が頼経將軍記に、B E F K

Lの五項目(事項)が頼朝將軍記に、Dの一項目(事項)が頼嗣將軍記に於いて各々最多の百分比を有していることが確認さ

れるのである。従つて歴代六將軍記の各々に在つて、然うした百分比の最も多い項目(事項)がより多く見られるのは、

頼経將軍記であり、之に次ぐのが頼朝將軍記であること。之に対して、歴代六將軍記の各々に在つて、然うした百分

比の最も多い項目(事項)がより多く見られるのは、宗尊親王將軍記であり、之に次ぐのが頼嗣將軍記であることを各々

闡明し得ると共に、歴代六將軍記に在つて、各項目(事項)別の最多百分比を印する某項目(事項)をより多く有する頼経將

軍記と、然うした某項目(事項)をより尠ししか有しない宗尊親王將軍記とが各々対蹠的位置關係に在ることを指摘し得るのである。而して歴代六將軍記の各々に於いて最も多く見られる項目(事項)が如何なるものであるかを観てみるに、頼朝將軍記に於いては、BEF(共に約一六七%)の三項目(事項)であり、実朝將軍記に於いては、A(約二七、八%)の二項目(事項)であり、頼朝將軍記に於いては、A(約二二、九%)の二項目(事項)であり、頼朝將軍記に於いては、AD(共に約二九、一%)の二項目(事項)であり、そして宗尊親王將軍記に於いては、A(約五七、一%)の二項目(事項)であること。従つて、歴代六將軍記に在つてA(約二二、九%)なる二項目(事項)中、A項目(事項)が最も多く見られるのは、実朝、頼朝、頼朝、宗尊親王の四將軍記と謂ふことになり、此の点から判じて、頼朝將軍記と其等四將軍記とが各々相異していることを認知し得るのである。更に、A(約二二、九%)なる二項目(事項)中、I項目(事項)が頼朝將軍記而已に、KLの二項目(事項)が頼朝將軍記而已にしか各々所見されないのも、旁々留意されてよい事であろう。上來屢述した攷の概要を撮り、之を各將軍記毎に摘記すると共に、上に言及し得なかつた事をも若干補記して本項の掉尾と致したく思う。

#### 〔頼朝將軍記の場合〕

(一)、歴代六將軍記中、A(約二二、九%)なる二項目(事項) (M項目(事項)を含めれば一三項目(事項))の事例合計数に於いて最も卓越する、別言すれば、記載内容が最も多様性に富んでいるのは、頼朝將軍記(一〇項目(事項)三六例)であり、之に次ぐのが頼朝將軍記(九項目(事項)三五例)であること。

(二) 歴代六將軍記の各々に在つて、最も多くの百分比を有つ項目(事項)がより多く見られる点に於いて、当頼朝將軍記

BEFKLの五項目(事項)が其れである。 ( )は、頼経將軍記ACGHIIJの六項目(事項)が其れである。 ( )に次いで卓越していること。

(三) 歴代六將軍記に在つて、AとLなる一二項目(事項)中、A項目(事項)事例の占める百分比が最少なのは、独り当頼朝將軍記在る而已と謂うことから觀て、当頼朝將軍記は、他余の諸將軍記と相異していること。

(四) AとLなる一二項目(事項)中、当頼朝將軍記而已に所見されるのは、KLの二項目(事項)に限られていること。此れは、仏法の靈驗(K項目(事項))や、本朝と異朝に於ける対比奇談(L項目(事項))に関わるものであること。

[頼朝將軍記の場合]

當將軍記には、A項目(事項)が僅か一事例しか所見されないと謂う如く、同將軍記は、當該事例の僅少さ故を以て本項に於いては、一応、除外してある。

[実朝將軍記の場合]

(一) AとLなる一二項目(事項)に在つて當実朝將軍記に於ける百分比が、歴代六將軍記中、最多を印するものは所見されないこと。

(一)、歴代六將軍記に在つてA〜Lなる一二項目(事項)中、当実朝將軍記而已に所見されるものは存在しないこと。

〔頼経將軍記の場合〕

(一)、当頼経將軍記は、歴代六將軍記に在つて、A〜Lなる一二項目(事項)の各該当事例合計数に於いて頼朝將軍記に次ぐ優越さを有していること。上来の考察から除いた「其他」のM項目(事項)の三例を加算すれば、当頼経將軍記の事例合計数は、頼朝將軍記の其れと同じになること。

(二)、当頼経將軍記には、歴代六將軍記に在つて、A〜Lなる一二項目(事項)中、最多の百分比を有する項目(事項)——A C G H I Jの六項目(事項)が其れである——が、より多く所見される点に於いて、最も卓越していること。

(三)、(二)に指摘したA C G H I Jの六項目(事項)に在つて、其の中、独りIの一項目(事項)が、歴代六將軍記中、当頼経將軍記而已に所見されること。

〔頼嗣將軍記の場合〕

(一)、当頼嗣將軍記には、A〜Lなる一二項目(事項)中、A〜Eの五項目(事項)に該当事例を認め得るが、残余のF〜Lの七項目(事項)には、該当事例を認め得ないと謂う如く、該当事例の認められる項目(事項)よりも、該当事例の認めら

れない項目(事項)の方がより優越していること。

(二) 斯様に該当事例を認め得ない項目(事項)の多い当頼嗣將軍記に在つても、御家人の動向・情勢関係のD項目(事項)に關しては、歴代六將軍記中、最多の百分比を印していること。

(三) 斯かる点より、当頼嗣將軍記は、然うしたD項目(事項)該当事例を關く上述の頼経將軍記と対蹠的な位置關係に在ることが知られるのである。

(一) 宗尊親王將軍記の場合

(一) 当宗尊親王將軍記には、AとIなる一二項目(事項)中、A B Hの三項目(事項)に限つて該当事例が見られるが、残余の九項目(事項)に關しては、該当事例が見られない。而して其の該当事例の見られる三項目(事項)事例には、歴代六將軍記に在つて、最多の百分比を有するものは認められないこと。

(二) 斯様に、当宗尊親王將軍記は、AとIなる一二項目(事項)に在つて、僅々三項目(事項)に限つて該当事例が見られるが、其処には、歴代六將軍記に在つて最多の百分比を有するものは、何も認められないこと。

(三) 従つて斯うした当宗尊親王將軍記は、先述した攷の、歴代六將軍記中、AとIなる一二項目(事項)に在つてA C G H I Jの六項目(事項)に就き、各々最多の百分比を印する頼経將軍記と相互に對蹠的な位置關係に在ることが認められるのである。

## I項目(事項)に関して

当該項目事項の全事例に関しては、既掲表二中のI欄、即ちC項目(事項)のC種類記事に就いての概要摘記欄に掲記して置いた通りであるが、歴代六將軍記に於ける当該事例の有り様に就いて、之をば分かり易く、各將軍記別に纏めて示すと、表十七の如くなる。

各歴代六將軍記に於けるI項目(事項)関係記載事例の有・無に就いて、各々の百分比を觀てみるに、「記載事例アリ」の百分比が最も多いのは、頼朝將軍記(約六〇、五%)であり、逆に其れが最も尠いのは、宗尊親王將軍記(約四、二%)である。とすれば、当然の事乍ら、「記載事例ナシ」の百分比が最も多いのは、宗尊親王將軍記(約九五、八%)であり、逆に其の百分比が最も尠いのは、頼朝將軍記(約三九、五%)と謂うことになる。而して斯うした記載事象は、各歴代六將軍記に於ける「記載事例アリ」に該当する事例数の、各歴代六將軍記に於ける「記載事例アリ」に該当する事例合計数に占める百分比に就いても、同様に認められるのである。即ち其れは、件の百分比が頼朝將軍記(約四六、九%)に於いて最多であり、逆に宗尊親王將軍記(約二、〇%)に於いて最尠となつてゐること依り、然う言い得られるからである。斯くして斯うしたI項目(事項)関係記載事例の有り様からも、頼朝將軍記と宗尊親王將軍記とが各々対蹠的な位置關係に在ることを認知し得るのである。

表七

I項目(事項)関係 記載事例の有・無 歴代六將軍記	記載事例アリ	記載事例ナシ	合計
頼 朝	約46.9% 23 約60.5%	15 約39.5%	38
頼 家	約4.1% 2 40.0%	3 60.0%	5
実 朝	約10.2% 5 約16.1%	26 約83.9%	31
頼 經	約24.5% 12 約14.6%	70 約85.4%	82
頼 嗣	約14.3% 7 約31.8%	15 約68.2%	22
宗尊親王	約2.0% 1 約4.2%	23 約95.8%	24
合 計	49	153	202

〔頼朝將軍記の場合〕

当頼朝將軍記に見るI項目(事項)関係記載は、左記の如くなる(

各文項の数字は、既掲回録記載列挙番号を示す。以下同様。)

〔備考〕各事例数上部の百分比は、各歴代六將軍記に於ける当該項目(事項)関係記載事例数の、当該項目(事項)関係記載事例合計数に占めるものであり、各事例数下部の百分比は、各歴代六將軍記に於ける当該項目(事項)関係記載事例数の、回録関係記載事例数に占めるものである。



1、5は、源家頼政(1、3)及び頼朝(4、5)に依る、平家勦滅の為の挙兵関連記載

6、7は、源 頼朝への与同加担者たる一條忠頼(6)や千葉常胤(?)に依る、平家勦討の為の挙兵関連記載

8は、平家への与同加担者たる足利俊綱に依る、源家への与同加担者に対する攻撃関連記載

9、10は、源 頼朝への与同加担者たる上総広常に依る、源家への対立抗争者たる佐竹義政・同秀義両者に対する

#### 攻撃関連記載

11は、源 頼朝への与同加担者たる山本義経・柏木義兼兄弟に依る、平家打倒の為の挙兵関連記載

12は、平 重衡に依る、園城寺への襲撃関連記載

13、14、18、38は、平 重衡に依る、南都東大・興福両寺院への攻撃関連記載

15は、熊野山悪僧等に依る、平家一族及び其れへの与同加担者に対する襲攻と、此れに対する平家方らに依る、熊野

#### 山僧徒等への報復関連記載

16は、熊野山湛増従類に依る、伊勢国に於ける暴虐虜奪関連記載

17は、源家(義経)に依る、平家攻略関連記載

23、26は、源 頼朝に依る、藤原泰衡及び其の与同加担者勦討関連記載

此等二三条の記載内容に就いては、左記の如く分類整理し得よう(事例15は、其の内容から(一)(二)双方の類別に所属せしめてある)。

(一)、源家及び其れへの与同加担者に依る、平家及び其れへの与同加担者攻撃・討滅を主内容とする記載が1、7、9

、11、17、23、26の一五条である。

(二)、平家及び其れへの与同加担者に依る、其の敵対勢力への攻撃・討滅を主要内容とする記載が8、12、15、18、38の七条であり、特に此の中、12、14、18、38の五条は、平重衡に依る、園城・東大・興福の三寺院への攻撃関連記載である。

(三)、熊野山僧徒及び其の従類に関する動向・情勢を主要内容とする記載が15、16の二条である。

斯くして、当頼朝將軍記に於いては、類別事例数の上で、(一)類が最も卓越しており、主要な記載内容であることを闡明し得るのである。

〔頼家將軍記の場合〕

当頼家將軍記には、当該記載が下記の二条見られる。即ち其れは、42、43の、北條時政に依る、比企能員及び其の与同加担者謀殺関連記載である。

〔実朝將軍記の場合〕

当実朝將軍記には、当該記載が下記の五条見られる。即ち其れは、58、60の、北條義時・同泰時及び其の与同加担者等に依る、和田義盛及び其の与同加担者等勦討関連記載であり、63、64の、延暦寺衆徒に依る、園城寺衆徒並びに

同寺院襲撃関連記載である。

〔頼経將軍記の場合〕

当頼経將軍記には、当該記載が下記の如く一二条見られる。即ち其れは、75、89の、後鳥羽上皇に依る、源 頼茂及び其の与同加担者等掃勦関連、92②、93、94、96①の、後鳥羽上皇に依る、北條義時追討関連、115〜117の、南都衆徒に依る、多武峯衆徒並びに同寺院襲撃関連、126の、園城寺中・南西院衆徒に依る坊争関連、138の、石清水宮寺と興福寺の權執関連、141の、四天王寺執行一族上座覚順等と渡邊党との交戦関連等の各記載である。

〔頼嗣將軍記の場合〕

当頼嗣將軍記には、当該記載が160〜163、166、167、169の七条見られる。即ち其れは、北條・安達両氏族一統及び其の与同加担者等に依る、三浦氏一統及び其の与同加担者等攻撃・討滅関連記載である。

〔宗尊親王將軍記の場合〕

当宗尊親王將軍記には、当該記載が188の一条見られる。即ち其れは、延暦・園城兩寺院の確執関連記載である。

以上、『吾妻鏡』所載の回祿記事に関わるA～Iなる諸項目(事項)の各種類に就き、之をA項目(事項)より順次組上に載せて、各歴代六將軍記毎に実証的検査を試みて来たが、之に依り、其等各將軍記に有する固有性乃至は通有性の、記載様態に認知される編纂記録としての性格の一斑を不充分乍らも闡明することが出来たように思う。斯うした營爲は、延いては同書全般の成立や性格等に就いて、此等をより精確に究明するに際し、極めて有用、且つ有効な手立たり得るものと言えよう。斯様な意味合いに於いて、本稿で試みられた考検に依り、仮令、其れが蟻垤的なものであれ、其処に、些少なりとも斯学研窮の拠依を提示し得ていとすれば、稿者にとって望外の欣びとする攸である。

最後に、本稿で試みられた考検の基底を成す既掲表二を再度纏め直した表十八をば掲示し、以て拙稿の収束としたい。

表六

類朝	記載種類 歴代六將軍記
14 } 24 } 5 } 19 }	a <sup>1</sup> a <sup>2</sup> a <sup>3</sup> a <sup>4</sup>
12 } 22 }	b <sup>1</sup> b <sup>2</sup>
23 } 9 } 3 } 12 }	c <sup>1</sup> c <sup>2</sup> c <sup>3</sup> c <sup>4</sup>
21 } 13 }	d <sup>1</sup> d <sup>2</sup>
26 } 12 }	e <sup>1</sup> e <sup>2</sup>
28 } 10 } 0 }	f <sup>1</sup> f <sup>2</sup> f <sup>3</sup>
11 } 20 }	g <sup>1</sup> g <sup>2</sup>
16 } 21 }	h <sup>1</sup> h <sup>2</sup>

頼 嗣	頼 経	実 朝	頼 家
$\left. \begin{array}{l} 1 \\ 21 \\ 1 \\ 1 \end{array} \right\} 24$	$\left. \begin{array}{l} 24(25) \\ 58 \\ 19(20) \\ 7 \end{array} \right\} 108(110)$	$\left. \begin{array}{l} 10 \\ 21 \\ 9 \\ 0 \end{array} \right\} 40$	$\left. \begin{array}{l} 1 \\ 4 \\ 1 \\ 0 \end{array} \right\} 6$
$\left. \begin{array}{l} 13 \\ 9 \end{array} \right\} 22$	$\left. \begin{array}{l} 54 \\ 29 \end{array} \right\} 83$	$\left. \begin{array}{l} 24 \\ 7 \end{array} \right\} 31$	$\left. \begin{array}{l} 3 \\ 2 \end{array} \right\} 5$
$\left. \begin{array}{l} 7 \\ 15 \\ 4 \\ 4 \end{array} \right\} 30$	$\left. \begin{array}{l} 12 \\ 71 \\ 24 \\ 17 \end{array} \right\} 124$	$\left. \begin{array}{l} 4 \\ 25 \\ 4 \\ 3 \end{array} \right\} 36$	$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 3 \\ 0 \\ 1 \end{array} \right\} 6$
$\left. \begin{array}{l} 12 \\ 10 \end{array} \right\} 22$	$\left. \begin{array}{l} 38(39) \\ 46 \end{array} \right\} 84(85)$	$\left. \begin{array}{l} 21 \\ 10 \end{array} \right\} 31$	$\left. \begin{array}{l} 4 \\ 1 \end{array} \right\} 5$
$\left. \begin{array}{l} 11 \\ 12 \end{array} \right\} 22(23)$	$\left. \begin{array}{l} 43(47) \\ 39 \end{array} \right\} 82(86)$	$\left. \begin{array}{l} 18 \\ 13 \end{array} \right\} 31$	$\left. \begin{array}{l} 3 \\ 2 \end{array} \right\} 5$
$\left. \begin{array}{l} 15(16) \\ 7 \\ 1 \end{array} \right\} 23(24)$	$\left. \begin{array}{l} 77(80) \\ 6 \\ 3 \end{array} \right\} 86(89)$	$\left. \begin{array}{l} 26 \\ 5 \\ 1 \end{array} \right\} 31(32)$	$\left. \begin{array}{l} 4 \\ 1 \\ 0 \end{array} \right\} 5$
$\left. \begin{array}{l} 8 \\ 14 \end{array} \right\} 22$	$\left. \begin{array}{l} 39 \\ 43(44) \end{array} \right\} 82(83)$	$\left. \begin{array}{l} 12 \\ 19 \end{array} \right\} 31$	$\left. \begin{array}{l} 0 \\ 5 \end{array} \right\} 5$
$\left. \begin{array}{l} 13 \\ 9 \end{array} \right\} 22$	$\left. \begin{array}{l} 25 \\ 57(58) \end{array} \right\} 82(83)$	$\left. \begin{array}{l} 13 \\ 18 \end{array} \right\} 31$	$\left. \begin{array}{l} 1 \\ 4 \end{array} \right\} 5$

[備考] 括弧内数字は、同一条中に、同一内容の記載記事と、相異内容の記載記事とが包蔵されている場合に就き、其等双方の記載条(事例)数を示すものである。

合 計	宗 尊 親 王
53(54) } 149 } 267(269) 37(38) } 28 }	3 } 21 } 27 2 } 1 }
125 } 74 } 199	19 } 5 } 24
49 } 146 } 276 44 } 37 }	1 } 23 } 33 9 } 0 }
108(109) } 92 } 200(201)	12 } 12 } 24
110(114) } 93 } 203(207)	9 } 15 } 24
173(177) } 30 } 209(213) 6 }	23 } 1 } 25 1 }
88 } 107(108) } 195(196)	18 } 6 } 24
72 } 129(130) } 201(202)	4 } 20 } 24